

2014

授 業 内 容 一 覧

Syllabus

鹿児島大学法科大学院

鹿児島大学大学院
司法政策研究科法曹実務専攻

目 次

I 1年次

I－1	前 期	4
I－2	後 期	30

II 2年次

II－1	前 期	62
II－2	後 期	88
II－3	集中講義	124

III 3年次

III－1	前 期	136
III－2	後 期	178
III－3	集中講義	194

IV	法科大学院の学生が最低限修得すべき内容	203
----	---------------------	-----

1 年

I. 1 年次目次

I - 1. 前期

憲法 A	小栗 實		4
民法 A	村山 洋介		8
民法 B	村山 洋介		10
民事訴訟法 A	齋藤 善人		12
刑法 B	南 由介		14
刑事訴訟法 A	中島 宏		16
法情報論	米田 憲市		20
法理学	緒方 直人		
司法政策論	坂本 正幸		
	石川 英昭		24
	米田 憲市		26

I - 2. 後期

憲法 B	小栗 實		30
行政法 A	土居 正典		34
民法 C	村山 洋介		36
民法 D	采女 博文		38
民法 E	緒方 直人		40
商法 A	志田 惣一		44
民事訴訟法 B	齋藤 善人		46
刑法 A	南 由介		48
刑事訴訟法 B	中島 宏		50
法社会学	米田 憲市		54
政治史	平井 一臣		56

1 年 前期

1. 授業の目標

主に未修の1年生対象を主眼におき、前期に憲法Aを、後期に憲法Bを実施する。憲法Aは、人権総論、精神的自由を主に扱い、憲法Bは、経済的自由、社会権、統治機構を扱う。憲法学上の基本的・包括的な知識を得ることを目標とする。授業は講義形式でおこない、適宜、質問などを発する方法で行う。

具体的な到達目標としては、1年次開講の講義科目であるため、まずは①基本的な知識の獲得を目標とする。憲法の条文、基本的な概念を正しく理解する。「共通的到達目標」に従い、憲法の基本的な論点を講義する。②最高裁はじめ憲法に関する裁判の判決が理解できるようにする。③基本的な知識を応用しながら、具体的な事例に対する法的判断を示すことができるようにする。「事実」「規範」「結論」という順序で法的三段論法にしたがって、法的な立論を示すことを目標とする。

講義の内容として、今年度は「純粋未修」の受講生が多いことも考えて、憲法の条文、基本的な概念の説明、最高裁判例の法理、憲法学の学説の解説を中心に行うことにする。したがって、予習としては、事前に教科書・基本書の当該部分を読んでおくことが必要となる。

2. 授業の内容

(1) 憲法の基本原則

授業の第1講として授業オリエンテーションを兼ねて、授業の進行方法、「憲法の学び方」などを説明する。そのあと日本国憲法が定める「国民主権」「平和主義」「基本的人権」について解説する。

(2) 人権総論（その1）憲法上の人権とは、どのような関係に適用されるか。

企業、経済団体、政党、職能団体、労働組合、マスメディアなど、これらの社会的権力による人権侵害をどう規制するか。この問題を人権の私人間効力あるいは第三者効力の問題という。私人間における市民社会の原則＝私的自治の原則との関係が問題となる。

(3) 人権総論（その2）特別な法律関係における人権

公権力と特別な関係にある者、たとえば公務員、在監者などについて、その特別な関係を理由に、人権の制限が許されるか。いわゆる「特別権力関係」の論点である。ここでは、公務員の政治活動の自由の規制、および未決・既決の在監者の自由の規制についてあつかう。

(4) 人権総論（その3）人権の主体、とくに外国人の人権

人権の主体という論点にかかわって問題となるのは「外国人の人権」「法人の人権」「皇族の人権」だが、今回は特に外国人の人権保障を扱う。「性質」説が通説・判例とされているが、なにが「性質上、日本国民のみに保障される人権」であるかははっきりしない。選挙権、被選挙権、公務員の資格要件、社会保障の権利、在留・入国の権利が問題となる。

(5) 幸福追求権、自己決定権、プライバシーの権利

憲法13条に規定された幸福追求権は、最近では、「新しい人権」の根拠として活用されるようになった。その事件を取り上げ、さらに、宗教的な自己決定権が問題となった二つの事件について学習する。

(6) 法の下での平等（その1）

人権の総則的な原理といえる「法の下での平等」原則につき、今回は性別および社会的身分による差別の禁止にかかわる事例を扱う。家庭生活における男女平等、職場における男女平等をめぐる裁判例を扱う。

(7) 法の下での平等 (その2)

選挙権の平等、信条による差別など法の下での平等について、(その1)で扱えなかった事項について扱う。

(8) 思想・良心の自由

個人はいかなる考え方をもとうとも、内心の問題にとどまる限りでは、まったく制約されることはない。しかし、問題はその内心を外に向かって明らかにするようなことが許されるかどうかの問題となる。就職採用のさいの面接、学校における内申書に関連して争われた事例を検討する。そのさい、個人がいかなる考えを抱いているかについて国家によって強制されることはない、「沈黙の自由」が保障される。

(9) 学問の自由

学問の自由はこれまで大学教員の研究・教授の自由として考えられてきた。それでは、小中高の教員の教育の自由はどこまで認められるべきか。この問題はいわゆる教育権論争ともかかわる。そこで文部省が行った全国いっせい学力テストをめぐる教育の自由、および高校における教育の自由が問題となった事例を取りあげ、検討する。

(10) 信教の自由と宗教的人格権

信教の自由は、宗教的な内心の自由、宗教的な行為の自由、そして宗教的結社の自由から構成される。これらは思想の自由、表現の自由の宗教的な側面ともいえる。そのさい、真摯な宗教的な信仰心から来る行為がどれだけ保障されるのが問題となる。ここでは剣道実技拒否事件と、自衛官合祀事件を取り上げ、その問題を検討する。

(11) 国家の宗教的中立性と政教分離原則

信教の自由を保障する制度的保障として政教分離原則が認められている。国家と宗教とのかかわり合いについて、判例上は「目的・効果」基準が一応確立されているが、その基準に基づいて、具体的な事例に適用したさいに違憲とした事例、合憲とした事例がある。そこで、その両者の判決を検討する。

(12) 集会・集団行動の自由

憲法 21 条に規定された集会、結社の自由について、公安条例（集会および集団示威運動に関する条例）や地方自治法にいう「公の施設」の許可などをめぐる問題を扱う。

(13) 大衆的な表現の自由

表現の自由の中でも、一般市民がもっとも利用しやすい表現方法として、ビラ配布・ポスターの貼付について検討する。軽犯罪法、道路交通法、屋外広告物法などによる規制の合憲性を考える。

(14) 出版の自由と検閲

表現の自由の限界として論じられる名誉棄損表現については、とくに小説・フィクションなどで大きな問題となっている。次に、わいせつな表現および扇刑法上の「わいせつ文書頒布罪」と表現の自由との関係を扱う。有名な「チャタレイ夫人の恋人」事件などの事例を取り上げる。

(15) 報道・取材の自由

表現の自由の一つとして報道機関およびジャーナリストには報道・取材の自由が認められている（放送については放送法上の規制がある）。しかし、取材の自由をめぐるのは、裁判の証拠としてのビデオ等の提出（博多駅TVフィルム提出命令事件）、取材源の秘匿（石井記者証言拒否事件）、国家（外交・軍事）秘密の保全（沖縄密約電文事件）との関係でその許される範囲が問題となる。取材の自由に関して、報道目的のための法廷における写真撮影が制止され、法廷秩序を害するとして過剰に処せられた事例、雑誌編集者が未決拘禁者に取材を求めて拘置所長から許可が得られなかった事例、研究のため法廷内でメモの許可を申請し、認められなかった事例を取り上げる。

3. テキスト

芦部信喜『憲法 第5版』（岩波書店）→標準的な教科書ではあるが、ややわかりにくいところがあるので、野中・中村・高橋・高見『憲法Ⅰ』『憲法Ⅱ』（有斐閣）や辻村みよ子『憲法』（日本評論社）で補うことがのぞましい。

4. 参考図書

『憲法判例百選Ⅰ，Ⅱ』（第6版）（有斐閣）

なお、憲法の争点に関する判決はできるだけ判決原文の全体を読んだほうが望ましい。判決全文については適宜提供する予定にしているが、長谷部恭男ほか『ケースブック憲法』（弘文堂）、高橋和之ほか『ケースブック憲法』（有斐閣）には、判決文が多く掲載されているので、参考にとするとよい。ただし、高価なので、必携ということはない。

5. 成績評価方法

1. 期末試験（60点）、平常点（40点）の総合評価で行う。

2. 期末試験

1) 出題形式 論述式問題を出題する。いずれも事例検討問題を出すので、その事例に則して原告の立場、被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2) 判定基準 ①争点が正確に把握されているか、②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか、③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか、④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により、A（優秀）、B（良い）、C（普通）、D（よくない）の4段階で判定する。

3. レポート 事例を分析する力、争点を見つける力、説得力のある理由を展開する力を育成するために、授業途中でレポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により、判定する。

4. 平常点については、①授業中の報告および発言内容（発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、など）②課題レポート等によって採点する。学生の欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

1. 各回の具体的な授業内容を書いたレジュメを電子シラバス・システムに掲載するので、読んでおくこと。

2. 憲法で基本的に学ばなくてはならない「共通的到達目標モデル」も掲載するので、自分なりに憲法上の論点の把握に努めてください。

3. なお、今年度は「純粋未修」の受講生を主な受講対象とするので、既に学部で憲法を履修した受講生には、「事例問題」を用意します。オフィスアワー（あるいは他の適当な時間）に研究室にきてくれれば、議論したいと思います。

1. 授業の目標

「民法 A」は、民法総則編を対象とする。本授業では、民法総則分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を物権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2 年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、民法総則分野に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

- 第 1 講 権利の主体 (1) 権利能力、同時死亡の推定、失踪宣告
- 第 2 講 権利の主体 (2) ー公益法人制度改革、非営利法人制度、権利能力なき社団
- 第 3 講 意思表示 (1) ー錯誤、心裡留保
- 第 4 講 意思表示 (2) ー虚偽表示
- 第 5 講 意思表示 (3) ー詐欺、強迫
- 第 6 講 意思能力と行為能力ー成年後見制度
- 第 7 講 代理 (1) ー代理権、代理権の濫用
- 第 8 講 代理 (2) ー無権代理
- 第 9 講 代理 (3) ー表見代理
- 第 10 講 代理 (4) ー表見代理
- 第 11 講 取消・無効ー法律行為の無効、取消と追認
- 第 12 講 条件・期限
- 第 13 講 時効 (1) 時効の効力、時効の援用
- 第 14 講 時効 (2) 時効の中断と停止、取得時効
- 第 15 講 時効 (3) 消滅時効

3. テキスト

近江幸治『民法講義〈1〉第 6 版補訂版』（成文堂、2012 年）

＊講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等では示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

[基本書]

平野裕之『民法総則（民法講義シリーズ）第 2 版』（日本評論社）

内田貴『民法 1 第 4 版』（東京大学出版会）

大村 敦志『基本民法 1 第 3 版』（有斐閣）

加藤 雅信『新民法大系〈1〉民法総則 第 2 版（新民法大系 1）』（有斐閣）

山本 敬三『民法講義〈1〉総則 第 3 版』（有斐閣）

別冊ジュリスト『民法判例百選 1 総則物権 第 6 版』（有斐閣）

別冊法学セミナー『民法総則〔第 6 版〕平成 18 年の法人法改正から平成 23 年までの法改正に対応《一般法人法概説を収録》』（日本評論社）

司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会）

司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 70%、プロセス評価 30%により評価する。プロセス評価については、講義中の発言内容、課題レポートの内容を踏まえ判定する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、プロセス評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。

1. 授業の目標

「民法B」は、物権法（担保物権法を含む）の領域を対象とする。本授業では、物権法分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を物権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2 年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、物権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

- 第1講 物権的請求権Ⅰ
- 第2講 物権的請求権Ⅱ
- 第3講 物権変動Ⅰ—所有権移転時期、物権変動の原因
- 第4講 物権変動Ⅱ—取消・取得時効
- 第5講 物権変動Ⅲ—相続と登記
- 第6講 物権変動Ⅳ—民法 177 条の第三者
- 第7講 即時取得Ⅰ
- 第8講 即時取得Ⅱ
- 第9講 所有権—添付
- 第10講 所有権—共有
- 第11講 用益物権
- 第12講 留置権Ⅰ—留置権の成立要件
- 第13講 留置権Ⅱ—建物賃貸借と留置権
- 第14講 先取特権Ⅰ—先取特権の意義と権能
- 第15講 先取特権Ⅱ—先取特権の追求力（物上代位）
- 第16講 質権
- 第17講 質権Ⅱ譲渡担保—譲渡担保の意義と権能
- 第18講 抵当権Ⅰ—抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲
- 第19講 抵当権Ⅱ—法定地上権
- 第20講 抵当権Ⅲ—抵当権侵害
- 第21講 譲渡担保Ⅰ
- 第22講 譲渡担保Ⅱ
- 第23講 予備（所有権留保）

3. テキスト

近江幸治『民法講義 (2)物権法 第3版』（成文堂，2006 年）

近江幸治『民法講義 (3) 担保物権 第2版補訂』（成文堂，2007 年）

＊講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等では示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論第4版』（東京大学出版）

内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権（第3版）』（東京大学出版）

大村 敦志『基本民法1 第3版』（有斐閣）

加藤雅信『新民法大系Ⅱ物権法 第2版』（有斐閣）

道垣内弘人『担保物権法 第3版』有斐閣

別冊ジュリスト『民法判例百選1 総則物権 第6版』（有斐閣）

別冊法学セミナー『基本法コンメンタール 物権』日本評論社

司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会）

司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 70%, プロセス評価 30%により評価する。プロセス評価については、講義中の発言内容、課題レポートの内容を踏まえて判定する。欠席は、プロセス評価の減点対象とする。

6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。

1. 授業の目標

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の一部と位置づけられている「共通の到達目標」を斟酌して選定された、判決手続における主要な論点を重点的に検討することを通して、民事訴訟法の基礎理論を正確に把握し、問題解法に至る基本的な思考回路を設計することが第一義である。条文についての正確な理解、そのための有力な手掛かりの1つとなる判例法理の思考過程の検討などを前提に、簡素化された事例／設問の処理を双方向（および多方向）かつ具体的に考察・議論する形で進行したい。

その過程において、民事訴訟法の基礎的かつ専門的法知識を体系的に理解し、正確に理解した条文や判例等の知識を駆使して事例や問題を分析検討し、妥当な解法に至る思考能力の基盤を整備することが目標である。すなわち、これを「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に照らせば、①「共通の到達目標」に倣った法的知識の正確な理解、②法的三段論法という思考過程の修得、③法的知識を前提に、基本的な事例について、法的推論の過程を説明できること等の学修が、その到達目標として集約されよう。

2. 授業の内容

【1】民事訴訟の世界（1）－ADR と訴訟／訴訟の基本構造－

【2】民事訴訟の世界（2）－訴訟と非訟－

【3】民事訴訟の世界（3）－民事審判権の限界－

【4】訴訟物の概念

【5】受訴裁判所（1）

【6】受訴裁判所（2）

【7】当事者（1）

【8】当事者（2）

【9】当事者（3）

【10】訴え提起の効果（1）

【11】訴え提起の効果（2）

【12】訴えの利益（1）

【13】訴えの利益（2）

【14】訴えの利益（3）

【15】口頭弁論の準備と争点整理手続

【16】訴訟行為

【17】弁論主義（1）

【18】弁論主義（2）

【19】 弁論主義（3）

【20】 自白の拘束力（1）

【21】 自白の拘束力（2）

【22】 自白の拘束力（3）

【23】 自白の拘束力（4）

3. テキスト

1. 山本弘=長谷部由起子=松下淳一・民事訴訟法〔第2版〕（有斐閣・平成25）
2. 高橋宏志=高田裕成=畑瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第4版〕（有斐閣・平成22）

4. 参考図書

1. 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法(上)〔第2版補訂版〕, (下)〔第2版〕（有斐閣・平成25, 平成24）
2. 藤田広美・講義民事訴訟〔第3版〕（東京大学出版会・平成25）
3. 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点（有斐閣・平成21）
4. 笠井正俊=越山和広編・新コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕（日本評論社・平成25）
5. 大島眞一・完全講義 民事裁判実務の基礎〔第2版〕上巻, 下巻（民事法研究会・平成25）

5. 成績評価方法

1. 期末試験（60点）、レポート課題（30点）および平素の授業におけるプロセス評価（10点）の総合評価による。

2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 大問1（3つ程度の設問を問う）

②六法参照可（司法試験用六法を貸与）

2) 試験時間 120分を予定

3) 採点基準 ①民事訴訟法の主要な論点を議論するうえで必須の概念や定義など、基本的な法的知識を正確に理解しているか。

②民事訴訟法の主要な論点を考察する際、参照すべき重要な判例の法理を把握しているか。

③概念や定義、判例法理等の理解に基づいて、簡素化された事例に対応するための思考回路が設計され、思考の過程が整理されているか。

3. レポート課題 1) シラバス提示の設問等につき、複数回（3回以上）、レポートの提出を求める。
2) 提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位3名の合計点でもって、レポート課題30点分の評価とする。

3) なお、採点基準は、期末試験のそれに準じる。

4. プロセス評価 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。

2) 評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度

②設問の検討考察、質疑に際しての回答内容

③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討

④設問の検討考察、質疑に際しての回答を契機とする発展的課題の示唆

⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備考

1. 詳細については、電子シラバスに譲るが、できうる限りプロブレムメソッドによるインタラクティブな授業を実現したい。毎回1～2つくらいの事例問題を提示し、予めテキスト等により十分な予習をされたことを前提に、1) 問題を考えるための予備知識を質疑応答で確認したのち、2) 問題の考察に際して、判例や学説の考え方を批判的に検討議論するなどして、妥当な解法に至る論理的な思考回路を自家菜園中のものとしたい。

2. この授業においては、4回を超えて欠席した場合には、単位を認定しない（「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」参照）。なお、欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、プロセス評価に包含することがある。

1. 授業の目標

刑法学は刑法総論および刑法各論の二つの分野から成り立っている。本講義では各論をメインに取り扱いつつも、両分野の基礎について修得することを目的とする。

刑法の場合、総論と各論の片方だけ得意になるということは稀である。両分野は有機的に関連している部分が少なくなく、総論の理解が不足していると各論の理解も一定のところで立ち止まってしまうのが通常であり、その逆もまた同じである。もっとも、総論の議論は抽象的なきらいがあるため初学者には理解が困難な部分が少なくない。そこで本講義では、刑法総論の分野である刑法の基礎・基本原則について概観した後、各論を主として扱い、犯罪の具体的なイメージをつかんでもらいつつ、その中で総論の議論についても触れながら講義を展開し、講義終了時には、各論の基礎および総論の概略をマスターしてもらうことを狙いとする。

主として扱う刑法各論は、犯罪成立にかかわる個別的な要件を明らかにすることを目的とする学問である。個々の問題は総論ほど抽象的ではなく、それ故、比較的容易に学修に取り組むことができるであろう（しかし、論じなければならない範囲は広く、難解な問題も少なくない）。それらの問題を解決する能力を涵養することにより、後期開講の刑法A、さらには、次年度以降の演習科目において自ら思考し、展開するための基礎的能力を培うことを目的としたい。なお、本講義は1年次開講科目であることから、基礎的能力の涵養が第1の目標である。それ故、具体的には、基本的な法的知識を修得し、各犯罪の成立要件と、それにまつわる重要判例および主要学説（通説）を理解して（条文解釈を修得して）、典型的事例に犯罪成立要件を適用し、結論を導くことができるようになることを講義の主眼とする。

2. 授業の内容

1 刑法の基礎

刑法の目的 刑罰の目的 罪刑法定主義 刑法の解釈 刑法の適用範囲

2 個人的法益に対する罪（1）

生命に対する罪（殺人罪、同意殺人罪、自殺関与罪）

3 個人的法益に対する罪（2）

身体に対する罪（傷害罪、暴行罪、危険運転致死傷罪）

4 個人的法益に対する罪（3）

生命・身体に対する危険犯（堕胎罪、遺棄罪）

5 個人的法益に対する罪（4）

自由に対する罪（脅迫罪・強要罪、逮捕罪・監禁罪、略取誘拐罪、性的犯罪）

6 個人的法益に対する罪（5）

個人の私的領域を侵す罪（住居侵入罪、秘密侵害罪）

7 個人的法益に対する罪（6）

人格的法益、信用・業務に対する罪（名誉毀損罪、信用毀損罪、業務妨害罪）

8 個人的法益に対する罪（7）

財産犯の刑法的保護

9 個人的法益に対する罪（8）

窃盗罪 器物損壊罪

10 個人的法益に対する罪（9）

強盗罪（1）

11 個人的法益に対する罪（10）

強盗罪（2）

12 個人的法益に対する罪（11）

詐欺罪（1）

13 個人的法益に対する罪（12）

詐欺罪（2） 恐喝罪

14 個人的法益に対する罪（13）

横領罪 背任罪

15 個人的法益に対する罪（14）

盗品等関与罪

- 1 6 社会的法益に対する罪（1）
公共危険罪（放火罪，往来妨害罪，往来危険罪）（1）
- 1 7 社会的法益に対する罪（2）
公共危険罪（放火罪，往来妨害罪，往来危険罪）（2） 文書偽造罪（1）
- 1 8 社会的法益に対する罪（3）
文書偽造罪（2）
- 1 9 社会的法益に対する罪（4）
その他の偽造罪（通貨偽造罪，有価証券偽造罪，支払用カード電磁的記録作出等罪）
- 2 0 社会的法益に対する罪（5）
風俗に対する罪（わいせつ罪，賭博罪・富くじ罪，礼拝所・墳墓に関する罪）
- 2 1 国家的法益に対する罪（1）
国家の存立に対する罪 国交に関する罪 公務執行妨害罪
- 2 2 国家的法益に対する罪（2）
司法手続きの保護（逃走罪，犯人蔵匿罪，証拠隠滅罪，偽証罪）
- 2 3 国家的法益に対する罪（3）
職権濫用罪 賄賂罪

3. テキスト

- ・井田良『刑法各論（新・論点講義シリーズ2）〔第2版〕』（弘文堂・2013）
- ・西田典之『刑法各論〔第6版〕』（弘文堂・2012）
- ・山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣・2010）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論〔第6版〕』（有斐閣・2008）

- ・井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第5版〕』（有斐閣・2013）
- ・井田良『講義刑法学・総論』（有斐閣・2008）
- ・西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂・2010）
- ・山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣・2007）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）

4. 参考図書

- ・井田良『入門刑法学・各論』（有斐閣・2013）
 - ・西田典之ほか編『判例刑法各論〔第6版〕』（有斐閣・2013）
- その他，適宜指示する。

5. 成績評価方法

期末試験（60点）と平常点（40点）を勘案して評価する。期末試験は正誤問題，論文式問題によって構成される。平常点については，レポート，小テスト，授業態度，出席状況（欠席は，その理由を考慮し，必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，平常点の評価から減点）等を総合して評価する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

テキストは，上にあげた井田（行為無価値論），西田，山口（結果無価値論）のいずれか一冊を用意し，予習・復習に用いて頂ければと思います。既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません。また，判例百選は判例を理解するためには欠かせません。

テキストのうち刑法総論関係の教科書は，もっぱら第1回の講義で予習・復習に用いるものとなります。また，これらの書籍は刑法Aの指定テキストにもなります。これについても，既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません（もっとも，刑法A開講時に改版されている場合があることに注意）。なお，『刑法判例百選Ⅰ総論』については，7月に第7版が刊行される予定であり，刑法Aではそれがテキストとなります。

開講時までには，井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第5版〕』（有斐閣・2013）を読み，刑事法の全体像について概観しておいてください。入門書ではありますが，すでに法学部等で刑法，刑事法を学んだ経験がある者でも得るもの大きい一冊です。

1. 授業の目標

刑事訴訟は、犯罪に対して刑罰を科すための手続きである。しかしその手続きは、刑罰権の確実な行使だけを目的とした単線的なものであってはならず、被疑者・被告人の人権保障という要請も、同時に満たすものでなければならない（デュー・プロセスの保障）。

この授業では、刑事訴訟法に関する最初の講義科目として、捜査・公訴・公判総論の部分について、①条文や基本的な概念を理解して説明できるようになること（法的知識）、②条文の解釈をめぐって争いがある基本的な論点について代表的な判例が示している見解を正しく理解して説明できるようになること（同）、③具体的な事案に対して、判例の考え方を前提に条文を解釈・適用して結論を示す思考過程（法的三段論法）が実践できるようになること（法的推論）を目標とする。これを通じて、応用的な問題に取り組むための土台を形成する。なお、上記の①および②にいうところの「条文に出てくる基本概念」「基本的な論点」については、共通の到達目標モデルに記載されている事項を意味する。

2. 授業の内容

① 刑事訴訟法の目的と構造

刑事訴訟の目的、刑事訴訟法と憲法・刑法との関係、刑事手続きの基本的な流れを概説する。

② 捜査総説／任意捜査の限界

捜査手続きにおける基本原則、任意捜査と強制捜査の限界、捜査構造論について学ぶ。

③ 捜査の端緒

捜査の端緒のうち、職務質問、所持品検査、自動車検問の法的根拠を確認し、これらの限界について検討する。

④ 被疑者の身柄保全（1）

逮捕（通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕）の要件について、具体的事例を素材に検討する。また、勾留の意義、手続きについて概観する。

⑤ 被疑者の身柄保全（2）

いわゆる別件逮捕・勾留を中心に、被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題を検討する。

⑥ 物的証拠の収集（1）－令状による捜索・差押え－

証拠物の収集のために用いられる強制処分のうち、令状による捜索・差押えの要件と手続きについて、具体的な事例を通じて検討する。

⑦ 物的証拠の収集（2）－令状によらない捜索・差押え－

証拠物の収集のために用いられる強制処分のうち、令状によらない捜索・差押えの要件と手続きについて、具体的な事例を通じて検討する。

⑧ 第1回レポートの講評

第1回レポートの講評を行い、文書によって法的主張を展開するうえでのポイントを指導する。

⑨ 物的証拠の収集（3）－検証・鑑定／体液の採取－

証拠収集のために用いられる強制性分のうち、検証、鑑定の要件と手続きについて検討する。また、それらとの関係も踏まえて、体液の強制的な採取方法について、法的根拠と実務上の諸問題を論じる。

⑩ 物的証拠の収集（3）－写真撮影－

写真撮影・ビデオ撮影の適法性について、任意処分と強制処分との限界を踏まえつつ検討する。また、捜査手法としての通信傍受について、理論と実務の現状を比較しつつ論じる。

⑪ 物的証拠の収集（４）－通信傍受－

捜査手段としての通信傍受について、理論と実務の現状を比較しつつ検討を加える。

⑫ 第２回レポートの講評

第２回レポートについて講評し、文書によって法律論を展開するためのポイントについても付言する。

⑬ 供述証拠の収集

被疑者の取調べ（特に身柄拘束中の被疑者の取調べ）に対する法的規制のあり方を、黙秘権保障との関係を中心に検討する。

⑭ 被疑者の防御活動

被疑者の防御のための権利のうち、特に接見交通権の意義と根拠を確認し、接見指定の問題について検討を加える。

⑮ 公訴の諸原則/検察官の事件処理

国家訴追主義、起訴独占主義および起訴便宜主義など訴追の基本原則の意義を検討する。また、検察官訴追裁量とそれに対する抑制手段、すなわち、準起訴手続、検察審査会制度および公訴権濫用論について検討する。

⑯ 公訴権と訴訟条件

訴訟条件（公訴条件）の理論的な位置づけについて考察し、公訴時効、管轄など個々の具体的な訴訟条件をめぐる解釈論上の諸問題を検討する。

⑰ 公訴提起の手続き（１）

公訴提起の手続きを概観し、特に起訴状一本主義に関する問題を扱う。また、略式命令、即決裁判手続について概観する。

⑱ 公訴提起の手続き（２）－訴因の特定－

訴因の特定に関する問題を具体的事例を通じて検討する。

⑲ 第３回レポートの講評

第３回レポートについて講評し、文書によって法律論を展開するためのポイントについても付言する。

⑳ 公判総説論－公判手続きの主体－

公判手続きに関与する主体として、裁判所、裁判官、裁判員、検察官、被告人、弁護人、被害者参加人について概観する。裁判官に対する忌避、除籍、回避の制度、必要的弁護制度について、解釈論上の諸問題を扱う。

㉑ 公判の原則と構造

公判手続きを貫く原理・原則として、公開主義、口頭主義・弁論主義、当事者主義などについて概観し、これと関連した具体的な解釈論上の諸問題を検討する。

㉒ 公判の準備と被告人の出頭確保

第一回公判期日前に行われる手続きを概観し、起訴後の勾留と保釈について、制度とその運用を検討する。

㉓ まとめ

講義全体のまとめを行う。

３．テキスト

- ・上口裕『刑事訴訟法（第３版）』（成文堂，2012年）
- ・井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選（第９版）』（有斐閣，2011年）

4. 参考図書

※特に頻繁に参照するものとして、

- ・田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣，1996 年）

※各自で活用すべきものとして、

- ・井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点（第4版）』（有斐閣，2013 年）
- ・田口守一『刑事訴訟法〔第6版〕』（成文堂，2012 年）
- ・白取祐司『刑事訴訟法〔第7版〕』（日本評論社，2012 年）
- ・池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義〔第4版〕』（東大出版会，2012 年）

その他，電子シラバスで随時告知する。

5. 成績評価方法

①平常点(40%)

(a) レポート

学期中に3度の提出を求める。レポートは添削して返却し，必要があれば再提出を求めたうえで再評価を行う。平常点のうち75%に相当。

(b) 授業中の発言内容

平常点のうち25%に相当。欠席については，その理由を考慮し，必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，授業中の発言内容に対する評価から減点する。

②学期末試験の成績(60%)。

6. 備 考

- ・「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に含まれる「共通的到達目標モデル」に掲げられた事項のうち，授業時間内で扱うものと，学生の自学自修に委ねるものの選択については，シラバス・システムの授業計画において明らかにする。なお，後者の到達度も期末試験等における考查の対象となるので注意すること。
- ・教科書については自学自修を基本とし，講義では教科書の理解が困難と思われる部分の解説と，教科書の理解を前提としたケースメソッド（事例の検討を中心とした授業）を行う。
- ・事前にレジュメを配布し，講義内容のアウトラインを示す。ただし，授業は，あくまでも教科書の熟読を前提として進行するので，レジュメの存在に頼ってその記載内容だけを頭に入れて講義に出席するのは無意味である（この講義におけるレジュメは，あくまでも講義当日に扱う内容を簡潔にしめしたアウトラインという位置づけである）。
- ・予習すべき内容については，シラバス・システムの講義計画欄および「予習の手引き」という文書（シラバスシステムに資料として掲載）によって告知する。
- ・学修に必要な文献を適宜紹介するので，各自で入手して精読すること。
- ・予習または復習の補助として，オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

1. 授業の目標

法情報論は、リーガル・リサーチの教育を主眼とする科目であるが、その授業構成は、より高い教育効果を目指している。この科目では、①法情報の収集作業、②具体的な法律問題における法的論点の発見、③論点への獲得情報の適用、④ネットを利用したグループワークとその効率化、⑤グループ内での法的議論、⑥模擬相談、ディベートを通じた法実践といった課題をもっており、鹿児島大学、九州大学の両法科大学院を同時双方向の遠隔講義システムで結んで講義を展開し、学生達はグループごとに Web 上に用意された会議室での打合せや議論を通じたグループワークを通じて、先の課題をこなして行く。つまり、机上の学修や個別の練習問題にとどまらず、法律問題の所在、その問題へのリサーチの実習、問題の対処への応用までを、実践の中で修得することが目標となる。

2. 授業の内容

「法情報論」は、遠隔講義システムで九州大学法科大学院との同時双方向で開講される科目であり、一般的な法情報調査スキルにとどまらず、両法科大学院の学生の混成班をつくり、紛争事例に対する模擬的な事実調査・事実認定・法情報調査、法律相談のシミュレーションや模擬弁論を行うことを通じて、実践的に紛争解決過程を体験する。この科目では、両教室を結ぶ遠隔講義システムに加え、各学生の PC から班ごとに入室する WEB 会議システムを用いて講義中の共同作業を可能にし、授業においては手書きのメモを原則禁止し、表計算ソフトを用いた情報整理方法を課題にするなど、法情報調査から、紛争解決過程、班ごとの共同作業などのコミュニケーション等において、徹底して IT を利用する。これにより、IT を中心として発展し続けている法律家の執務環境における活動力や IT の発展によって可能になる新しい事業モデルに対する感受性を涵養する。

本年度は、作業や鹿大についての各班からの報告を交えるなどしながら、各学生間でのノウハウの共有や高度化を図ることを一層進めたいと考えている。

第 1 回 講義進行の説明、検討課題の提示、使用するシステム機材の説明と実習

☆他の講義とは異なる特徴を持つため、半年間の授業計画の詳細や目的をあらためて説明し、これから使用する機材やシステムの利用方法などを説明する。

☆公用文の用字用語や法令用語の基礎を学び、法律文書の作成の基本的な知識を涵養する。

第 2 回 事件のストーリーと法の適用を考える。

☆所定の条件の下で、事件のストーリーと法を適用して判断するプロセスについて考える。

紛争の物語と法律を適用する作業紛争の対立性がどのように作られるのか、法的論点はどのように位置づけられるのかに、注意を払う。

第 3 回 紛争当事者の主張の対照表作成、争点の確認、要件事実という概念の説明

☆紛争当事者によるそれぞれの立場からの主張を対比し、事件の争点（事実上の争点も法律上の争点も含め）を整理する。その際、法律家の思考の背景にある要件事実という概念について理解する。

☆上記の作業と同時に、当該紛争の当事者間の対立や法的論点を際だたせる事情を考察し、よりリアリティのある紛争ストーリーを検討する。

☆ネットを利用した情報共有の方法を試行する。

第 4 回 法律・裁判例・文献などの法情報の獲得・整理作業

☆法情報にはどのようなものがあり、どのように利用するのかを調査し、それぞれの事案に即して情報収集作業を実施する。

☆双方の主張を対比することから、訴訟において原告・被告がどのような主張をなそうとするのかを検討する。その上で、これからの訴訟で原告が構成しようとするストーリー、それに対する被告のストーリーを作成する。

☆後日実施される、法律相談のシミュレーションを想定し、法律家が紛争当事者からどのような情報を獲得することが必要かをよく考える。

第5回 対照表・ストーリーの講評、法令検索・法令関係ファイル作成

☆対照表もストーリーも初めての作業なので、必要なコメントを行い、補正する。その上で、この事件で問題となる法令をすべてリストアップし、ファイルにまとめる。法令情報検索システムなどについて報告してもらうなど、情報の整理・共有方法などの効率的方法を検討する。

第6回 第5回までの作業の発表

☆第5回までで、現実の事実関係の複雑さの特質、紛争における法的対応の特質、それらに対応するための法情報との関係を把握したと思うので、それぞれの班が作り出したストーリー、これまでの作業の過程と成果を発表してもらう。

第7回 共通課題の発表と作業の開始：基本的な法知識の確認をかねて

☆共通課題となる紛争事案の初期情報を提示し、次週の実法律相談のシミュレーションに備える。

第8回 法律相談の諸技法

☆当事者から情報を得る際の、諸技術を検討する。

☆共通課題について、事実の面と法情報の面から、何を調査すべきか、必要な情報は何かを確定し、調査計画書を作成する。

第9回 法律相談のシミュレーション

☆法律相談のシミュレーションを実施し、事実関係の開示を開始する。

第10回 民事訴訟の構造と訴状答弁書の作り方：情報処理方法について

☆民事訴訟における原告側、被告側の主張・立証方法の特質や、訴状・答弁書の作成方法を学ぶ。

☆膨大な資料の中から、取り扱う事件の解決にとって必要な情報を有しているか否かを選別するための戦略的読書法と戦略的読書メモ、その中から当面の問題解決に役立つ情報を読み出す戦術的読書法と、これからの作業に必要な形でその情報を残す戦術的読書メモについて説明し、実際にメモを作る作業を行う。

第11回 判例メモと実習

☆判例の読み方とそれを利用するためのメモの取り方について説明し、実際のメモを作成する作業を行う。

第12回 原告側・被告側ストーリー企画、求釈明書作成、Fact find

☆調査計画書に基づき、グループで分担して法情報を収集し、分担して検討し、読書メモと判例メモを作成する。それに基づき、課題について被告の責任を追及するための原告の主張、および被告には責任がないとの主張を構成する。これらの主張を構成するために必要な事実で、未だ判明していない事実をリストアップする（求釈明書作成）。これに対しては、教官がUltra Fact Finderとして回答する。

第13回 訴状および答弁書作成

☆以上の作業に基づいて、訴状と答弁書を作成する。

第14回 ディベート（1）

☆作成した訴状と答弁書に基づいて弁論を行う。ディベートとは何か、どのように行うべきかについては事前に説明する。

第15回 ディベート（2）判決作成

☆以上の議論を受け、自らが裁判官であると仮定して判決文を作成する。

3. テキスト

特に指定しないが、シラバスシステムを通じて適宜指示する。講義用にホームページを開設し、必要な情報はすべて Web に掲げる。また毎回の講義前に作業内容を Web 上で指示するので、講義開始前までに確認すること。課題の提出もすべて Web 上で行い、必要なコメントも Web に掲げる。

4. 参考図書

特になし。

5. 成績評価方法

この科目での成績評価の際の主たる注目点は、下記の通りである。

- ・毎回の作業内容（提出された課題レポートやチャットの発言内容の評価を中心とする）や提出された訴状・答弁書・判決書等の文書（75%）
- ・ディベート内容（勝敗を含む）（5%）
- ・チームとしてのグループ・マネジメントの状況（10%）
- ・課題提出システムの利用やディベートの評価による学生間の相互評価（5%）
- ・グループ内でのメンバーの貢献度ピアレビュー（5%）

注：（ ）の割合はあくまで目安である。

なお、この科目は実務基礎科目であり、グループ・ワークを一貫とした作業課題としているので、講義時間中にこれを軽んじた振る舞い（関係のないサイトの閲覧や、いわゆる内職など）をしている場合、上記にかかわらず、厳しい評価を与えることがある。

6. 備 考

講義の内容は、受講生による実習が中心となる。毎回の限られた時間内に必要な作業を終えることも講義の目標の一つである。法律家は、一つの事件のみを取り扱うわけではなく、またすべてのことを一人で行うわけでもない。人的・物的資源を可能な限り効率的に利用し、如何にして短時間で作業を終えることができるか、半年間の講義で身につけてもらいたい。

米田を中心とする複数の教員が毎回、二人で協力して講義を行う。法律家の技法にかかわる部分の教育は米田が担当し、事件処理の方法・裁判手続の内容などを他の教員と協力して展開する。この講義は、実験的な側面を多く含み、システムの不調などでスムーズに行かないこともあり得る。しかし、これらは通常実務の中でも発生しうる事態であって、そうした困難にもかかわらず、講義の目標を達成することが課題とされている。

1. 授業の目標

本講義は、大きく三つのテーマを持つ。一つは近代法の特質解明であり、二つは法理論の諸問題であり、三つは正義及び倫理にかかわる諸問題である。

第一のテーマでは、近代法の歴史的生成条件の理解、及びそこから生じてきた近代法の特色の理解、並びに近現代の司法の特色の理解を目標として定めている。

第二のテーマでは、様々な法理論の理解、並びに法理論と解釈理論及び権利論との関わりを理解を目標として定めている。

最後のテーマでは、現代における様々な正義論の理解、及び現代日本社会に存在する倫理問題を時宜的に取り上げ、そこに存在する問題の諸相の理解を目標として定めている。

2. 授業の内容

① 法理方案内

①' 近代法生成の歴史的諸条件

社会の歴史的展開状況に応じて、法がどのように生成してきたのかを考察するのが、本時間の眼目である。

単一で均質な社会が、二極的支配被支配社会に展開し、さらに多極的社会に展開するに応じて、法の特質がどのように変化して行くことになるのかについて学ぶことになる。

尚、①' と②とを合わせて 1.5 時間とする。

② 近代法の特質

「法の支配」観念の成立とその正当化根拠について考察するのが、本時間の眼目である。

近代法の特質である「法の支配」の観念の生成要因について比較文化的視点から考察するとともに、その観念の現代的変容を見て行くことでその正当化根拠の変化を理解してゆくことになる。

③ 近代司法の特質

比較法制度的視点から近代司法を見ることによって、近代司法の特質を理解することが、本時間の眼目である。

近代司法は、その正当性を判決の根拠としての客観的法規範及び事実、並びにその判決に理由を示すことに求めてきたが、それとは異なる法制度を学ぶことにより近代司法の特質を明確に理解することが可能になる。

④ 法理論 1・法理論 2

オースティンの法理論及びケルゼンの法理論についてその特色を理解することが、本時間の眼目である。

オースティンは法を意思と理解して法命令説を立て、ケルゼンは法を純粹規範と理解して純粹法学を立てたが、各々の法理論の特色を理解することで、法の事実的特色と規範的特色とを総合的に理解することが可能になる。

⑤ 法理論 3

日本の司法は制定法主義に立つが、それとは異なる判例法主義に立つアメリカのリアリズム法学の法理論を理解することが、本時間の眼目である。

リアリズム法学は、事実と規範とに対する懷疑主義を基盤としているが、何故そのような法理論が成立したのかを理解することで、制定法主義に立って法を見ているのとは異なった法理解が可能なことを学ぶことになる。

⑥ 法理論 4・法理論 5

分析法学の流れの中でのハートの法理論、及びその批判者であるドゥオーキンの法理論の特色を学ぶことが、本時間の眼目である。

ハートは、法システムをルールの複合構造として理解した。それを批判して、ドゥオーキンは法を原理や政策を含む複合システムとして捉えた。このような理論の展開によって、法の理解がどのように変化するのかを学ぶことになる。

⑦ 法理論と法解釈 1

上記の法理論 1 及び法理論 2 を前提にして、法の解釈について学ぶことが、本時間の眼目である。

法の解釈における「枠」の働きや「包摂」という作業の特色を理解することによって、法命題における「要件」の持つ意義を理解することが可能になる。

⑧ 法理論と法解釈 2

法理論 3, 法理論 4, 法理論 5 を前提にして, 法の解釈について学ぶことが, 本時間の眼目である。
特に, 司法における裁量(司法的立法作業)を, 様々な立場から捉えることで, 司法裁量論の備えている特色及びその意義を理解することが可能になる。

⑨ 権利論 1

権利をめぐる理論の歴史的展開を学ぶことが, 本時間の眼目である。

意思説, 利益説にはじまる権利論の理解の様々な現代的な変容を学ぶことにより, 権利概念の持っている現代的, 社会的意義についての理解を深めることが可能になる。

⑩ 権利論 2

現代社会における重要問題である, 権利と公共財とをめぐる理論を学ぶことが, 本時間の眼目である。

現代社会においては, 個人権と公共財との葛藤が様々な側面で見られる。その解決の為の理論的作業は経済分野でも試みられているが, それらの試みを前提にして法的理解の枠組みについて学んで行く。

⑪ 法と倫理

法と倫理をめぐる基本的な理解を学ぶことが, 本時間の眼目である。

法と倫理をめぐる法実証主義的見解と自然法論的見解とが代表的であるが, 両者の理解の違いを基礎に, 法と倫理との関係理解についての様々な枠組みを学ぶことで, 法と倫理との相違及び重なりを理解することが可能になる。

⑫ 現代正義論 1

功利主義の正義論の展開を学ぶことが, 本時間の眼目である。

オーソドックスな正義論の一つである功利主義を学ぶことによって, 現代正義論の謂わば基礎型を理解することが可能となる。

⑬ 現代正義論 2

リベラリズムの正義論と共に, その批判者たる共同体主義の理論を学ぶことが, 本時間の眼目である。

前回功利主義と合わせ, オーソドックスな正義論の一つであるリベラリズムを学ぶことによって, 現代正義論の大枠を理解することが可能となる。

⑭ 現代正義論 3

手続き的, 対話的正义論に至る正義論の展開について学ぶことが, 本時間の眼目である。

現代哲学の主要な柱となっている事実と価値との間で正義を探る正義論の展開を学ぶことによって, 現代社会における正義のもう一つのあり方を理解することが可能となる。

⑮ 現代日本における倫理問題

現代社会に存在する様々な倫理問題の中から時宜的なテーマを取り上げ, その問題に対する理解を深めることが, 本時間の眼目である。

例えば, 過年度は, 夫婦別姓問題を取り上げて, 各自の見解を論じ合った。

⑯ 定期テスト

3. テキスト

配付するレジュメ及び資料によって授業を進める。

4. 参考図書

R. Unger, Law in Modern Society.

笹倉秀夫, 『法哲学講義』, 2002 年, 東大出版会。

青井秀夫, 『法理学概説』, 2007 年, 有斐閣。

井上達夫編, 『現代法哲学講義』, 2009 年, 信山社。

田中成明, 『現代法理学』, 2011 年, 有斐閣。

ワックス, 『法哲学』, 2011 年, 岩波書店。

5. 成績評価方法

定期試験 (60%), レポート (20%), 質疑討論点 (20%) の総合評価とする。

質疑討論点は, 授業中 (特に第 15 回授業) の質疑応答の議論を中心にして評価する。

6. 備考

特になし。

1. 授業の目標

日本における司法制度の将来を考え、構想を実現する力を慣用することを目的に、司法制度改革の理念を起点に、その実現の具体的方策、その実現過程および現実の達成状況ならびに今後の課題を学ぶ。

2. 授業の内容

この授業では、21 世紀の司法制度が我が国社会の中でいかにあるべきかについて、広い視野から深く議論し検討することを目的とする。その際に、特に日本における司法政策論の基本的な視点を踏まえた上で、現在の司法制度改革の起点となった『司法制度審議会意見書』に挙げられた具体的な項目や、その後の展開について個別的な検討を行い、司法と法曹のあるべき姿について学ぶ。

1 「法と政策：司法と政策」

「法と政策」については、議論の蓄積が十分にあるが、「司法と政策」についてはどうか。あるいは、「司法政策」という場合、その中身は何になるのだろうか。本講では、司法制度を考える視点の知的基盤を涵養する。

2 「司法制度改革の理念：21 世紀の司法の姿」

司法制度改革意見書の「I 今般の司法制度改革の基本理念と方向」を素材に、司法制度改革の背景や動因などを検討する。

3 「法曹の歴史と司法制度改革」

日本法制史の視点から、法曹の歴史の概観と今般の司法制度改革の位置を検討する。

4 「21 世紀を担う法曹像」

司法制度改革の重要部分並びに革新的部分は、その担い手に変革を促そうとしている点にある。ここでは、司法制度改革意見書「III 司法制度を支える法曹の在り方」、『弁護士白書』各年度版から、目指されている法曹の姿とその現状を検討する。

5 「法曹養成制度(法科大学院)」

司法制度改革の目玉の 1 つは法曹養成課程を大きく改革し、とくにその中心を「法科大学院」に置くことにした点にある。本講では、法科大学院の制度的な位置づけや教育課程のあり方、政策的な圧力などを取り上げる。

6 「法曹養成制度(司法試験から修習修了まで)」

本講では、法科大学院、司法試験、司法修習を一連のものとして扱い、システムとしての法曹養成課程を理解する。とくに、現在法曹養成課程が改めて検討され直そうとしている事情を踏まえ、「司法制度改革意見書」前の状況から、現在の制度の比較を踏まえて、その背景や問題を浮き彫りにする文献が参照される。

7 民事訴訟制度の構造と機能 (1)

民事訴訟への ICT 導入を素材に司法アクセスについて検討する。

8 民事訴訟制度の構造と機能 (2)

集団的損害賠償訴訟制度を素材に、民事訴訟手続の当事者観を検討する。

新しい損害賠償制度(集団的消費者被害救済制度)の立法が、2012 年に予定されているが、経済界等からの反発もあり、立法作業の難航も指摘されている。そこで、立法過程や最新の立法論から、消費者の権利保護手続のあり方について考察を行う。

9 「司法型 ADR としての調停制度」

日本の裁判所が実施する調停手続について検討する。

具体的には、大正期の借地借家調停法に始まる一連の調停法、終戦直後の家事審判法、司法制度改革後の労働審判法を取り上げる。

10 「民間型 ADR と ADR 法」

弁護士会紛争解決センター及び司法書士等の隣接法律専門職団体が

実施する ADR を中心に、民間型 ADR 及びその促進法たる ADR 法についての現状と課題を扱う。

11 「刑事司法手続の改革(裁判員制度をのぞく)」

刑事司法手続の改革は、訴訟に直接関係する関係者の意見のみならず、マスコミ等を通じた国民的批判に答えようとする側面が強いようにも思われる。

本講では、司法制度改革審議会意見書「II 国民の期待に応える司法制度/第 2 刑事司法制度の改革」の解題、改革の動因・力学、その後の改革の概要と現状を取り上げる。

12 「刑事司法改革：裁判員制度」

今般の司法制度改革の目玉の 1 つとして「国民の司法参加」がある。その具体的施策の 1 つが刑事司法手続における「裁判員制度」である。

本講では、現在準備が進められている裁判員制度の紹介に加え、司法制度への国民の参加について広く検討する。

13 「裁判官・検察官制度の改革」

今般の司法制度改革の特徴のひとつは、司法制度の担い手として弁護士が非常に大きく注目されたことである。しかし、意見書の中では、裁判官制度、検察官制度についても具体的な言及が行われている。

本講では、司法制度改革意見書「III 司法制度を支える法曹の在り方/第 1 法曹人口の拡大
2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実/第 4 検察官制度の改革/第 5 裁判官制度の改革/第 6 法曹等の相互交流の在り方」を取り上げる。

14 「国民と司法：法テラスの活動と課題」

司法制度の利用者の偏りを是正するための諸策を「司法ネット」という理念の下にまとめ、それを具体化したのが「日本司法支援センター」いわゆる「法テラス」である。

本講では、法テラス設立以前の概観を踏まえつつ、法テラスの期待される機能と体制を紹介する。

15 「国民と司法：司法過疎の現状」

今般の司法制度改革の課題のひとつは、司法過疎対策であった。

本講では、現在司法過疎地とされている地域の実情を詳細に取り上げ、司法政策のあり方とその展望を検討する。

3. テキスト

司法制度改革審議会意見書

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

その他は、講義等を通じて紹介する。

4. 参考図書

手軽な参考図書としては、市川正人ほか『現代の裁判（第 5 版）』（有斐閣, 2008）、宮澤節生ほか『ブリッジブック法システム入門〔第 2 版〕』（信山社, 2011）、村山眞維、濱野亮『法社会学』（有斐閣, 2003）があげられる。

5. 成績評価方法

◆ 平常点 80%，試験あるいは最終の総合レポートの 20%を目安として，総合的に判定する。

【平常点の内容】

- ・ 基本として，担当教員ごとを一単位としてレポートを課し，それについての評価を平常点の主たる対象とする。
- ・ レポートは，課題提出システムを通じて提出し，学生によるピアレビューを実施して，その点数を平常点の評価に，若干，加味することがある。
- ・ 4 回欠席した場合，原則として理由の如何を問わず単位を認定しない。
- ・ 欠席も減点要因となる（5-15%程度）。
- ・ 提出物，課題，ネット上での議論の参加度，書き込みの頻度なども，若干，評価の対象とする。
- ・ 積極的な授業参加や発言は，若干加味される。

注：「若干」とは，言及された項目全部あわせて，全体の 5-10%程度を意味する。

6. 備考

指定席制を導入するので，所定の席に座ること。

1 年 後期

1. 授業の目標

前期に講義した憲法Aにつづいて、報道・取材の自由、検閲の禁止を取り上げ、さらに経済的自由、人身の自由、生存権、教育を受ける権利、労働基本権および統治機構に関する諸問題を講義する。これらの論点に関する判決例を学ぶことによって憲法についての基本的・包括的な知識を得ることを目標とする。

具体的な到達目標としては、1 年次開講の講義科目であるため、まずは①基本的な知識の獲得を目標とする。条文、判例法理、基本的な理論を正しく理解する。「共通的到達目標」に従い、憲法の基本的な論点を講義する。②最高裁はじめ憲法に関する裁判の判決が理解できるようにする。③基本的な知識を応用しながら、具体的な事例に対する法的判断を示すことができるようにする。「事実」「規範」「結論」という順序で法的三段論法にしたがって、法的な立論を示すことを目標とする。

講義の内容として、今年度は「純粹未修」の受講生が多いことも考えて、憲法の条文、基本的な概念の説明、最高裁判例の法理、憲法学の学説の解説を中心に行うことにする。したがって、予習としては、事前に教科書・基本書の当該部分を読んでおくことが必要となる。

2. 授業の内容

(1) 経済的自由に対する規制とその審査基準

経済的自由の規制に対する合憲性審査基準については精神的な自由に比べて、ゆるやかな審査基準である「合理性」の基準が適用されるが、さらに規制目的の区別ごとに審査基準を異なって適用する「規制目的二分論」がある。有名な小売市場許可制事件、薬事法事件などを参考に検討する。

(2) 財産権に対する規制とその審査基準

森林法共有林処分制限規定をめぐる最高裁判決を中心に合憲性審査基準を検討する。さらに「正当な補償」の内容やどんな場合に損失補償が請求できるかなどを検討する。

(3) 人身の自由および居住・移転の自由

旅券法上の外国への海外旅行の自由の制限規定の合憲性などを検討する。

(4) 行政手続とデュー・プロセス

成田新法事件、川崎民商事件などを中心にして憲法31条の「適正手続」が、行政手続にも適用されるべきか否かを論じる。

(5) 被疑者・被告人の権利

刑事被告人の権利として憲法上保障されている諸権利を判例で確認する。

(6) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

朝日訴訟、堀木訴訟、学生無年金訴訟を取り上げ、生存権の性格としての「抽象的権利」説などを説明し、判例としての「立法裁量論」を検討する。

(7) 教育を受ける権利

旭川学力テスト事件、伝習館高校事件などを取り上げ、教育への国の関与の可否、教師の教育の自由について説明する。

(8) 勤労権と労働条件法定主義、労働基本権

争議行為としての生産管理や政治ストの合憲性、それに公務員の労働基本権の制限に関する裁判例を検討する。

(9) 選挙と政党

選挙制度、議員定数不均衡、政党などを検討する。

(10) 国会（その1）

国会中心立法の原則（委任立法の限界など）、国会単独立法の原則などを検討する。

(11) 国会（その2）

国会の権能、議院の権能（国政調査権など）、国会議員の特権などを検討する。

(12) 内閣

衆議院の解散権、独立行政委員会の合憲性について実際に問題になった事例をふまえて検討する。

(13) 司法

裁判官の市民的自由についての裁判例をとおして、裁判官の身分保障について検討する。

(14) 財政

憲法の財政民主主義にふれ、旭川市国民健康保険料訴訟を素材に租税法律主義を検討する。

(15) 地方自治

条例制定の範囲など徳島市公安条例事件などを中心に検討する。

3. テキスト

芦部信喜『憲法 第5版』（岩波書店）→標準的な教科書ではあるが、ややわかりにくいところがあるので、野中・中村・高橋・高見『憲法Ⅰ』『憲法Ⅱ』（有斐閣）や辻村みよ子『憲法』（日本評論社）で補うことがのぞましい。

4. 参考図書

『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ』 第6版（有斐閣）

なお、憲法の争点に関する判決はできるだけ判決原文の全体を読んだほうが望ましい。判決全文については適宜提供する予定にしているが、長谷部恭男ほか『ケースブック憲法』（弘文堂）、高橋和之ほか『ケースブック憲法』（有斐閣）には、判決文が多く掲載されているので、参考にとするとよい。ただし、高価なので、必携ということはない。

5. 成績評価方法

1, 期末試験（60点）、平常点（40点）の総合評価で行う。

2, 期末試験

1) 出題形式 論述式問題を出題する。いずれも事例検討問題を出すので、その事例に則して原告の立場、被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2) 判定基準 ①争点が正確に把握されているか、②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか、③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか、④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により、A（優秀）、B（良い）、C（普通）、D（よくない）の4段階で判定する。

3, レポート 事例を分析する力、争点を見つける力、説得力のある理由を展開する力を育成するために、授業途中でレポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により、判定する。

4, 平常点 ①授業中の報告および発言内容（発言の頻度、教師の質問に対する的確に答えることができたか、など）②課題レポート等によって採点する。学生の欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

- 1, 各回の具体的な授業内容を書いたレジュメを電子シラバス・システムに掲載するので、読んでおくこと。
- 2, 憲法で基本的に学ばなくてはならない「共通的到達目標モデル」も掲載するので、自分なりに憲法上の論点の把握に努めてください。
- 3, なお、今年度は「純粹未修」の受講生を主な受講対象とするので、既に学部で憲法を履修した受講生には、「事例問題」を用意します。オフィスアワー（あるいは他の適当な時間）に研究室にきてくれれば、議論したいと思います。

1. 授業の目標

本講義は、行政法の組織法・作用法部分についての基礎的な知識を学ぶことを目的としている。まず、行政活動を行う行政のしくみについて学ぶのが行政組織法である。

次に、国・地方公共団体等が国民（住民）に対していかなる行政活動を行うのかを考えるのが行政作用法論であり、その法が行政作用法である。その中心は行政行為論になる。

従って、行政法Aでは、行政は誰が行うのか（組織法）と、行政は国民・住民に対してどのような活動を行うのか（作用法）を学んでもらう。さらに、その前提的知識として、行政法の基礎理論（「法律による行政」の原理等）を本講義の前半部分で学んでもらう。

2. 授業の内容

（1）行政法とは何か

行政法Aにおいてはまず、統一的法典のない行政法をどのように捉えるかを、大陸法系、英米法系の歴史的発展の中で考えていく。法治国家、法律による行政の原理を所与のものとしてきた従来の行政法学が現代日本の中で果たして妥当するのか否かを検討し、行政法とは何かを理解していく。

（2）組織法とは何かー組織法1

作用法の前提議論として、行政組織法がある、この分野では、行政活動は誰が行うのかを考えてもらう。行政作用である行政行為（行政処分）を誰が行うのかを、まず国の組織から理解してもらう（国の行政組織）。行政組織の理解として、行政主体、行政機関、公務員がその手懸りとなる。

（3）組織法とは何かー組織法2

行政活動の担い手は国以外にも、地方公共団体等が挙げられる。そこでは、地方の行政組織がどのようなになっているかを理解してもらう。地方の行政組織は大別して、執行機関と議事（議決）機関がある。

（4）作用法の法源

行政活動の根拠法は成文法源（その中心は法律である）を主として、それを補充するものとして、不文法源（慣習法等）がある。これらの法源を検討するのが行政の法源論である。

（5）作用法のコントロール原理

行政活動は法によってコントロールされるが、そのような考えが「法律による行政」の原理である。その中心的考えは「法律の留保」の原則である。学説においては、従来の通説であった侵害留保説や、反侵害留保説の各説がある。

（6）作用法の行為形式1ー行政計画

行政手段の一つとして、行政計画が国民に対して有用な効果を及ぼしている。行政計画の事前・事後の統制が問題となり、いかなる統制方法があるかを考えてもらう。

（7）作用法の行為形式2ー行政行為（1）

学問上の概念である行政行為と実定法の概念である免許・処分等の違いを理解してもらい、行政行為の特質とは何かを学んでもらう。

（8）作用法の行為形式3ー行政行為（2）

（学説通説）田中二郎博士の行政行為の分類である法律行為的行政行為と準法律行為的行政行為の二分論を理解し、その後、それに対する反対学説（塩野宏・藤田宙靖等）を検討していく。さらに、附款についても扱う。

（9）作用法の行為形式4ー行政行為（3）

ここでは、行政行為の瑕疵について論ずる。無効原因、取消原因となる行政行為が瑕疵ある行政行為である。その瑕疵の有無を判定する基準がいかなるものかを考えてもらう。

（10）作用法の行為形式5ー行政行為（4）

ここでは、行政行為の取消しと撤回がテーマとなる。同じ取消原因でも、当初から瑕疵がある「取消」と、処分後に瑕疵が生じた「撤回」があるが、それらの法的効果等の差異を考えていく。

(1 1) 作用法の行為形式 6－行政指導

行政活動には、権力的な行政活動である行政行為に対して、非権力的な行政活動も行われている。その典型が行政指導で、国民の任意な服従・協力の下で、行政の目的とすることを遂行するために用いられる手段である。

(1 2) 作用法の形式 7－行政契約

行政契約とは、行政庁が行政目的実現の手段として締結されるもので、現在、給付行政における行政契約が注目されている。公害防止協定等もここで扱う。

(1 3) 行政作用の強制方法 1－行政上の強制執行

義務の不履行を強制させるものとして、行政上の強制執行がある。その種類としては、代執行、直接執行、執行罰がある。これらの強制には、法律の根拠がある。さらに、代執行以外に制裁も多く用いられている。

(1 4) 行政作用の強制方法 2－即時強制

即時強制とは、一定の場合において、相手方に義務を課することなく、行政機関が直接に実力行使し、行政目的の実現を果たす手段である。従って、この行使には必ず法律の根拠がある。

(1 5) 作用法の手続き・情報公開

平成 5 年に行政手続法が公布され、行政活動における手続きの透明性・公平性が求められている。違法な行政活動に対する事後的統制と共に、事前の統制も要請されている。

他方、平成 11 年には、いわゆる情報公開法が公布され、自治体の情報公開条例も新たに制定されたり、改正されたりした。又、最近、いわゆる個人情報保護法も公布された。これらの点を講じていく。

3. テキスト

宇賀克也『行政法概説 1 行政法総論 [第 5 版]』(有斐閣 2013 年)

4. 参考図書

塩野宏・行政法 1 [第五版補訂版]行政法総論 (有斐閣)

芝池義一・行政法総論講義第 4 版補訂版 (有斐閣)

原田尚彦・行政法要論全訂第七版補訂第二版 (学陽書房)

宇賀克也ほか編・行政判例百選 I・II [第 6 版] (有斐閣)

芝池義一・判例行政法入門 [第 5 版] (有斐閣)

芝池義一ほか編・行政法の争点 [第 3 版] (有斐閣)

等

5. 成績評価方法

期末試験 (60 点満点)、平常点 (レポートと出席状況) の 40 点満点の総合評価を行う。尚、レポートの作成は 2 回行い、その評価に際しては、報告の内容及び報告の際のプレゼンテーションを総合評価する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

事前に配布した資料を熟読しておくこと。授業に際しては、特に、復習の時間にウエイトを置くことに留意すること。

1. 授業の目標

民法 C は、「債権総論」を対象とする。本授業では、債権総論分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を債権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2 年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、債権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

- 第 1 講 債権の目的-特定物債権と種類債権
- 第 2 講 利息債権
- 第 3 講 債権の強制
- 第 4 講 債務不履行 I -履行補助者
- 第 5 講 債務不履行 II -損害賠償の範囲
- 第 6 講 受領遅滞
- 第 7 講 債権者代位権
- 第 8 講 債権者取消権 I -債権者取消権の法的性質
- 第 9 講 債権者取消権 II -債権者取消権と二重譲渡
- 第 10 講 連帯債務
- 第 11 講 保証債務 I -保証債務の補充性
- 第 12 講 保証債務 II -保証の及ぶ範囲
- 第 13 講 債権譲渡・債務引受
- 第 14 講 弁済-債権の準占有者への弁済
- 第 15 講 供託, 更改, 相殺

3. テキスト

近江幸治『民法講義〈4〉債権総論 第 3 版補訂版』（成文堂，2009 年）

＊講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

- 内田貴『民法 III 債権総論・担保物権（第 3 版）』（東京大学出版）
- 大村 敦志『基本民法〈3〉債権総論・担保物権（第 2 版）』（有斐閣）
- 加藤 雅信『新民法大系〈3〉債権総論』（有斐閣）
- 林良平他『現代法律学全集 8 債権総論』（青林書院）
- 潮見佳男『債権総論〈1〉債権関係・契約規範・履行障害（第 2 版）』（信山社）
- 潮見佳男『債権総論〈2〉債権保全・回収・保証・帰属変更（第 3 版）』（信山社）
- 別冊ジュリスト『民法判例百選 2 第 6 版 債権』（有斐閣）
- 別冊法学セミナー『債権総論—平成 16 年民法現代語化』（日本評論社）
- 司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会）
- 司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 70%，プロセス評価 30%により評価する。プロセス評価については、講義中の発言内容、課題レポートを踏まえて判定する。欠席は、プロセス評価の限定対象とする。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。

1. 授業の目標

「民法D」は、債権各論（契約総論、契約各論〔売買、賃貸借、請負など〕、事務管理、不当利得、不法行為）の領域を対象とする。共通的な到達目標モデルで示された各項目を意識して、毎回の授業の具体的目標を定める。

本授業では、債権各論における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して妥当な法的結論を導くことができる能力、法の適用能力を涵養する。

本科目の履修により、2 年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、債権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察することができる素地を作る。

2. 授業の内容

- 第 1 講 契約法総論（契約の成立）
- 第 2 講 契約の解除
- 第 3 講 売買契約Ⅰ（手付）
- 第 4 講 売買契約Ⅱ（瑕疵担保）
- 第 5 講 賃貸借契約Ⅰ（総論）
- 第 6 講 賃貸借契約Ⅱ（信託関係破壊の法理、借地借家）
- 第 7 講 請負契約Ⅰ（所有権移転、危険負担）
- 第 8 講 請負契約Ⅱ（担保責任）
- 第 9 講 その他の契約類型（組合、委任など）
- 第 10 講 不当利得Ⅰ（給付利得、侵害利得）
- 第 11 講 不当利得Ⅱ（特殊な不当利得）
- 第 12 講 不法行為Ⅰ（総論）
- 第 13 講 不法行為Ⅱ（過失）
- 第 14 講 不法行為Ⅱ（使用者責任、工作物責任）
- 第 15 講 不法行為Ⅲ（損害賠償）

各回の詳細項目は、「共通的な到達目標」で示された項目に準拠するが、別途、付加する項目もある。

3. テキスト

潮見佳男『債権各論Ⅰ，Ⅱ』（第2版）（新世社，2009年）または、近江幸治『民法講義（5）契約法』（成文堂，2006年），近江『民法講義（6）事務管理・不当利得・不法行為 第2版』（成文堂，2007年）＊各回の講義範囲に関連するテキストの該当ページは、電子版シラバス・レジュメ等で示す。

4. 参考図書

①司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会），司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会），大島眞一『＜完全講義＞民事裁判実務の基礎（第2版）上巻』（民事法研究会，2013）

②『民法判例百選Ⅱ 第6版 債権』（有斐閣，2009）

③山本 敬三『民法講義〈4-1〉契約』（有斐閣，2005），内田貴『民法Ⅱ債権各論 第3版』（東京大学出版会，2011），藤岡 康宏，浦川 道太郎，松本 恒雄，磯村 保『民法〈4〉債権各論 第3版補訂（有斐閣Sシリーズ）』（2009），大村敦志『基本民法〈2〉債権各論（第2版）』（有斐閣，2005）④吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣，2010），窪田充見『不法行為法』（有斐閣，2007），吉田邦彦『不法行為等講義録』（信山社，2008）

5. 成績評価方法

期末試験 60%，質疑応答・課題レポート・小テストによるプロセス評価 40%により評価する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

成績評価(可否)は、**共通的な到達目標モデル**を意識して、1 年次で到達すべき水準にあるか否かによって行う。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的な到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

授業は、前半に該当範囲の基本的事項（「共通的な到達目標」参照）を確認する。後半に該当範囲の重要論点について質疑応答を通して理解度を深める。受講者は、電子シラバスやレジュメで示される基本的事項、事例について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーやその他の時間でも受け付ける。なお、各範囲の主要論点を中心に取り上げるので、授業で取り上げない論点もあるので各自でフォローすること。1 年次においても、「問題を解くために適切な法律構成を探し出す」という意識〔問題発見能力涵養〕，「法律の規定に則し、事実に基づき、要件に充足するかどうかを検討し判断するという基本的な作業」に習熟するという意識〔法的三段論法，事実の法的意義づけの意識〕で学習することが必要である。同時に、法律家にとって必須の能力である「ペーパーを書く」能力〔論理的思考力，表現力〕を培うという努力もしてほしい。授業では積極的な発言を期待する〔コミュニケーション能力涵養〕。

「共通的な到達目標モデル」を常に参照の上、予習復習を行うと共に、授業で取り上げない事項についても自学自修を怠らないようにすること。

1. 授業の目標

本講義は家族法の分野を取り扱う。設例を中心に双方向的授業を行うことに努める。法律実務家として必要な基礎的家事紛争解決能力を涵養するため、必要不可欠な家族法知識の修得と法的思考能力の涵養を目指す。すなわち、家族法分野において「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等、法曹として必要な基礎的能力を育成する」ことを目指す。重要判例、最新判例はもとより、司法試験既出問題の内容や水準をも踏まえて作成した「設例・設問」を、事前に配布する講義資料の中に組み込み、予習と復習の便宜をはかる。

平成 24 年 11 月制定の「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に示された法律基本科目（講義科目）の内容を踏まえて講義を構成する。従って「共通的な到達目標モデル（第二事案修正案）：民法」は本授業の中で修得すべきものとして位置づけられ、各回の授業との関連性について「講義計画と記録」及び講義資料の中で明示する。

2. 授業の内容

① 家族法総論

序論として、a 家族法の歴史、b 家族法の対象とする家族とは何か、c 財産法と家族法の関係等々の論点があるが、これらはテキストの該当箇所の自学自習に委ね、ここでは婚姻、養子縁組、協議離婚・離縁に共通する「身分行為意思」をめぐる具体的事例を通して、「身分行為とは何かー通常法律行為とどのような点で違いがあるのか」、「身分行為に民法 90 条や 94 条の適用があるか」等の諸問題を具体的に検討する。

② 親族の概念、婚姻の成立、無効及び取消

親族(血族と姻族の違い、その発生と消滅、親等の数え方等)の概念、婚姻の成立要件、婚姻の届出が形式的成立要件であることの法的意味、「婚姻障害事由(に該当しないこと)」と婚姻の取消、婚姻意思の存在時期と婚姻の有効・無効、無効な婚姻と追認、婚姻の取消の効果について、包括的事例を通して学修する。

③ 婚姻の効力-1 (夫婦としての地位に関する効果)

夫婦間の貞操義務とその効果、夫婦の氏の共同(強行法規)と戸籍、同居請求の手続、この手続の合憲性、同居請求手続きを素材とした家事事件手続の概容の理解、協力義務とは何か等々について学修する。

④ 婚姻の効力-2 (夫婦財産制)

民法 762 条はいかなる原理に基づく夫婦財産制か(判例法理と学説のとらえ方)、婚姻費用の分担義務とはいかなる義務か(その法的性質、算定方法)、日常家事の連帯責任とは何か、民法 762 条といかなる関係にあるか、日常家事債務の範囲外の行為が行われた場合の法律関係・法的対処について学修する。

⑤ 離婚法総論・離婚原因・離婚手続き

離婚法原理としての破綻主義とは何か(有責配偶者からの離婚請求の問題も含めて)、離婚手続きの特色、離婚訴訟の訴訟物は何か(民事訴訟法と家族法の交錯領域)、民法 770 条 1～5 号の個別的離婚原因に関する判例法理、民法 770 条 2 項「一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるとき」とは何かー判例法理、離婚法改正の動き、等の論点について学修する。

⑥ 離婚の効果-1 (身分上の効果)

離婚の効果としての復氏と婚氏続称の関係、続称される婚氏の法的性質、父の氏への変更を認める民法 791 条と家事事件手続法 160 条の審判の法的性質、離婚の場合に、親権者・監護者がどのように決定(変更)されるか(手続上の問題を含めて)、面会交流権(面接交渉権)の法的性質、子の引渡請求の法的性質等々の論点について学修する。

⑦ 離婚の効果-2（離婚給付等と婚外関係の法的処理）

財産分与の意味・内容は何か，財産分与と慰謝料との関係について(判例法理)，離婚と年金分割の問題，財産分与と財産法・税法の交錯分野における諸問題（債権者代位権，債権者取消権，課税及び課税をめぐる錯誤無効），婚外関係（婚約や内縁）の法的諸問題について，学修する。

⑧ 親子

親子関係判例を基礎として，実親子関係では，民法第 772 条の推定の意義，推定される嫡出子・推定されない嫡出子・嫡出推定の及ばない子の意味，これとの関係で親子関係不存在確認の訴えと嫡出否認の訴えの要件と効果，「認知」の要件と効果，養親子関係では，普通養子縁組の成立要件，特別養子縁組の成立要件，普通養子縁組との法律効果の違い，親子の氏と戸籍，人工生殖子の親子関係，とくに代理懐胎と冷凍保存精子による死後人工授精に関する判例法理について，学修する。

⑨ 親権・後見・扶養

今回は関連性の強い「親権・後見・扶養」の問題をトータルに取り上げる。親権に関する平成 23 年民法の一部改正，親権者と子の利益相反行為(代理権濫用の法理を含む)，親権及び管理権の喪失等，未成年後見の開始原因及び未成年後見人の選任とその職務内容の概容，これらに関わる平成 23 年民法の一部改正，成年後見の開始及び成年後見人の選任とその職務内容の概容，保佐及び補助の開始，補佐人及び補助人の選任とその職務内容について学修する。扶養については，扶養義務者と扶養義務の順序，過去の扶養料の求償をめぐる法律問題を学修する。

⑩ 相続人

相続とは何か，死亡と同時に相続が開始するという意味について，相続能力(同時存在の原則，同時死亡の推定，胎児の相続能力)の問題，相続人の種類とその順位，相続資格の重複，代襲相続とは何か，代襲原因，代襲相続人の要件，相続欠格・相続人の廃除について，判例を基礎として具体的に学修する。

⑪ 相続財産

相続が包括承継であるとされる意味を踏まえて，下記の権利・義務及び法的地位が相続の対象とされるかを具体的に検討し，理解する。

a 生命侵害による損害賠償請求権(財産的損害及び精神的損害),b 生命保険金請求権,c 死亡退職金の受給権,d 保証債務,e 借家権・借地権,f 財産分与請求権,g 占有権,h 無権代理と相続

⑫ 相続分と遺留分

法定相続分，指定相続分と法定相続分の区別，相続分の指定と包括遺贈の関係，相続分の譲渡と取戻し，具体的相続分の意義とその算定方法，寄与分の意義とその算定方法，遺留分の意義とその算定方法，遺留分に反する相続分の指定の効力，寄与分・遺贈・遺留分の相互関係について，判例や設例を通して学修する。

⑬ 相続の承認と放棄，相続人の不存在

単純承認，限定承認及び相続放棄の意義，要件及び効果(債務と責任の分離を含め)，熟慮期間の意義とその起算点，再転相続の場合の相続放棄や限定承認の選択権，法定単純承認の要件，相続放棄と錯誤無効，相続放棄と詐害行為取消権，相続人不存在について，判例や設例を通して学修する。

⑭ 遺産の共有と関連問題，遺産の管理，遺産分割

遺産共有の法的性質，遺産分割の意義と種類，遺産分割の遡及効，遺産分割の対象となる財産と遺産分割の対象とならない財産(可分債権，連帯債務)，分割前の個々の不動産持分の譲受人による分割請求権の法的性質，相続と登記，遺産分割と登記，遺産の管理，共同相続人の一人が遺産たる住まいに居住する場合の法律関係，相続開始後遺産分割までに生じた不動産賃料債権と遺産分割との関係について，判例や設例を通して学修する。

⑮ 相続回復請求権と遺言

相続回復請求権の意義と性質、相続回復請求権の行使期間は消滅時効期間か除斥期間か、相続回復請求の当事者となりうる者の範囲(表見相続人から遺産を取得した第三者)、共同相続人も相続回復請求権の相手方となり得るかについて学修する。遺言については、遺言の方式と効力、遺言の執行、遺贈と「相続させる」旨の遺言の法的性質について、その概要を学修するが、詳細な検討は、民法問題演習Cで行う。

3. テキスト

- ・講義時間毎に、編集・作成した「教材・講義録」を事前に交付する。
- ・二宮周平『新法学ライブラリー9 家族法 第4版』（新世社）
- ・下記参考図書⑦『判例プラクティス民法Ⅲ』は、準テキストとして使用する。

4. 参考図書

- ①有地亨『新版 家族法概論〔補訂版〕』（法律文化社）
- ②大村敦志『家族法 有斐閣法律学叢書 第3版』（有斐閣）
- ③伊藤昌司『相続法』（有斐閣）
- ④内田貴『民法Ⅳ（補訂版）親族相続』（東京大学出版会）
- ④『新版 注釈民法』（家族法関連部分）（有斐閣）
- ⑤『私法判例リマックス（家族法関連部分）』（法律時報社）
- ⑥家族法判例百選（第7版）
- ⑦松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス 民法Ⅲ 親族・相続』（信山社）
- ⑧窪田充見・佐久間猛・沖野眞巳編著『民法 演習ノートⅢ 家族法 21 問』（弘文堂）

5. 成績評価方法

中間テスト（20 点）、課題レポート（複数回）等及び授業への参加度（20 点）と「期末試験の評価」（60 点）の総合評価による。期末テストは、「共通的な到達目標モデル（第二事案修正案）：民法」を踏まえて出題される。成績評価の基準は、家族法分野において「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の法曹として必要な基礎的能力を育成する」という本授業の目標に照らして、これら到達目標を全て高い水準で充足している場合A+（100－90点）、これら到達目標を全て充足している場合A（80－89点）、これら到達目標を概ね充足している場合B（70－79点）、これら到達目標を最低限度充足している場合C（60－69点）と評価され、これら到達目標におおむね到達していないと評価された場合F（不合格、59点以下）となる。

授業への出席は義務であり、出席自体が「授業への参加度」の評価の対象となることはない。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

質問時の沈黙や予習不足は不利益評価になる。他者とのコミュニケーションが成立しているものを評価する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的な到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

事前に配布された「教材・講義録」に基づいて、受講生は全員、十分な予習をして講義に望まなければならない。講義録に指示された教科書の該当箇所は全員が読んでいることを前提として講義は進められる。

1. 授業の目標

①会社法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと，会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をし，全体の見通しを獲得し，商法に関し自ら学習できる能力の涵養を重視する。

この科目で最低限学習すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

- ・ 共通的到達目標・商法に掲げられている法的知識を正確に理解し，説明することができる(ただし，応用的な事項については，電子シラバス等で学生に明示のうえ，問題演習科目で修得すべきものとすることがある)。
- ・ 共通的到達目標・商法に含まれる法的知識を前提として，基本的な事例に対する法的推論の過程を口頭および文章で説明することができる。
- 「法的な分析・推論を行う能力：スキル（４）」の涵養も目標としている。
- ・ 事実に法規範を適用して結論を導く思考過程(法的三段論法)を実践することができる。
- ・ 成文法の様々な解釈技術(文理解釈・反対解釈・拡張解釈・類推解釈など)を理解し，基礎的な条文において実践することができる。

2. 授業の内容

- ①総論（会社の概念）・通則
- ②設立 その１ 設立手続・瑕疵
- ③設立 その２ 発起人の権限
- ④株式 その１ 総論 株式の内容・種類
- ⑤株式 その２ 株式の流通 権利行使
- ⑥株式 その３ 自己株式 株式併合・分割等
- ⑦株式会社の機関総説，役員等の選任・解任，株主総会 その１ 招集・運営
- ⑧株主総会 その２ 決議瑕疵
- ⑨取締役・取締役会・代表取締役 その１ 権限
- ⑩取締役・取締役会・代表取締役 その２ 義務と報酬
- ⑪取締役等の責任 その１ 対会社責任
- ⑫取締役等の責任 その２ 代表訴訟・差止め
- ⑬取締役等の責任 その３ 対第三者責任
- ⑭会社法 総則（通則：会社１～５条を除く），商法（総則）
- ⑮商法（商行為法）

各回の進行は，前半に該当範囲の基本的事項を確認し，後半，該当範囲の重要論点についての質疑応答を通して，共通的到達目標・商法に掲げられている法的知識についての理解度を深める。受講者は，電子シラバスやレジュメで示される基本的事項，事例について，予習をして授業に臨むこと。復習については，授業時に説明する。

3. テキスト

神田秀樹『会社法』弘文堂
『会社法判例百選』有斐閣

* 各回の講義範囲に関連するテキストのページは，電子版シラバス・レジュメ等で示す。

4. 参考図書

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（７Ｆ資料室配架）
伊藤靖史ほか『会社法（リーガルクエスト）』有斐閣
『商法（商法総則・商行為法）判例百選』有斐閣
弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』有斐閣

5. 成績評価方法

期末試験（60点）、平常点（40点）の総合評価。平常点は、予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の授業への参加度及び小テスト（各時期における学習達成度を測る）を評価対象とする。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の涵養（本講義の到達目標）を、どの程度達成できたかを評価・判定対象とする。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

予習として、指定された資料（条文、テキスト、判決例等）を通読するが求められる。その際、重要なことは、「わからない点」を明確にしておくことである。授業中の発言において、「この点がわからない」というものは評価する。

本講義では、会社法第8編「罰則」は取り上げないので注意すること。

1. 授業の目標

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の一部と位置づけられている「共通の到達目標」を斟酌して選定された、判決手続における主要な論点を重点的に検討することを通して、民事訴訟法の基礎理論を正確に把握し、問題解法に至る基本的な思考回路を設計することが第一義である。条文についての正確な理解、そのための有力な手掛かりの 1 つとなる判例法理の思考過程の検討などを前提に、簡素化された事例／設問の処理を双方向（および多方向）かつ具体的に考察・議論する形で進行したい。

その過程において、民事訴訟法の基礎的かつ専門的法知識を体系的に理解し、正確に理解した条文や判例等の知識を駆使して事例や問題を分析検討し、妥当な解法に至る思考能力の基盤を整備することが目標である。すなわち、これを「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に照らせば、①「共通の到達目標」に倣った法的知識の正確な理解、②法的三段論法という思考過程の修得、③法的知識を前提に、基本的な事例について、法的推論の過程を説明できること等の学修が、その到達目標として集約されよう。

2. 授業の内容

【1】証明責任の意義と機能（1）

【2】証明責任の意義と機能（2）

【3】証拠の収集（1）

【4】証拠の収集（2）

【5】証拠の収集（3）

【6】申立事項と判決事項（1）

【7】申立事項と判決事項（2）

【8】既判力の時的限界

【9】既判力の客観的範囲（1）

【10】既判力の客観的範囲（2）

【11】既判力の客観的範囲（3）

【12】既判力の主観的範囲（1）

【13】既判力の主観的範囲（2）

【14】既判力の主観的範囲（3）

【15】上訴

3. テキスト

1. 山本弘=長谷部由起子=松下淳一・民事訴訟法〔第 2 版〕（有斐閣・平成 25）

2. 高橋宏志=高田裕成=畑瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第 4 版〕（有斐閣・平成 22）

4. 参考図書

- 1.高橋宏志・重点講義 民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕,（下）〔第2版〕（有斐閣・平成25,平成24）
- 2.藤田広美・講義民事訴訟〔第3版〕（東京大学出版会・平成25）
- 3.伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点（有斐閣・平成21）
- 4.笠井正俊=越山和広編・新コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕（日本評論社・平成25）
- 5.大島眞一・完全講義 民事裁判実務の基礎〔第2版〕上巻,下巻（民事法研究会・平成25）

5. 成績評価方法

- 1.期末試験（60点）、レポート課題（30点）および平素の授業におけるプロセス評価（10点）の総合評価による。
- 2.期末試験 1)出題形式 ①事例問題 大問1（3つ程度の設問を問う）
②六法参照可（司法試験用六法を貸与）
2)試験時間 120分を予定
3)採点基準 ①民事訴訟法の主要な論点を議論するうえで必須の概念や定義など、基本的な法的知識を正確に理解しているか。
②民事訴訟法の主要な論点を考察する際、参照すべき重要な判例の法理を把握しているか。
③概念や定義、判例法理等の理解に基づいて、簡素化された事例に対応するための思考回路が設計され、思考の過程が整理されているか。
- 3.レポート課題 1)シラバス提示の設問等につき、複数回（3回以上）、レポートの提出を求める。
2)提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位3通の合計点でもって、レポート課題30点分の評価とする。
3)なお、採点基準は、期末試験のそれに準じる。
- 4.プロセス評価 1)積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。
2)評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度
②設問の検討考察、質疑に際しての回答内容
③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
④設問の検討考察、質疑に際しての回答を契機とする発展的課題の示唆
⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

1.詳細については、電子シラバスに譲るが、できうる限りプロブレムメソッドによるインタラクティブな授業を実現したい。毎回1～2つくらいの事例問題を提示し、予めテキスト等により十分な予習をされたことを前提に、1)問題を考えるための予備知識を質疑応答で確認したのち、2)問題の考察に際して、判例や学説の考え方を批判的に検討議論するなどして、妥当な解法に至る論理的な思考回路を自家菜園中のものとしたい。

2.この授業においては、3回を超えて欠席した場合には、単位を認定しない（「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」参照）。なお、欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、プロセス評価に包含することがある。

1. 授業の目標

刑法学は刑法総論および刑法各論の二つの分野から成り立っている。本講義では総論をメインに取り扱いつつも、両分野の基礎について修得することを目的とする。

刑法の場合、総論と各論の片方だけ得意になるということは稀である。両分野は有機的に関連している部分が少なくなく、総論の理解が不足していると各論の理解も一定のところで立ち止まってしまうのが通常であり、その逆もまた同じである。もっとも、総論の議論は抽象的なきらいがあるため、前期は各論を主として扱い、犯罪の具体的なイメージをつかんでもらった。

本講義では、刑法Bにおける各犯罪の成立要件の学修をふまえ、犯罪の一般的な成立要件である犯罪論を中心に理解を深めることとする。もっとも、その中で各論と総論が交差する議論についても触れながら講義を展開し、講義終了時には、総論の基礎をマスターしてもらうことを狙いとする。

刑法総論は、全ての犯罪に共通する一般的・普遍的原理を明らかにするものであり、体系的に理解する能力が重要となってくる。また、体系的理解に基づき、個々の具体的事例についての問題を解決していく能力が要求される。本講義は、これらの能力の涵養に努め、犯罪論を理解していくことを目的とする。なお、本講義は1年次開講科目であることから、基礎的能力の涵養が第1の目標である。それ故、具体的には、基本的な法的知識を修得し、犯罪の成否に関する要件と、それにまつわる重要判例および主要学説（通説）を理解して（条文解釈を修得して）、典型的事例に犯罪成立要件を適用し、結論を導くことができるようになることを講義の主眼とする。

2. 授業の内容

- ① 犯罪論の基礎理論 構成要件論（1）
犯罪の成立要件 構成要件要素
- ② 構成要件論（2）
因果関係論
- ③ 構成要件論（3）
不作為犯
- ④ 構成要件論（4）
故意論 錯誤論
- ⑤ 構成要件論（5）
過失犯論 結果的加重犯
- ⑥ 違法性論（1）
正当防衛
- ⑦ 違法性論（2）
緊急避難
- ⑧ 違法性論（3）
その他の違法性阻却事由（正当行為、被害者の同意など）
- ⑨ 責任論（1）
責任論の基礎 責任能力 違法性の錯誤
- ⑩ 責任論（2） 未遂犯論（1）
違法性阻却事由の錯誤 未遂犯
- ⑪ 未遂犯論（2）
不能犯 中止犯
- ⑫ 共犯論（1）
正犯 間接正犯 原因において自由な行為
- ⑬ 共犯論（2）
共同正犯 教唆犯・幫助犯
- ⑭ 共犯論（3）
共犯の諸問題
- ⑮ 罪数論
犯罪の個数

3. テキスト

- ・井田良『講義刑法学・総論』（有斐閣・2008）
- ・西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂・2010）
- ・山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣・2007）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第7版〕』（有斐閣・2014 予定）

4. 参考図書

- ・井田良＝城下裕二編『刑法総論判例インデックス』（商事法務・2011）
- ・井田良『入門刑法学・総論』（有斐閣・2013）
- ・西田典之ほか編『判例刑法総論〔第6版〕』（有斐閣・2013）
その他，適宜指示する。

5. 成績評価方法

期末試験（60 点）と平常点（40 点）を勘案して評価する。期末試験は正誤問題，論文式問題によって構成される。平常点については，レポート，小テスト，授業態度，出席状況（欠席については，その理由を考慮し，必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえで減点する）を総合して評価する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

テキストは，上にあげた井田（行為無価値論），西田，山口（結果無価値論）のいずれか一冊を用意し，予習・復習に用いて頂ければと思います。既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません。また，判例百選は判例を理解するためには欠かせません。

1. 授業の目標

刑事訴訟は、犯罪に対して刑罰を科すための手続きである。しかしその手続きは、刑罰権の確実な行使だけを目的とした単線的なものであってはならず、被疑者・被告人の人権保障という要請も、同時に満たすものでなければならない（デュー・プロセスの保障）。

この授業では、刑事訴訟法に関する最初の講義科目として、公判・証拠・裁判・救済手続きの部分について、①条文や基本的な概念を理解して説明できるようになること（法的知識）、②条文の解釈をめぐって争いがある基本的な論点について代表的な判例が示している見解を正しく理解して説明できるようになること（同）、③具体的な事案に対して、判例の考え方を前提に条文を解釈・適用して結論を示す思考過程(法的三段論法)が実践できるようになること（法的推論）を目標とする。これを通じて、応用的な問題に取り組むための土台を形成する。なお、上記の①および②にいうところの「条文に出てくる基本概念」「基本的な論点」については、共通の到達目標モデルに記載されている事項を意味する。

2. 授業の内容

① 公判前整理手続き（１）－概要－

公判前整理手続について、手続の流れ、制度趣旨などを概観する。

② 公判前整理手続き（２）－証拠開示－

公判前整理手続における証拠開示について、具体的な事例を素材として検討する。

③ 公判手続き

公判廷の構成、公判期日の手続きを概観し、公判手続きの進行をめぐる具体的な問題について検討する。なお、手続の流れについては、映像教材を視聴するほか、教科書の記述を通じた自学自修に多くの部分を委ねる。

④ 審判の対象（１）－審判の意義・訴因変更制度の概要－

訴因制度の概要とその意義、刑事訴訟における審判対象論について概観する。

④ 審判の対象（２）－訴因変更の可否・可否－

訴因変更の可否、および、訴因変更の可否について、具体的な事例を素材として検討する。

⑤ 証拠総説

証拠とは何かおよびその種類について確認し、証拠の使用をコントロールするルールである証拠法の意義とその基本原則（証拠裁判主義・自由心証主義・疑わしきは被告人の利益に）について理解する。また証明のルールである挙証責任と推定について理解する。証拠調べの手続きについてもここで概観し、刑事免責にも触れる。

⑥ 証拠の許容性（１）－関連性－

証拠の関連性について概観する。特に、自然的関連性の問題として、科学的証拠の許容性について検討する。また、法律的関連性について、いわゆる悪性格の証明についても検討する。

⑦ 証拠の許容性（２）－違法収集証拠排除法則－

違法収集証拠排除法則について、形成された判例法を理解するとともに、具体的な裁判例の検討を通じて、その具体的な適用方法を検討する。

⑧ 自白

刑事裁判における自白の証拠としての利用を規制する自白法則の意義と運用法について、検討を加える。また、自白の証明力判断をめぐる問題を概観し、自白の補強法則について検討する。

⑨ 伝聞法則（１）－伝聞法則の意義と機能－

伝聞証拠とは何か、なぜその利用が原則として禁止されるのか（＝伝聞法則）を検討する。そのうえで、具体的に伝聞証拠か否かが争われる場面について検討する。

⑩ 伝聞法則（２）－伝聞例外・その１－

伝聞法則の例外として許容される供述証拠について、それぞれの意義と解釈論上の問題点について検討する。特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題を扱う。法学未修者にとっては特に理解が難しい重要論点であるため、第10回と第11回にまたがって扱うこととする。

⑪ 伝聞法則（３）－伝聞例外・その２－

伝聞法則の例外として許容される供述証拠について、それぞれの意義と解釈論上の問題点について検討する。特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題を扱う。法学未修者にとっては特に理解が難しい重要論点であるため、第10回と第11回にまたがって扱うこととする。

⑫ 裁判の意義と内容

裁判の種類、それぞれの意義について概観する。そのうえで特に、有罪判決にかかる問題として、いわゆる択一的認定について検討する。

⑬ 裁判の効力と一事不再理

裁判の効力について、今日の通説的な見解を前提として概観する。そのうえで、一事不再理効（二重の危険）について、理論的根拠を示しつつ、具体的な適用における諸問題を検討する。

⑭ 救済手続き

上訴（控訴、上告、破棄判決の拘束力、攻防対象論など）と非常救済手続き（再審・非常上告）について検討する。

⑮ まとめ

全体のまとめを行う。

3. テキスト

- ・上口裕『刑事訴訟法[第3版]』（成文堂，2012年）
- ・井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選（第9版）』（有斐閣，2011年）

4. 参考図書

※特に頻繁に参照するものとして、

- ・田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣，1996年）

※各自で活用すべきものとして、

- ・井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点（第4版）』（有斐閣，2013年）
- ・田口守一『刑事訴訟法[第6版]』（成文堂，2012年）
- ・白取祐司『刑事訴訟法[第7版]』（日本評論社，2012年）
- ・池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義[第4版]』（東大出版会，2012年）

5. 成績評価方法

①平常点(40%)

(a) レポート

学期中に2回提出を求める。レポートは添削して返却し、必要があれば再提出を求めたうえで再評価を行う。平常点のうち75%に相当。

(b) 授業中の発言内容

平常点のうち25%に相当。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点から減点する。

②学期末試験の成績(60%)。

6. 備 考

- ・「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に含まれる「共通的到達目標モデル」に掲げられた事項のうち、授業時間内で扱うものと、学生の自学自修に委ねるものの選択については、シラバス・システムの授業計画において明らかにする。なお、後者の到達度も期末試験等における考查の対象となるので注意すること。
- ・教科書については自学自修を基本とし、講義では教科書の理解が困難と思われる部分の解説と、教科書の理解を前提としたケースメソッド（事例の検討を中心とした授業）を行う。
- ・事前にレジュメを配布し、講義内容のアウトラインを示す。ただし、授業は、あくまでも教科書の熟読を前提として進行するので、レジュメの存在に頼ってその記載内容だけを頭に入れて講義に出席するのは無意味である（この講義におけるレジュメは、あくまでも講義当日に扱う内容を簡潔にしめしたアウトラインという位置づけである）。
- ・予習すべき内容については、シラバス・システムの講義計画欄および「予習の手引き」という文書（シラバス・システムに資料として掲載）によって告知する。
- ・学修に必要な文献を適宜紹介するので、各自で入手して精読すること。
- ・予習または復習の補助として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

1. 授業の目標

我が国で行なわれている法社会学の諸研究を幅広く取り上げ、法に関する研究手法やその帰結の多様性を理解しながら、法で社会をコントロールするという一面的な把握からの認識論的な脱却を図ることを目的とする。各講義は、我が国の法現象を経験的に取り上げようとする法社会学の研究をアプローチ別に編成し、研究者の作業とその帰結としての我が国の法の在り様の描かれ方をありようが明確に理解できるよう工夫される。全体として、自らが対面する法的場面に内在する諸問題への感受性を高め、法律家の社会的役割についての理解を深める一助とすることを目指す。

2. 授業の内容

①ガイダンス 「法」と「社会」

大学という制度における法社会学の位置づけを端緒として、「法」と「社会」の扱い方を中心に法社会学の学問の特質を考える。

- ・学問（大学・学部）という制度の中の法社会学の位置付けはどのようなものなのか？。
- ・法社会学は、「法」社会学なのか、法「社会」学なのか、あるいはまた別のものなのか？。

②法社会学の歴史

法解釈学との関係を軸にしながら、法社会学の歴史を「学問的アイデンティティ」を手がかりに理解することで、法社会学の”いま”についてのイメージをつかむ。

- ・法解釈学の拡張としての法社会学？
- ・法社会学の「学問的アイデンティティ」の確立？

③法社会学の多様性

法社会学についての各法科大学院のシラバスを参照し、法社会学の多様性（とあれば共通性）を把握しようとする。

- ・法社会学の多様性の起源
- ・法社会学の研究手法

④機能主義的システム論による法社会学

我が国の公式法制度の動態を、機能的側面から理解しようとする法社会学を取り上げる。

参考文献：六本佳平『日本の法システム』放送大学教育振興会

宮澤節生『法過程のリアリティ』日本評論社

⑤法文化比較的手法による法社会学

法意識（契約意識）に関する調査結果の多国間比較の試みを取り上げ、そこに現れる法概念の特質を検討する。

参考文献：「特集・日本人の契約観と法意識」『ジュリスト』1096号（1996年）

⑥機能主義による法社会学

機能主義による法社会学研究を取り上げ、そこで取り上げられる法の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄『現代社会と弁護士』日本評論社

⑦経済学的手法の法社会学

法制度を経済学的手法によって分析する研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：マーク・ラムザイアー『法と経済学：日本法の経済分析』弘文堂

⑧法過程分析の法社会学Ⅰ：政治過程の法社会学

法過程の中でも、政策過程についての研究を取り上げ、そこでの法の在り様の理解を深める。

参考文献：阿部昌樹『ローカルな法秩序 法と交錯する共同性』勁草書房

⑨法過程分析の法社会学Ⅱ：紛争過程の法社会学

紛争過程についての経験的な研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄編著『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房
和田安弘『法と紛争の社会学』世界思想社

⑩調査実習：日常の中でルールを見つける

法の経験的把握という法社会学的実践を体得するために、各自の日常生活の中でのルールを発見することを課題とする調査を行い、その成果を報告する。

⑪言説分析による法社会学

言語分析による研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄編著『法の言説分析』ミネルヴァ書房

⑫構築主義的手法による法社会学

構築主義の社会学といわれる視角による研究を取り上げ、そこでの法の現れ方を理解する。

参考文献：北澤毅・片桐隆嗣『少年犯罪の社会的構築』東洋館出版社

⑬法を「実践」という観点から注目する法社会学

法という実践の実践的基盤を明らかにしようとする試みを取り上げ、そこに現れる方の姿を理解する。

参考文献：日本法社会学会編『法—その実践的基盤』法社会学第57号

⑭エスノメソドロジー・会話分析による法社会学

エスノメソドロジーという研究視角に基づく研究、あるいは会話分析といわれる技法を用いた分析による研究を取り上げ、そこに現れる法の姿を理解する。

参考文献：樫村志郎『「もめごと」の法社会学』弘文堂ほか

⑮総 括

本講で取り上げられた諸研究全般にわたって、担当教員が設定するテーマについてディスカッションを行なう。

3. テキスト

講義毎に指示する。

4. 参考図書

上述のほか、講義毎に指示する。

5. 成績評価方法

成績評価は、担当報告の評価、実習の成果、試験の評価の3つによる。

(1) 担当報告の評価 (20%)

受講者には回数が平等になるよう、指定文献の内容やそれについての検討事項の提案などの報告を求める。

(2) 実習の成果 (20%)

当講義では、ルールに関する社会調査を課題とした実習を実施する。この実習の成果を評価の対象とする。実習の成果は、草稿を報告／評価を得て改訂し、第2稿を完成番として提出してもらい、評価の対象とする。

(3) 試験の評価 (60%)

当講義の試験では、この講義全般を受講したことで、法社会学者と語り合うことができるようになったかを評価する問題を出題する。

6. 備 考

1. 授業の目標

「短命政権から見る戦後日本政治史」をテーマとし、戦後日本政治の基本的な流れ、権力の交代の意味、日本政治の特徴等について理解する。

2. 授業の内容

① 日本政治と短命政権

戦後日本政治における歴代内閣の政権担当期間を比較し、どのような時期に短命政権となるのか、短命政権の時代を考察するとはどのような意味があるのかを考察する。

② 東久邇宮内閣－戦後の出発と皇族内閣

戦後初の内閣は皇族内閣だった。皇族内閣誕生の背景と占領開始前後の日本政治の動向を中心に検討する。

③ 幣原喜重郎内閣－戦後改革への対応

東久邇内閣を継いで政権を担当したのは、戦前の日本外交を一時期リードした幣原喜重郎だった。幣原のもとで行われた憲法改正を含む戦後改革の動向を検討する。

④ 第一次吉田茂内閣－長期政権への助走

自由党党首鳩山一郎の追放を受けて成立した第一次吉田内閣。この内閣の誕生と早期の退陣を追い、その後の吉田長期政権との関連をさぐる。

⑤ 片山哲内閣－初の社会党内閣

初の社会党政権として誕生した片山哲内閣。短命政権となった原因と言われる、当時の社会党内の抗争を中心に考察する。

⑥ 芦田均内閣－占領政策の転換のなかで

芦田内閣の誕生と崩壊は、当時の最高権力であったGHQの動向と深く関わるものであった。占領政策の転換のなかでの同内閣の位置づけを考える。

⑦ 石橋湛山内閣－戦前リベラリストと保守政界

石橋湛山は、戦前において「小日本主義」を主張したリベラリストとして有名である。彼が戦後保守政界でどのように地歩を占めたのかを検討する。

⑧ 宇野宗佑内閣－リクルート・消費税と自民党

冷戦の時代が終焉した時期、日本政治も変動期に入る。消費税導入やリクルート事件に対する自民党政治批判のなかで登場した宇野政権の推移をたどる。

⑨ 細川護熙内閣－非自民連立政権の誕生

自民党内最大派閥であった竹下派の内部抗争とも絡み、「政治改革」をキーワードとして政界再編の波が押し寄せる。非自民政権の誕生の歴史的意味を探る。

⑩ 羽田孜内閣－非自民連立勢力の対立と抗争

細川内閣退陣を受けて成立した羽田内閣。非自民勢力内の対立と自民党の政権復帰の動きのなかでの政治力学をたどる。

⑪ 森喜朗内閣－進む自民離れと加藤の乱

政権復帰後の自民党政治ではあったが、かつての一党優位の時代への回帰の試みは失敗する。新たな保守政治の追求の動きと小泉政権誕生の前提を考える。

⑫ 第一次安倍内閣－改憲保守の挑戦と挫折

小泉長期政権を引き継いだ安倍内閣の改憲構想と施策、そして支持率の急落による政権の投げだしまでを追う。

⑬ 福田康夫内閣と麻生太郎内閣－末期症状の自民党政治

安倍政権後の二代にわたる短命政権の推移をたどりながら、自民党政治がその基盤から弱体化していった問題を考える。

⑭ 民主党内閣三代（鳩山由起夫内閣、菅直人内閣、野田内閣）－政権交代の挫折

自民党政治離れと新たな政治への期待を背景とした民主党への政権交代。民主党政権の蹉跌を三代の短命政権の推移をたどり、民主党政権の失敗を考察する。

⑮ 短命政権から考える日本の政治

個々の短命政権についての検討から、なぜ短命政権となるのかについて、時代背景、制度的要因、政治家たちの政治行動、世論といった観点から総括する。

3. テキスト

適宜、講義資料を配付する。

4. 参考図書

- ・御厨貴編『歴代首相物語（増補新版）』（新書館、2013年）
- ・古関彰一『日本国憲法の誕生』（岩波現代文庫、2009年）
- ・北岡伸一『日本政治史』（有斐閣、2011年）
- ・北岡伸一『自民党 - 政権党の38年』（中公文庫、2008年）
- ・石川真澄、山口二郎『戦後政治史 第三版』（岩波新書、2010年）
- ・五百旗頭真『占領期』（読売新聞社、1997年、講談社学術文庫、2007年）
- ・楠綾子『現代日本政治史1 占領から独立へ』（吉川弘文館、2013年）
- ・浅見雅男『不思議な宮さまー東久邇宮稔彦王の昭和史』（文藝春秋、2011年）
- ・小田部雄次『近現代の皇室と皇族』（敬文社、2013年）
- ・上田美和『石橋湛山論』（吉川弘文館、2012年）
- ・姜克實『晩年の石橋湛山と平和主義』（明石書店、2006年）
- ・武田知己『重光葵と戦後政治』（吉川弘文館、2002年）
- ・大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム』（講談社学術文庫、2005年）
- ・佐野真一『巨怪伝』（上・下）（文春文庫、2000年）
- ・細川護熙『内訟伝ー細川護熙総理大臣日記』（日本経済新聞出版社、2010年）
- ・御厨貴・牧原出編『聞き書 武村正義回顧録』（岩波書店、2011年）
- ・御厨貴・牧原出編『聞き書 野中広務回顧録』（岩波書店、2012年）
- ・薬師寺克行編『村山富一回顧録』（岩波書店、2012年）
- ・五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言 野中広務 権力の興亡』（朝日新聞社、2008年）
- ・五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言 小沢一郎 政権奪取論』（朝日新聞社、2006年）
- ・五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言 菅直人 市民運動から政治闘争へ』（朝日新聞社、2008年）
- ・薬師寺克行『証言民主党政権』（講談社、2012年）
- ・小林良彰『政権交代』（中公新書、2012年）
- ・中北浩爾『現代日本の政党デモクラシー』（岩波新書、2012年）
- ・大嶽秀夫『日本型ポピュリズム』（中公新書、2003年）
- ・安藤俊裕『政客列伝』（日本経済新聞出版社、2013年）
- ・佐道明広『現代日本政治史5 「改革」政治の混迷』（吉川弘文館、2012年）
- ・山口二郎『政権交代とは何だったのか』（岩波新書、2012年）
- ・森喜朗『日本政治のウラのウラ』（講談社、2013年）
- ・森喜朗『私の履歴書 森喜朗回顧録』（日本経済新聞出版社、2013年）
- ・清水真人『首相の蹉跌』（日本経済新聞社、2009年）
- ・清水真人『消費税一政と官との「十五年戦争」』（新潮社、2013年）
- ・飯尾潤『政権交代と政党政治』（中央公論新社、2013年）
- ・竹中治堅『首相支配』（中公新書、2006年）
- ・飯尾潤『日本の統治構造』（中公新書、2007年）

5. 成績評価方法

小テスト成績（80％）、授業での質疑応答点（20％）

6. 備考

なし

2 年

Ⅱ． 2 年次目次

Ⅱ－ 1． 前期

行政法 B	河野 通孝	62
憲法問題演習 A	小栗 實	64
商法 B	大野 友也	
民法問題演習 A	志田 惣一	68
民事訴訟法問題演習	采女 博文	70
刑法問題演習 A	齋藤 善人	72
刑事訴訟実務の基礎	南 由介	74
日本法制史	和久本 圭介	76
知的財産法	山中 至	78
不動産登記法問題演習	寺本 振透	80
法律学問題演習入門	上野 牧門	82
	米田 憲市	84
	采女 博文	
	小栗 實	
	齋藤 善人	
	南 由介	

Ⅱ－ 2． 後期

憲法問題演習 B	小栗 實	88
行政法問題演習 A	大野 友也	
民事執行・保全法	伊藤 周平	92
民法問題演習 B	堀野 出	93
民法問題演習 C	采女 博文	94
商法問題演習 A	緒方 直人	96
刑法問題演習 B	志田 惣一	98
刑事訴訟法問題演習	南 由介	100
民事訴訟実務の基礎 A	中島 宏	102
裁判実務（刑事）	松下 良成	106
外国法	和久本 圭介	108
	植本 幸子	110
	大野 友也	
	石川 英昭	
	森田 豊子	
租税法	鳥飼 貴司	112
労働法	紺屋 博昭	114
商業登記法問題演習	児玉 邦宏	116
自治体法政策問題演習	河野 通孝	118
公共政策法務	原島 良成	120
	中嶋 直木	
法律学総合特別演習（労働法理論）仮	紺屋 博昭	121

Ⅱ－３．集中講義

リーガルクリニック A
(法曹倫理入門を含む)

米田 憲市 124

前田 稔
白鳥 努

松下 良成
本木 順也

坂本 正幸
米田 憲市

..... 126

リーガルクリニック B

前田 稔
松下 良成

白鳥 努
本木 順也

坂本 正幸
米田 憲市

..... 128

エクスターンシップ

前田 稔
松下 良成

白鳥 努
本木 順也

坂本 正幸
直江 眞一

..... 130

法制史
倒産法

川嶋 四郎

..... 131

2 年 前期

1. 授業の目標

本授業は、行政不服審査手続き、行政訴訟手続きあるいは国家賠償請求手続き等の行政救済手続きを体系的に理解するとともに、具体的訴訟事例においていかなる点が争点となり、それについていかなる訴訟活動や審理がなされ、最終的にどのような形で裁断がくだされるかといったことを要件事実論、法解釈論という観点から学ぶことを通し、事案分析能力、法解釈能力を涵養し、行政をめぐる具体的紛争に対する実践的対処能力を身につけることを目的とする。

なお、授業は、総括的な講義を行ったうえで、各訴訟類型毎に訴訟要件と本案勝訴要件とを条文に沿った解釈論の展開という基本的視点から整理、理解し、それを具体的事案に当てはめて結論を導き出すという、法解釈の実践という形で進めていく予定なので、前もって基本書の当該個所の理解とそれに関連する判例の結論に至る論理展開すなわち論証の実際に目を通したうえで出席されたい。

2. 授業の内容

①第1回講義内容

行政をめぐる紛争に対しては、行政審判、行政不服審査手続き、行政訴訟、国家賠償請求訴訟、損失補償請求訴訟などの制度、手続きが設けられているが、それらについての概要を整理、理解するとともに、どのような場合にどのような制度、手続きを採るのが適切かといった観点からそれらの制度の性格、特色を検討する。

②第2回講義内容

行政訴訟の目的ないし意義といった基本的視点から行政訴訟の本質、特質を捉えるとともに、行政訴訟の沿革、司法権と行政権の関係、行政訴訟の諸類型といった行政事件訴訟法の全体像について学ぶ。

③第3回講義内容

取消訴訟の基本構造を学ぶとともに訴訟要件のうち処分性について検討する。判例百選Ⅱ 159～169

④第4回講義内容

取消訴訟の訴訟要件のうち原告適格、訴えの利益について検討する。判例百選Ⅱ 170～178および179～187

⑤第5回講義内容

処分性、原告適格、訴えの利益以外の取消訴訟の訴訟要件について検討する。判例百選Ⅱ 188～191

⑥第6回講義内容

取消訴訟における本案勝訴要件について検討する。判例百選Ⅱ 196, 197, 204

⑦第7回講義内容

取消訴訟の審理手続きと判決内容について検討する。判例百選Ⅱ 198～203及び209～212

⑧第8回講義内容

執行停止とその他の抗告訴訟（無効等確認訴訟）。判例百選Ⅱ 205～208

⑨第9回講義内容

その他の抗告訴訟（不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟）。判例百選Ⅱ 213

⑩第10回講義内容

その他の抗告訴訟（差止め訴訟）と仮の義務付け、仮の差止め申立て。判例百選Ⅱ 213

⑪第11回講義内容

当事者訴訟。判例百選Ⅱ 215

⑫第12回講義内容

民衆訴訟（住民訴訟）

⑬第13回講義内容

国家賠償請求訴訟

- ⑭第14回講義内容
損失補償請求訴訟
- ⑮第15回講義内容
まとめ

3. テキスト

宇賀克也『行政法概説Ⅱ行政救済法[第4版]』（有斐閣）

4. 参考図書

- (1) 行政判例百選Ⅰ，Ⅱ
- (2) 吉野夏己著「紛争類型別行政救済法」（成文堂）
- (3) 曾和俊文・金子正文編著「事例研究行政法」（日本評論社）
- (4) 高木光・稲葉馨 編 「ケースブック行政法」（弘文堂）
- (5) 塩野宏「行政法Ⅱ」（有斐閣）

5. 成績評価方法

定期試験 60%と平常点（レポート，小テスト，授業中の発言，授業態度等）40%で評価する。欠席については，その理由を考慮し，必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたいえ，平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する

1. 授業の目標

授業の目標：憲法問題が発生する社会的事実・紛争の争点を適格につかみ、憲法にてらして、いかに解決することが適切かを考える力を育成することを目標とする。学生がしっかり応答でき説得的にわかりやすく話すことができる能力を養成することも合わせて目標とする。さらに、最高裁判決の論理をきちんと理解できることを目標とする。

能力到達目標：憲法に関する基本的な知識を応用しながら、具体的な事例に対する法的判断を示すことができるようにする。いわゆる法的三段論法にしたがって、法的な立論を示すことができるようになるのが最低限クリアすべき目標である。さらには、設問では、実際の事例例とは異なる事実関係を提示して、その場合は結論がどのように変わるのかを検討する応用力を少しずつ養成したい。

授業の方法：前期の憲法問題演習Aではこれまで憲法A、Bで学んできた人権総論および各論の論点を「螺旋」的に学習する。今回は、以下に掲げたテーマについて事前に設問を出し、受講生がレポートを作成・発表する形式で行う。原告・被告の主張、裁判所の判断をどのような展開にするかを各自が考えてきて、発表し、検討する。

2. 授業の内容

(1) 幸福追求権、自己決定権（出題者・大野）

輸血拒否事件および校則に関する最高裁判例を素材に、幸福追求権・自己決定権の内容とその限界を検討する。

(2) 自己情報コントロール権（出題者・大野）

前科照会事件および早稲田大学江沢民事件に関する最高裁判例を素材に、自己情報コントロール権について検討する。

(3) 家族生活における平等（出題者・小栗）

家族生活における平等に関する設問を作成し、合理的な区別か差別かを検討する。

(4) 労働における男女平等（出題者・小栗）

労働現場における男女平等に関する設問を作成し、合理的な区別か差別かを検討する。

(5) 思想の自由（出題者・小栗）

「君が代」ピアノ伴奏拒否事件に関する最高裁判例を素材に、思想・良心の自由について検討する。

(6) 信教の自由（出題者・小栗）

剣道実技拒否事件を素材に、信教の自由とその限界について検討する。

(7) 政教分離原則（出題者・小栗）

神社が市有地を長年にわたって使用し続けた事件を素材に、政教分離原則について検討する。

(8) 言論・出版の自由（その1）プライバシー侵害・名誉毀損表現（出題者・大野）

「石に泳ぐ魚」事件最高裁を素材に、プライバシー侵害・名誉毀損表現の問題を検討する。

(9) 言論・出版の自由（その3）象徴的言論（出題者・大野）

日の丸焼き捨て事件高裁判決を素材に象徴的言論の問題を検討する。

(10) 言論・出版の自由（その4）検閲と事前抑制（出題者・大野）

税関検査事件最高裁、教科書検定事件最高裁判決などを素材に、検閲・事前抑制の問題について検討する。

(11) 報道・取材の自由（出題者・大野）

博多駅テレビフィルム事件最高裁，石井記者事件最高裁判決などを素材に，報道・取材の自由の問題について検討する。

(12) 学問の自由（出題者・大野）

先端科学技術の規制に関する仮想事例を素材に，学問の自由の問題を検討する。

(13) 職業選択の自由（出題者・小栗）

小売市場許可制事件最高裁判決，薬事法許可制最高裁判決のとした基準をもとに，司法書士事件などの職業選択の自由に関する事例を検討する。

(14) 財産権（出題者・小栗）

森林法共有林処分制限規定事件最高裁判決のとした基準をもとに，証券取引法 136 条に基づく株式売買益制約事件などを検討する。

(15) 社会福祉制度における立法とその憲法適合性（出題者・小栗）

堀木訴訟最高裁判決のとした基準をもとに，生活保護法の母子加算・老齢加算の廃止が違憲にあたるか等の事例を検討する。

3. 授業方法

①憲法上の争点に関する具体的な事例から設問を作成し，事前に示すので，受講生がその「準備書面」「判決」案を課外の課題として作成する。② その「準備書面」「判決」案について，教員と学生の間で議論する。③授業後，受講生が作成した「回答」については添削し，返却する。④なお，授業時間中，1～2 回程度，「即時起案」（設問を授業時間のはじめに提示し，授業時間中に回答を起案する）も予定している。

4. テキスト

授業前に配布する。憲法 A および憲法 B で使用した教科書を予習，持参すること。芦部『憲法』（岩波書店）が基本書。他の教科書でも可。

5. 参考図書

「憲法判例百選 I，II」（有斐閣）は必携。ほかに「事例研究憲法」（日本評論社），「憲法（Case and Materials）人権（基礎編）」（有斐閣），「基礎から学ぶ憲法訴訟」（法律文化社）など設問・事例形式の「教材」をもっていると実践的に役に立つ。なお，憲法の争点に関する判決はできるだけ判決原文の全体を読んだほうが望ましい。判決全文については適宜提供する予定にしているが，長谷部恭男ほか『ケースブック憲法』（弘文堂），高橋和之ほか『ケースブック憲法』（有斐閣）には，判決文が多く掲載されているので，参考にするとよい。ただし，高価なので，必携ということはない。

6. 成績評価方法

1，期末試験（60 点＝各教員 30 点ずつ），平常点（40 点＝各教員 20 点ずつ）の総合評価で行う

2，期末試験

1）出題形式 論述式問題を出題する。事例検討問題を出すので，その事例に則して原告の立場，被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2）判定基準 ①争点が正確に把握されているか，②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか，③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか，④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか，⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3）2）で述べた判定基準により，A（優秀），B（良い），C（普通），D（よくない）の 4 段階で判定する。

3, レポート 事例を分析する力, 争点を見つける力, 説得力のある理由を展開する力を育成するために, 毎回レポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により, 判定する。

4, 平常点 ①授業中の報告および発言内容(授業態度の積極性の評価 毎回の授業における発言の頻度, 教師の質問に対して的確に答えることができたか, など), ②受講生が書いた「回答」レポートの評価, ③即日起案の評価によって採点する。学生の欠席については, その理由を考慮し, 必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ, 平常点評価から減点する。授業への欠席回数が3回を超えると, 特別な理由がない限り, 期末試験は失格とする。3回以下の欠席であっても無断欠席は低い評価となる。

7. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

この授業は, 小栗と大野の共同で担当する。小栗研究室は共通教育棟3号館4階, 大野研究室は法文学部1号館6階。

1. 授業の目標

①会社法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと，会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をし，全体の見通しを獲得し，商法に関し自ら学習できる能力の涵養を重視する。

この科目で最低限学習すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

- ・ 共通の到達目標・商法に掲げられている法的知識を正確に理解し，説明することができる（ただし，応用的な事項については，電子シラバス等で学生に明示のうえ，問題演習科目で修得すべきものとすることがある）。
 - ・ 共通の到達目標・商法に含まれる法的知識を前提として，基本的な事例に対する法的推論の過程を口頭および文章で説明することができる。
- 「法的な分析・推論を行う能力：スキル（4）」の涵養も目標としている。
- ・ 事実・法規範を適用して結論を導く思考過程（法的三段論法）を実践することができる。
 - ・ 成文法の様々な解釈技術（文理解釈・反対解釈・拡張解釈・類推解釈など）を理解し，基礎的な条文において実践することができる。

2. 授業の内容

- ①会社訴訟 会社法学習の特質
- ②資金調達 その1 募集株式の発行等
- ③資金調達 その2 発行の瑕疵
- ④資金調達 その3 新株予約券・社債
- ⑤計算 その1 : 総論 資本等の変動
- ⑥計算 その2 : 剰余金配当
- ⑦企業再編 その1 総論 事業譲渡
- ⑧企業再編 その2 合併
- ⑨企業再編 その3 合併
- ⑩企業再編 その4 会社分割
- ⑪企業再編 その5 会社分割
- ⑫企業再編 その6 株式交換・株式移転・親子会社規制
- ⑬企業再編 その7 まとめと復習 「委任状勧誘」「公開買付け」
- ⑭定款の変更，解散・清算，持分会社
- ⑮有価証券法

各回の進行は，前半に該当範囲の基本的事項を確認し，後半，該当範囲の重要論点についての質疑応答を通して，共通の到達目標・商法に掲げられている法的知識についての理解度を深める。受講者は，電子シラバスやレジュメで示される基本的事項，事例について，予習をして授業に臨むこと。復習については，授業時に説明する。

3. テキスト

神田秀樹『会社法』弘文堂
『会社法判例百選』有斐閣

* 各回の講義範囲に関連するテキストのページは，電子版シラバス・レジュメ等で示す。

4. 参考図書

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）
伊藤靖史ほか『会社法（リーガルクエスト）』有斐閣
『手形小切手判例百選』有斐閣
田中 昭『テキストブック手形法・小切手法』有斐閣

5. 成績評価方法

期末試験（60点）、平常点（40点）の総合評価。平常点は、予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の授業への参加度及び小テスト（各時期における学習達成度を測る）を評価対象とする。

本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の涵養（本講義の到達目標）を、どの程度達成できたかを評価・判定対象とする。

欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

予習として、指定された資料（条文、テキスト、判決例等）を通読するが求められる。その際、重要なことは、「わからない点」を明確にしておくことである。授業中の発言において、「この点がわからない」というものは評価する。

本講義では、会社法第8編「罰則」は取り上げないので注意すること。

1. 授業の目標

債権法に関する諸問題を中心に扱う。選択する項目は、「共通的な到達目標モデル」で示された項目に準拠する。基本知識を具体的な事例や裁判例に即して深め、より実践的なものにする。①訴訟での攻撃防御、要件事実論を意識して1年次に修得した知識をより深く学び直し、法の適用能力を涵養する〔法適用能力〕。②事例から法的に重要な事実を抽出し、法的意義づけができる〔問題発見能力、事実の法的評価能力〕。③最高裁判決から判例法理(規範)を取り出し、その射程距離を理解する〔法的分析能力〕。④判例・通説を踏まえたうえで、自説を展開する習慣を養う〔法的議論・表現能力〕。⑤「共通的な到達目標」で示された項目・内容をより深く理解する〔実践的法的知識〕。

2. 授業の内容

① 特定物売買・種類売買

売買契約締結後・引渡し前にその目的物に瑕疵が生じた事例を素材に、特定物売買と種類売買との規律の相違とその理由を理解する。

② 契約の履行と受領障害

受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、具体的事案で検討する。

③ 契約と事情変更の原則

事情変更の原則と契約の拘束力の関係について、私的自治の原則と結びつけて理解し、どのような場合に事情変更の原則を適用できるかを具体的事案で検討する。

④ 売主の担保責任

売買の目的物に瑕疵がある場合に、瑕疵担保責任の法的性質についての考え方の対立を踏まえて、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体的事案で検討する。

⑤ 請負人の担保責任

請負において仕事の目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、具体的事案で検討する。

⑥ 総合問題（理解度チェック）

①から⑤までのテーマの具体的事案を素材にして法律文書作成指導を行う。

⑦ 債権者取消権

詐害行為取消権の要件、効果について、判例を素材として検討する。

⑧ 債権譲渡

指名債権譲渡の対抗要件の構造・仕組みについて、判例の理解を踏まえて、具体的事案で検討する。

⑨ 保証債務

保証債務の附従性及び随伴性とはどのような性質を指すのかを、その具体的効果を含めて、具体的事案で検討する。

⑩ 建築請負と所有権の帰属

建物建築請負契約において、完成した建物の所有権の帰属に関する判例の考え方とこれに関する学説の主要な見解について、具体的事案で検討して、理解を深める。

⑪ 賃貸借契約と解除

具体的事案を素材として、賃貸借の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方について理解を深める。

⑫ 賃貸借契約における地位の移転

賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、具体的事案で検討する。

⑬ 契約関係と不当利得

不当利得債務者はどのような要件の下で、またどのような範囲で利得の返還義務を負うかを、具体的事案に即して検討する。

⑭ 医療過誤・使用者責任

医療過誤事案に即して過失判断の枠組みの理解を深める。使用者責任の要件と効果を具体的事案で検討する。

⑮ 共同不法行為

共同不法行為責任の意義、要件及び効果について、判例の理解を踏まえて、具体的事案で検討する。

3. テキスト

松岡久和・潮見佳男・山本敬三編『民法総合・事例演習（第2版）』（有斐閣，2009）
『民法判例百選Ⅱ債権』（第6版）

4. 参考図書

(1) 司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会），司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会），司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引』（法曹会），大島眞一『＜完全講義＞民事裁判実務の基礎（第2版）上巻』（民事法研究会，2013）

(2) 鎌田薫・加藤新太郎ほか編『民事法Ⅱ 担保物権・債権総論（第2版）』『民事法Ⅲ 債権各論（第2版）』（日本評論社，2010），瀬川信久ほか編『事例研究 民事法Ⅰ，Ⅱ（第2版）』（日本評論社，2013），遠藤賢治ほか編『民事法Ⅰ，Ⅱ』（民事法研究会，2008），磯村保ほか編『法科大学院ケースブック民法』（日本評論社，2004）

5. 成績評価方法

定期試験（60％），質疑応答・課題レポート・小テストによるプロセス評価（40％）の総合評価とする。質疑応答は，授業中の質疑応答及び学生同士の議論を中心として評価する。課題レポート，小テストでは，①問題を解くために適切な法律構成を探し出すことができる，②法律の規定に沿って要件を明らかにすることができる，③問題文の【事実】の中から要件に当てはまる具体的事実を「丁寧に」拾い上げることができる，といった能力の涵養へ向けての努力を評価する。

成績評価（可否）は，共通的な到達目標モデルを意識して，2年次前期で到達すべき水準にある可否かを基準として行う。

欠席については，その理由を考慮し，必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，平常点の評価から減点する。

6. 備考

指定された事例・判例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話型授業となる。司法試験でも，「採点に当たっては，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ，全体的な論理的構成力，文書表現力等を総合的に評価し，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。」とされているから，修得すべき能力を意識しながら授業に参加すること。「問題を解くために適切な法律構成を探し出す」という意識，具体的な事実が要件を充足するかどうかを考える。「法律の規定に則し，【事実】に基づき，要件に充足するかどうかを検討し判断するという基本的な作業」を習得するという意識で学習することが必要である。

各回の具体的な授業内容と「共通的な到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。受講生は，「共通的な到達目標モデル」を常に参照の上，重点形成をして，予習復習を行うと共に，授業で取り上げない事項についても自学自修を怠らないようにすること。また，7つのスキル（問題の発見解決，法的知識，事実の調査認定，法的分析・推論，法的議論・表現・説得，コミュニケーション）を意識して学修してほしい。

1. 授業の目標

1 年次前期／後期開講の「民事訴訟法 A／民事訴訟法 B」で修得した基礎学力を検証し、精度を高めると共に、それを踏まえつつ、合理的で説得力をもつ思考回路を構築することに繋げたい。手法としては、問題演習と銘打っている以上、事前に課題／設問を提示し、授業現場での回答をもとに、双方向や多方向で検討議論したり、授業の場で問題を示し、回答を起案させ、その後検討解題するといった方法が主となろう。

かかる学修過程を通して、民事訴訟法の主要な論点を議論するために不可欠の共通言語を成している基本的概念、定義、主要な条文や判例などの正確な理解を前提に、事例や問題を分析検討し、学説の考え方や判例法理の援用、ならびにそれら相互の関連性などを斟酌して、適当な解法に至る思考能力を涵養練成し、さらに、思考の過程で他者との議論を経ることにより、多面的かつ複眼的な考察能力の獲得に繋げたい。すなわち、これを「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に照らせば、①「共通の到達目標」に含まれる法的知識を前提に、具体的な事案につき、判例法理の射程などを検討すること、②具体的な事案の解法に向けた法的推論について、的確に説明・議論ができること等の学修が、その到達目標として集約されよう。

2. 授業の内容

- 【1】共同訴訟（1）
- 【2】共同訴訟（2）
- 【3】共同訴訟（3）
- 【4】補助参加と訴訟告知（1）
- 【5】補助参加と訴訟告知（2）
- 【6】独立当事者参加
- 【7】訴訟承継
- 【8】訴訟物と既判力
- 【9】訴訟当事者
- 【10】訴えの利益
- 【11】訴え提起の効果
- 【12】弁論主義
- 【13】自白の拘束力
- 【14】証明責任
- 【15】既判力の範囲

3. テキスト

1. 山本弘=長谷部由起子=松下淳一・民事訴訟法〔第2版〕（有斐閣・平成25）
2. 高橋宏志=高田裕成=畑瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第4版〕（有斐閣・平成22）

4. 参考図書

1. 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕，（下）〔第2版〕（有斐閣・平成25, 平成24）
2. 藤田広美・解析民事訴訟〔第2版〕（東京大学出版会・平成25）
3. 長谷部由起子=山本弘=笠井正俊編・基礎演習民事訴訟法〔第2版〕（弘文堂・平成25）
4. 遠藤賢治・事例演習民事訴訟法〔第3版〕（有斐閣・平成25）
5. 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点（有斐閣・平成21）
6. 笠井正俊=越山和広編・新コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕（日本評論社・平成25）
7. 大島眞一・完全講義 民事裁判実務の基礎〔第2版〕上巻, 下巻（民事法研究会・平成25）

5. 成績評価方法

1. 期末試験（50点）、即日起案（20点）、レポート課題（20点）および平素の授業におけるプロセス評価（10点）の総合評価による。
2. 期末試験
 - 1) 出題形式
 - ①事例問題 大問1（3つ程度の設問を問う）
 - ②六法参照可（司法試験用六法を貸与）
 - 2) 試験時間 120分を予定
 - 3) 採点基準
 - ①民事訴訟法の議論をするうえで、共通言語として理解しておく必要のある法的知識や判例法理が、相互の関連性なども斟酌しつつ、整序された形で的確に修得されているか。
 - ②具体的な事例に対する思考回路が整備され、問題の解法に向けての考察に際し、その検討議論の過程が、説得力をもって説明されているか。
3. 即日起案
 - 1) 授業において、即日起案を複数回（2回以上）実施する。
 - 2) 起案を実施した場合、授業終了時に回答を回収し、10点満点にて採点。
 - 3) 各受講生につき、その得点上位2通の起案の合計点でもって、即日起案20点分の評価とする。
 - 4) なお、採点基準は、期末試験のそれに準じる。
4. レポート課題
 - 1) シラバス提示の設問等につき、複数回（2回以上）、レポートの提出を求める。
 - 2) 提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位2通の合計点でもって、レポート課題20点分の評価とする。
 - 3) なお、採点基準は、期末試験のそれに準じる。
5. プロセス評価
 - 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。
 - 2) 評価項目の例示
 - ①授業の場での発言頻度
 - ②設問の検討考察、質疑に際しての回答内容
 - ③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
 - ④設問の検討考察、質疑に際しての回答を契機とする発展的課題の示唆
 - ⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

1. 詳細は電子シラバスに譲るが、事例問題研究や判例研究、そして起案を組み合わせた授業を予定している。かかる過程を通じて、受講生は各自、1年次に学修した「民事訴訟法A/B」の基礎学力を検証することができ、足らざる部分につき、更なる研鑽を積む契機となるし、また、より応用的色合いを帯びた課題を考究することで、基礎から「一步前へ」踏み出し、応用への架橋が図られるだろう。

2. この授業においては、3回を超えて欠席した場合には、単位を認定しない（「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」参照）。なお、欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、プロセス評価に包含することがある。

1. 授業の目標

本演習は、「刑法A」および「刑法B」での学修を踏まえ、具体的事例の検討を通して、事例分析能力および刑法理論の具体的運用能力の修得、そして、判例の理解の深化を目標とする。具体的には、本演習は2年次開講科目であることから、判例の射程や結論の妥当性を意識しつつ、複雑な事例や判例のない事案等を題材とした発展的事例問題における具体的な事実関係の中から法的論点やそれを論じるために必要な事実を抽出し、既に学修した犯罪の成立要件を抽出した事実に適用して、結論を導くことができるようになることを目標とする。

2. 授業の内容

各回の一週間前に演習で扱う事例問題を告知し、受講者にはあらかじめ事例を分析し解答を作成した上で参加してもらい、議論を中心に授業を展開する。予習の際には、事例問題について何が問題となるのか綿密に分析し、同種の事案が問題となった裁判例を十分に理解して、その裁判例の射程を念頭に置きつつ、刑法理論の観点から考察を加えることが要求される。それ故、演習においては、受動的態度で臨むことは許されず、十分に予習をした上での能動的態度が必須となる。

演習内で扱う事例問題の範囲は、刑法総論および刑法各論で論じられる全てである。

3. テキスト

特に指定しない。各自、基本書を一冊用意し、それを予習に用いていただきたい。

4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論〔第6版〕』（有斐閣・2008）
- ・前田雅英ほか編『条解刑法〔第3版〕』（弘文堂・2013）
- ・井田良＝城下裕二編『刑法総論判例インデックス』（商事法務・2011）
- ・西田典之ほか編『判例刑法総論〔第6版〕』（有斐閣・2013）
- ・西田典之ほか編『判例刑法各論〔第6版〕』（有斐閣・2013）

5. 成績評価方法

期末試験（60点）と平常点（40点）を勘案して評価する。期末試験は短答式問題および論文式問題によって構成される。平常点については、即日起案、小テスト、授業態度、出席状況（欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点）等を総合して評価する。

6. 備考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

開講時まで、刑法Aおよび刑法Bで学修した事柄をきちんと復習しておくこと。

1. 授業の目標

実際の刑事手続（捜査・公訴・公判）を学び、これまで学んだ刑事訴訟法の理解を深める。
実務法曹に不可欠である事実認定の基礎を学ぶ。

2. 授業の内容

- ア 実際の刑事事件をもとにした「事件記録教材」（法務省 法務総合研修所作成）を用いて、刑事訴訟法の条文が具体的な刑事手続でどのように実現されているかを検討し、裁判官・検察官・弁護人が果たすべき役割やその根拠を検討する。捜査段階では、勾留の可否や公訴提起を含む終局処分のあり方、弁護人の弁護活動、公訴段階では、検察官の証拠の取捨選択、証拠請求、論告や判決（量刑）などを、それぞれレポートの提出や講義における教師との質疑応答等により理解を深める。
- イ 長文の事例問題を検討し、その解決方法を起案することで、問題点の発見→証拠から事実認定→法令を解釈して規範を定立→当てはめて妥当な結論を導くという、実務家にとって不可欠な能力を訓練する。

3. テキスト

教材等は、時宜に応じて順次配付していく。

4. 備考

- ア 授業では、順不同で質問し発言を求めるので、配布された「事件記録教材」等の資料を事前に熟読し、検討しておくことが必要である。その際、自分が裁判官・検察官・弁護人という当事者だったらこの場面でどのようにするかを、これまで学んだ刑事訴訟法の知識を駆使しながら考えて予習すると効果的である。
- イ 事前にレポートの提出を 7 回求める予定である。
- ウ 即日起案及び期末試験を 1 回行う。
- エ 交通機関の事故、荒天等のやむを得ない事情がある場合を除いて、授業開始後の教室への出入りは認めない。したがって、授業開始時刻に着席していない者は欠席扱いになり、下記「成績評価方法」に従って「－5 点」がつくので注意されたい。

5. 成績評価方法

100 点のうち

期末試験	20%
即日起案	20%
レポート	30%
出席及び授業への取り組み	30%（欠席は 1 回につき－5 点の減点とする）

「刑事訴訟実務の基礎」 予定表（２年・前期）

回	日付	授業	具体的内容	
1	4月11日	導入	自己紹介，講義予定，本講義の意義，使用教材の説明，判例の拘束力	レポート課題1
2	4月18日	傷害事件 捜査の端緒 勾留の可否	現行犯逮捕の適法性 勾留の要件	レポート課題2
3	4月25日	同事件 勾留後の捜査 勾留延長の可否	検察官の勾留後の捜査 弁護人の勾留後の弁護活動 勾留延長請求の可否 レポート課題1の講評	レポート課題3
4	5月9日	同事件 検察官の終局処分	事実認定概論 傷害事件の争点に対する事実認定及び終局処分について レポート課題2の講評	
5	5月16日	同事件 第1回公判期日までの準備活動	検察官による証拠の取捨選択 弁護人の証拠意見とその意義 レポート課題3の講評	レポート課題4
6	5月23日	同事件 公判審理 (その1)	同意書証の取調 不同意書証に対する検察官の対応 証人請求手続及び証人尋問 検面調書・実況見分調書・自白調書の証拠的意義	レポート課題5 (選択的複数レポート)
7	5月30日	同事件 公判審理 (その2)	6回講義の続き 被告人質問，弁護活動と弁論の再開 判決と刑の量定について レポート課題4の講評	
8	6月6日	強制わいせつ事件の検討(その1)	間接事実による犯人性の認定 強制わいせつ罪の成否	
9	6月13日	強制わいせつ事件の検討(その2)	初動の任意捜査の適法性 緊急逮捕の要件 令状による強制捜査について レポート課題5の講評	レポート課題6
10	6月20日	即日起案 (90分)	これまでの授業の応用問題を 出題する予定	
11	6月27日	即日起案講評	違法収集証拠，任意捜査の限界 即日起案講評	
12	7月4日	業務上横領事件の 捜査上の問題	否認事件の犯人性の認定 占有，業務性 不法領得の意思	
13	7月11日	業務上横領事件の 捜査の公判上の問題	業務上横領事件の派生問題 供述調書の任意性 未決勾留日数 レポート課題6の講評	
14	7月18日	刑事事実認定演習Ⅰ	現時点における実力判定	
15	7月25日	刑事事実認定演習Ⅱ		

1. 授業の目標

わが国の近代法の歩みを大まかに近代法体系の成立期，近代法体系の確立期，近代法体系の再編期に時期区分して，ダイナミックな法現象として捉え，その特質を析出する。現代法体系も時間と空間に規定されるものであり，近代法の歩みを学ぶことにより，法的価値判断能力の涵養に資する。

2. 授業の内容

- 第1回 明治国家の建設と近代法の歩み
- 第2回 地租改正と土地所有権
- 第3回 土地担保法と不動産の物権変動
- 第4回 新律綱領と旧刑法
- 第5回 国体と明治憲法体制
- 第6回 「家」制度の法体系
- 第7回 法典論争と明治民法
- 第8回 臨時法制審議会と民法改正要綱
- 第9回 学説と判例法理の展開
- 第10回 明治40年刑法と刑法改正仮案
- 第11回 陪審制の実施と効力停止法
- 第12回 借地借家法と調停法の創設
- 第13回 工場法と社会立法
- 第14回 帝国と国家総動員法
- 第15回 戦後改革と現代法の枠組み

3. テキスト

- 1 浅古弘他編『日本法制史』（青林書院，2010年）

4. 参考文献

- 1 山中永之佑他編『日本現代法史論』（法律文化社，2010年）
- 2 川口由彦『日本近代法制史』（新生社，1998年）
- 3 熊谷開作他編『日本法史年表』（日本評論社，1981）

5. 成績評価方法

期末試験による学習の到達度(90%)と授業参加度(10%)を総合して，成績評価を行なう。

6. 備考

基本六法について，基礎知識を習得しておくことが，授業の理解を深めることになります。

各回の授業レジュメ・資料は事前に配布しますので，教科書と併せて予め学習して授業に臨むように努めてください。

授業では，豊富な参考資料により重要事項を焦点化して取り上げますので，事後学習では重要な参考資料について復習してください。

1. 授業の目標

特許法及び著作権法を素材として、知的財産法の機能を知り、知的財産権がビジネスにおいてどのように利用可能であるかを知り、さらに、法律家が知的財産権を用いてビジネスを支援するために必要な基礎的な知識とスキルを身につけることを主たる目的とする。

具体的な目標は次のとおりである。

- ・ 知的財産法一般に共通する到達目標：知的財産権という市場における競争を制限する力と、創作物の拡散および普及との間の関係を知ることによって、実務に役立つ法で知的財産法を利用できるスキルを身につける。
- ・ 特許法に関する到達目標：特許出願人と一般市民（企業を含む）の代弁者たる審査官の攻防という文脈を意識して、特許権の付与に関する手続きを理解して他人に説明できる水準の知識と表現方法を身につける。
- ・ 著作権法に関する到達目標：メディア企業同士の競争、および、創作者とメディア企業の交渉という文脈を意識して、著作権の成否を他人に説明できる水準の知識と表現方法を身につける。
- ・ なお、次の姿勢およびスキルを既に身に付けたうえで知的財産法を学ぶことが好ましい。しかしながら、ほとんどの学生がそのような水準に達していないであろう現実に鑑みて、知的財産法に関する議論を行いつつも、あわせて、これらの態度とスキルの醸成を図る。
- ・ 問題文の言い換えをもって回答するという法学部生にありがちな悪癖から脱する姿勢。
- ・ 自分でも意味がよくわかっていない専門用語を並べただけの応答をもって終わりとするのではなく、それによって時間稼ぎをしつつも、説得力のある回答を普段使いの平易な言葉を使って作りだそうとする姿勢。
- ・ いったん行った発言に固執するのではなく、問答をくりかえしながら、徐々に発言の内容を修正したり、発展させたり、具体化したりする姿勢。
- ・ 要件事実を無視して漫然と利益衡量を行おうとする悪癖から脱する姿勢。
- ・ 条文を学説または判例の表現にいきなり置き換えるのではなく、あくまでも条文の表現に沿った、事実の整理を行う姿勢とスキル。
- ・ 社会常識の範囲内で、問題（あるいは、仮想的な依頼者）が特定していないような事実を想像するスキル。
- ・ ある表現方法（例えば、文書、図面、専門用語を使った説明など）で与えられた情報を十分に理解したうえで、別の表現方法（例えば、文書から図面へ、図面から文書へ、専門用語から平易な言葉へ）に置き換えて出力するスキル。

2. 授業の内容

最初に、市場における知的財産権の役割を議論し、その後、特許権が付与されるための手続きを学び、さらに、著作権の成立について学ぶ。原理を認識し、その展開の仕方を学んでおくことが、短時間で新しい問題に対処しなければならない法律実務家（そして、そのシミュレーションを試験場で行うこととなる受験生）にとって、良い仕事を効率よく行うための武器となる。

この授業は、豊富な実務経験を有する教員による、実戦的なものとなる。

※「ロードマップ」を参考にしてください。

第1回 創作物に対する法的保護の、市場における機能

第2回 「発明」とは何か

第3回 「実施」とは何か

第4回 「消尽」とは何か

第5回 いわゆる「特許要件」の働き（1）

第6回 いわゆる「特許要件」の働き（2）

第7回 特許を取得するための手続き（1）

第8回 特許を取得するための手続き（2）

第9回 拒絶査定、拒絶査定不服新法から審決取消訴訟へ（1）、レポート課題を提示

- 第 10 回 拒絶査定、拒絶査定不服新案から審決取消訴訟へ（2）
- 第 11 回 無効審判から審決取消訴訟へ、訂正新案
- 第 12 回 著作権法の構造
- 第 13 回 発明者と著作者、職務発明と法人著作等
- 第 14 回 特許権の保護期間、保護期間の延長制度、著作権の保護期間
- 第 15 回 レポートの講評

3. テキストおよび参考図書

中山信弘『特許法』（弘文堂、第二版、2012 年）
大淵哲也ほか『知的財産法判例集』（有斐閣、補訂版、2010 年）

4. 成績評価方法

授業中の質疑に対する応答その他発言（20%）、課題レポート（20%）および期末試験（60%）により、成績評価を行う。

知的財産権法のようないわゆるビジネス・ローにおいては、授業を通じて初めて学習の方法がわかることも多いから、授業中に積極的な発言をすることが巧みにできなかったものでも、期末試験において実力を示す機会を与えるべきものと考え、期末試験の比重を高め設定する。

5. 備 考

あらかじめ、授業用のウェブサイト (<https://sites.google.com/site/9shu2014lsip/>) にレジュメをアップロードしておく。他校の学生が遠隔参加する可能性があるため、学外者がアクセス可能なウェブサイトを用いる。

レジュメとそこで引用されている裁判例を読んでから授業に臨むことをおすすめする。教科書は、種々の情報を便利に引き出すためのツールとして利用せよ。「基本書を精読して暗記する」ような学習は無益である。

1. 授業の目標

不動産登記は、不動産の物理的状況ならびに権利変動を登記情報として公示し、その物権変動を第三者から認識できることにより、不動産取引の安全をはかろうとする制度である。

本演習は、具体的な登記手続や不動産取引の事例をもとに、双方向の質疑を交え進行する。講義の主眼として、不動産登記手続きの「理念や構造」を知ること、紛争処理を扱う民法・借地借家法・会社法などの実体法、並びに不動産に関する訴訟・調停手続きの理解を深めることに置く。

講義内容に応じて、実務資料を素材としながら、実社会でダイナミックに機能している登記システムの実際を学び、当該分野に精通する法曹としての素地をつくる。

2. 授業の内容

① 総論 1－不動産物権変動と公示制度

公示制度としての不動産登記について、わが国における歴史及び諸外国とを対比しながら、その成り立ちを理解する。また不動産物権変動に公信力を認めない制度の中で、いかに不動産登記が取引の信頼性を図っているかを理解する。

② 総論 2－不動産登記の基本的仕組み

登記に関する機関（登記所）・登記制度を支える資格者・登記記録等の利用者に公開される情報の読み方、具体的な登記申請方法・申請情報・添付情報・登録免許税等につき、総論的な理解を深める。

③ 総論 3－改正不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）

高度情報化社会に適合することを目的とした、改正登記法の内容を理解する。
主なものとして、①オンラインによる申請手続の導入。②登記原因証明情報の提供の必須化。③登記識別情報制度の導入（登記済証の廃止）。④事前通知制度の強化並びに資格者代理人による本人確認情報提供制度の導入など。

④ 各論 1－所有権に関する登記Ⅰ（売買）

売買を中心とした所有権に関する登記の基本的構造を知る。不動産の売買取引決済の DVD を視聴しながら、取引現場における関係当事者の役割や、物権変動と資金決済等の関わりを理解する。

⑤ 各論 2－所有権に関する登記Ⅱ（贈与、遺贈、時効取得）

上記を原因とする所有権移転登記について、実体法とリンクさせながら理解する。

⑥ 各論 3－所有権に関する登記Ⅲ（持分放棄、財産分与、譲渡担保）

上記を原因とする所有権移転登記について、実体法とリンクさせながら理解する。

⑦ 各論 4－所有権に関する登記Ⅳ（代位登記、詐害行為取消による登記、保存登記）

上記の申請手続構造を理解することで、判決による登記を修得するベースをつくる。

⑧ 各論 5－所有権に関する登記Ⅴ（相続）

旧民法も含め、相続登記と言われる分野を総合的に理解する。特に実務上重要となる「相続人の認定」及び「相続分の確定」など、具体的な事案を通じて解説する。

⑨ 各論 6－所有権に関する登記Ⅵ（遺産分割、遺贈）

相続登記の具体的手続、及びこれに関する遺産分割や遺贈・特別受益の算定等が具体的にどのように行われるのかを解説する。また家庭裁判所における審判・調停手続についても学ぶ。

⑩ 各論 7－所有権に関する登記Ⅶ（判決による登記 1）

当事者の一方に登記手続を命じる確定判決による登記申請の基本的な仕組みを理解する。これにより訴訟・調停手続において、適切な請求の趣旨・和解条項を定めることを修得する。

⑪ 各論 8－所有権に関する登記Ⅶ（判決による登記 2）

前回に引き続き、登記手続請求訴訟と登記手続の具体例をもとに、請求の趣旨等を起案のうえ登記申請手続までを行う。また中間省略登記に関する判例と、登記実務がいかに対応しているかを理解する。

⑫ 各論 9－所有権に関する登記Ⅷ（仮登記）

所有権に関する仮登記の意義や種類と効力、並びに利用の現実を理解する。また、仮登記担保法に関連する問題を通して、譲渡担保等の非典型担保に関する実務上の問題点を知る。

⑬ 各論 10－担保権に関する登記Ⅰ（抵当権）

担保物権法を概説しながら、抵当権の登記手続を通じて、実体法上の問題や金融実務の現場を理解する。また抵当権設定後の当事者の変動や処分・消滅など、抵当権の発生・変更・消滅の流れと登記手続を理解する。

⑭ 各論 11－担保権に関する登記Ⅱ（根抵当権）

根抵当権の意義（抵当権との差異）を知り、根抵当権の設定・変更・抹消までの流れを通じて、金融実務の中で果たしている役割を知る。また根抵当権の元本確定に関する問題点を理解する。

⑮ 各論 12－用益権に関する登記（地上権、賃借権、地役権）

上記の権利に関する登記、及び借地借家法と登記の関係について理解する。更に債権保全や執行妨害の目的で利用される用益権登記の問題点を知る。

3. テキスト

「集中講義 不動産登記法 第3版（斎藤隆夫／成文堂）」を基本書とする。

4. 参考図書

「新基本法コンメンタール不動産登記法～別冊法学セミナーNo.206（鎌田薫・寺田逸郎編／日本評論社）」

5. 成績評価方法

定期試験（70%）、授業内でのレポート提出（15%）、質疑応答点（15%）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の論点質疑を中心として評価する。

6. 備 考

オフィスアワーは講義直後に講義室。

六法は必携（新しい年度のものが望ましい）。不動産登記法・登記令・登記規則を参照しながら講義を行う。

以上

1. 授業の目標

本学1年次必修科目「法情報論」受講者に匹敵するITリテラシーと法的調査能力を涵養し、本学が養成しようとする法曹の一部を体得する。

2. 授業の内容

この科目は、原則2年修了コース入学者向けの科目であり、入学まで法情報調査の基礎についての学修経験がない者に対して、各法律基本科目の自立的学習に不可欠である基本的な法情報調査の技法とその活用について、2年前期に開講される法律基本科目の各授業科目の担当者（采女教授、小栗教授、齋藤教授、南准教授）が、それぞれの専門科目の内容を素材として用いつつ分担して講じるものである。また、各回の内容を有機的に結びつけながら運用できるように、法情報学の観点から米田教授が全体を総括する。

1 リーガル・リサーチの基礎

講義進行の説明、検討課題の提示、使用するシステム機材の説明と実習

☆他の講義とは異なる特徴を持つため、授業計画の詳細や目的をあらためて説明し、これから使用する機材やシステムの利用方法などを説明する。

☆公用文の用字用語や法令用語の基礎を学び、法律文書の作成の基本的な知識を涵養する。

2 民法分野を事例とした法情報調査（1）

☆民法分野で扱われる論点や紛争事例をもとに、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆法的三段論法を踏まえた法的文書作成の技法を学ぶ。

3 民法分野を事例とした法情報調査（2）

☆民法分野で扱われる論点や紛争事例をもとに、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆要件事実を踏まえた法情報調査を、法的三段論法を踏まえた法的文書作成に結びつける作業を実習する。

4 刑法分野を事例とした法情報調査（1）

☆刑法分野で扱われる論点や事例をもとに、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆条文から出発して、規範を鼎立して、事例に適用するために、主体的に事例を分析する実習を行う。

5 刑法分野を事例とした法情報調査（2）

☆刑法分野で扱われる論点や紛争事例をもとに、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆構成要件を意識した法情報調査を、法的三段論法を踏まえた法的文書作成に結びつける作業を実習する。

6 民事紛争過程を事例とした法情報調査

☆民事訴訟過程における、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆民事紛争から訴訟過程に至るまでに必要とされる法情報を的確に獲得する能力を涵養する。

7 刑事手続を実例とした法情報調査

☆犯罪捜査の過程から刑事訴訟手続に至るまでの、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆犯罪捜査過程から刑事裁判に至る刑事手続において必要とされる法情報につき、その調査から法的三段論法を踏まえた法的文書作成に結びつける作業を実習する。

8 ロイヤリング・スキルと法情報調査

☆これまでの実定法の調査過程から刑法分野で扱われる論点や紛争事例をもとに、法情報調査の基礎から応用への展開を学ぶ。

☆構成要件を意識した法情報調査を、法的三段論法を踏まえた法的文書作成に結びつける作業を実習する。

3. テキスト

特に指定しない。各教員が用意する。

4. 参考図書

鬼迫明夫・加島宏監修・法と法実務研究会編『書式と理論で民事手続〔新版〕』日本評論社

(1) 指宿信『法情報学の世界』日本評論社(2010)は、「法情報」といわれるものの歴史、現状、教育方法論や問題状況等広範にわたり論究する。

(2) いしかわまりこ・村井のり子・藤井康子(指宿信・井田良・夏井高人・山野目章夫監修)『リーガル・リサーチ 第3版』日本評論社(2008)は、法情報の検索についての詳細を取り上げる。

(3) 小島 武司・監修、飯島 澄雄、須藤 正彦、大澤 恒夫、澤田 繁夫、仁木 恒夫『実践・民事弁護の基礎』レクシスネクシス・ジャパン(2008)は、訴訟の提起までの弁護士の活動を取り上げる。

(4) 廣瀬菊雄『公用文用字用語の要点』新日本法規(1992)は、研修所で配布されていた公用文の書き方の書物。著者は、元検察事務官。

(5) 武藤眞朗・太矢和彦・多田英明・宮木康博『法を学ぶパートナー〔補訂版〕』(成文堂, 2009)は、特に未修のみなさんには必読。学部生向けに書かれているが、これまで余り明記されてこなかった、法律家の常識が記載されている。

(6) 中野貞一郎『民事裁判入門(第2版補訂版)』(有斐閣, 2005)は、落ち着いた民事裁判についての入門書。

(7) 井上治典・福永有利『アクチュアル 民事の訴訟』(有斐閣, 2005)は、医療訴訟を素材に、弁護士の活動と民事訴訟手続で必要な情報法の収集を手軽かつリアルに理解させてくれる。

5. 成績評価方法

平常点 40%。毎回の授業時の取組成果を 60%とする。

平常点は、授業時の発言内容などの取り組み状況、欠席による減点分を指す。

取組成果は、授業で作成するワーキング・メモの評価による。

2 回以上欠席した場合、取組成果の 60%を得る資格を失う。

6. 備 考

2 年 後期

1. 授業の目標

授業の目標：憲法問題が発生する社会的事実・紛争の争点を適格につかみ、憲法にてらして、いかに解決することが適切かを考える力を育成することを目標とする。学生がしっかり応答でき・説得的にわかりやすく話すことができる能力を養成することも合わせて目標とする。さらに、最高裁判決の論理をきちんと理解できることを目標とする。

能力到達目標：憲法に関する基本的な知識を応用しながら、具体的な事例に対する法的判断を示すことができるようにする。いわゆる法的三段論法にしたがって、法的な立論を示すことができるようになるのが最低限クリアすべき目標である。さらには、設問では、実際の事件例とは異なる事実関係を提示して、その場合は結論がどのように変わるのかを検討する応用力を少しずつ養成したい。

授業の方法：前期の憲法問題演習 A にひきつづき、後期の憲法問題演習 B ではこれまで憲法 A、B および憲法問題演習 A で学んできた人権各論および統治機構、憲法訴訟の論点を「螺旋」的に学習する。今回は、以下に掲げたテーマについて事前に設問を出し、受講生がレポートを作成・発表する形式で行う。原告・被告の主張、裁判所の判断をどのような展開にするかを各自が考えてきて、発表し、検討する。

2. 授業の内容

(1) 教育の自由と教育をうける権利（出題者・小栗）

旭川学テ訴訟最高裁判決・伝習館高校事件最高裁判決のとした判例理論をもとに、初等中等教育における教師の教育の自由に関する事例等を検討する。

(2) 適正手続（出題者・小栗）

成田新法事件最高裁判決・川崎民商事件最高裁判決のとした判例理論をもとに、令状によらない行政調査およびその拒否に対する罰則に関する事例等を検討する。

(3) 労働者の権利（出題者・小栗）

公務員の労働基本権の制約についての憲法適合性を検討する。

(4) 国会議員の特権（出題者・小栗）

国会議員の発言免責特権に関わって、議員の発言による名誉毀損に対する国家賠償が認められるかが争点となった事例等を検討する。

(5) 命令委任（出題者・小栗）

委任立法の範囲と限界に関わって、児童扶養手当法施行規則への委任が許されるか、公務員の政治活動の制限の人事院規則への委任が許されるか等の事例を検討する。

(6) 裁判官の身分保障（出題者・小栗）

裁判官の政治活動を制約する裁判所法 52 条の規定が違憲かどうか、ある政治的集会で発言した裁判官に対する戒告処分が許されるか等の事例を検討する。

(7) 憲法訴訟（その 1）司法判断適合性（出題者・小栗）

国家試験の合否判定及び宗教的紛争（宗教団体内の争い）について司法審査はできるか？

(8) 憲法訴訟（その 2）司法審査と部分社会／団体の自律（出題者・大野）

地方議会議員に対する出席停止処分、政党での除名処分、弁護士会における懲戒処分、国家試験の合否判定についての司法審査のあり方を検討する。

- (9) 憲法訴訟（その3）統治行為論（出題者・大野）
「高度に政治的な国家行為」についての司法審査のあり方を検討する。
- (10) 憲法訴訟（その4）違憲審査の方法（出題者・大野）
法令違憲，適用違憲，限定合憲解釈などの違憲審査のありかたを検討する。
- (11) 憲法訴訟（その5）違憲審査の対象（出題者・大野）
立法の作為／不作為にたいする違憲審査が可能か？ 第三者の権利侵害を理由に違憲訴訟を提起できるかなどを検討する。
- (12) 国民主権と代表 選挙権・被選挙権（出題者・大野）
投票価値の平等および在外邦人の投票権をめぐる最高裁判決を素材に，選挙権と憲法14条との関係を検討する。
- (13) 平和主義（出題者・大野）
憲法前文の「平和のうちに生存する権利」の法的性格，憲法9条の法的意味について検討する。
- (14) 憲法総合問題（出題者・小栗）
最高裁の新しい判決が出た素材や，授業時間中にあつかうことのできなかった素材等を検討する。
- (15) 憲法総合問題（出題者・大野）
最高裁の新しい判決が出た素材や，授業時間中にあつかうことのできなかった素材等を検討する。

3. 授業方法

①憲法上の争点に関する具体的な事例から設問を作成し，事前に示すので，受講生がその「準備書面」「判決」案を課外の課題として作成する。② その「準備書面」「判決」案について，教員と学生の間で議論する。③授業後，受講生が作成した「回答」については添削し，返却する。④なお，授業時間中，1～2回程度，「即時起案」（設問を授業時間のはじめに提示し，授業時間中に回答を起案する）も予定している。

4. テキスト

授業前に配布する。憲法Aおよび憲法Bで使用した教科書を予習，持参すること。芦部『憲法』（岩波書店）が基本書だが，他の教科書でも可。

5. 参考図書

「憲法判例百選Ⅰ，Ⅱ」（有斐閣），「事例研究憲法」（日本評論社），「憲法（Case and Materials）人権（基礎編）」（有斐閣），「基礎から学ぶ憲法訴訟」（法律文化社）など設問・事例形式の「教材」をもっていると実践的に役に立つ。憲法の争点に関する判決はできるだけ判決原文の全体を読んだほうが望ましい。判決全文については適宜提供する予定にしているが，長谷部恭男ほか『ケースブック憲法』（弘文堂），高橋和之ほか『ケースブック憲法』（有斐閣）には，判決文が多く掲載されているので，参考にとするとよい。ただし，高価なので，必携ということはない。

6. 成績評価方法

1，期末試験（60点＝各教員30点ずつ），平常点（40点＝各教員20点ずつ）の総合評価で行う

2，期末試験

1）出題形式 論述式問題を出題する。事例検討問題を出すので，その事例に則して原告の立場，被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2）判定基準 ①争点が正確に把握されているか，②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか，③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか，④その規範（基準）に照らして事例に即

してどれだけ具体的に分析できているか，⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により，A（優秀），B（良い），C（普通），D（よくない）の4段階で判定する。

3，レポート 事例を分析する力，争点を見つける力，説得力のある理由を展開する力を育成するために，毎回レポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により，判定する。

4，平常点 ①授業中の報告および発言内容（授業態度の積極性の評価 毎回の授業における発言の頻度，教師の質問に対して的確に答えることができたか，など），②受講生が書いた「回答」レポートの評価，③即日起案の評価によって採点する。学生の欠席については，その理由を考慮し，必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，平常点評価から減点する。授業への欠席回数が3回を超えると，特別な理由がない限り，期末試験は失格とする。3回以下の欠席であっても無断欠席は低い評価となる。

7. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

この授業は，小栗と大野の共同で担当する。小栗研究室は共通教育棟3号館4階，大野研究室は法文学部1号館6階にある。

1. 授業の目標

行政法の各事例問題の検討を行い、行政法領域での事案分析能力・紛争解決能力を醸成することを目標とする。具体的には、①行政法該当領域の論点の整理→②該当領域の演習問題の起案→③演習問題の解説・議論というプロセスで授業を進める。①で、行政法の重要判例や論点についての理解を深め、②で、起案文章作成能力を醸成し、③で、新司法試験論文問題に対応できる問題・紛争解決能力を醸成することを目的とする。

2. 授業の内容

- (1) ガイダンス
- (2) 行政過程（行政立法・行政行為・行政手続法など）の論点の整理
- (3) 行政過程に関する演習問題の起案
- (4) 行政過程に関する演習問題の解説・議論
- (5) 行政争訟（行政不服審査法・行政事件訴訟法など）の論点の整理
- (6) 行政争訟に関する演習問題の起案
- (7) 行政争訟に関する演習問題の解説・議論
- (8) 国家補償（国家賠償法・損失補償など）の論点の整理
- (9) 国家補償に関する演習問題の起案
- (10) 国家補償に関する演習問題の解説・議論
- (11) 公物法・地方自治法などの論点の整理
- (12) 公物法・地方自治法に関する演習問題の起案
- (13) 公物法・地方自治法に関する演習問題の解説・議論
- (14) 総合問題の起案
- (15) 総合問題の解説・議論

3. テキスト

- ・塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版補訂版〕』（有斐閣、2013年）
- ・塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版補訂版〕』（有斐閣、2013年）
- ・塩野宏『行政法Ⅲ〔第4版〕』（有斐閣、2012年）

4. 参考図書

- ・別冊ジュリスト『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2012年）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2012年）

5. 成績評価方法

- ・平常点（起案答案の内容、議論への参加など）40点、期末試験60点で評価する。

6. 備 考

1. 授業の目標

民事執行手続・民事保全手続について、民事訴訟手続との関係を踏まえつつ、これらの手続に関わる実体法上、手続法上の重要問題に対処しうる素養を培うことを目的とする。

民事執行手続とそれを規律する民事執行法の概要および個別的問題点、それにかかわる基本判例・学説を概説する。あわせて、仮の救済手続である民事保全手続の意義と個別的問題点を概説し検討する。

2. 授業の内容

授業は、あらかじめ指定した予定部分についての概説または質疑応答により行う。事前学習用のための簡潔な設例を提示する場合もある。

- 第 1 回 民事執行・民事保全手続の意義と概要
- 第 2 回 強制執行の要件
- 第 3 回 執行救済
- 第 4 回 執行力の意義と範囲
- 第 5 回 責任財産と第三者異議の訴え
- 第 6 回 金銭執行総論・不動産執行 1
- 第 7 回 不動産執行 2
- 第 8 回 不動産執行 3・動産執行
- 第 9 回 債権執行 1
- 第 10 回 債権執行 2
- 第 11 回 非金銭執行
- 第 12 回 担保権の実行手続 1
- 第 13 回 担保権の実行手続 2
- 第 14 回 民事保全手続総説・仮差押
- 第 15 回 仮処分

各回の授業ごとに予習範囲を指定するので、該当部分の内容の理解に努めてくることが要求される。

各授業において学習した部分（またはそれに関連する問題）の学習のために、あるいは文章による表現力を養うために効果的な場合には、レポート課題を課すことがある。レポート課題を課す場合は、授業全体で 2 回以内にとどめる。

3. テキスト・参考図書

教科書：中西正・中島弘雅・八田卓也『民事執行・民事保全法』（2010、有斐閣〔リーガルクエストシリーズ〕）、参考書：民事執行・保全判例百選〔第2版〕（2012、有斐閣）

4. 成績評価方法

期末試験を 60%、授業中の質疑応答を 10%、レポートまたは小テストを 30% の割合で評価したうえで、単位認定を行う。授業への欠席は減点対象となる。

5. 備考

1. 授業の目標

財産法の分野における民法総則・物権法・担保物権法に関する諸問題を中心的に扱う。基本知識を具体的な事例や裁判例に即して深め、より実践的なものにする。①訴訟での攻撃防御、要件事実論を意識して1年次に修得した知識をより深く学び直し、法の適用能力を涵養する〔法適用能力〕。②事例から法的に重要な事実を抽出し、法的意義づけができる〔問題発見能力、事実の法的評価能力〕。③最高裁判決から判例法理(規範)を取り出し、その射程距離を理解する〔法的分析能力〕。④判例・通説を踏まえたうえで、自説を展開する習慣を養う〔法的議論・表現能力〕。⑤「共通的な到達目標モデル」で示された項目・内容をより深く理解する〔実践的法的知識〕。

2. 授業の内容

① 合意の瑕疵

法律行為論と債務不履行・瑕疵担保責任論の要件と効果（取消・無効・解除，不当利得返還請求と原状回復請求）を具体的事案に即して検討する。

② 錯誤

動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点について具体的事案を素材に検討する。

③ 虚偽表示

通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体的事案で検討する。

④ 代理の諸問題

代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体的事案に即して理解する。無権代理人の責任や、表見代理が成立する要件について具体的事案に即して検討する。

⑤ 総合問題(理解度チェック)

①から④までのテーマの具体的事案を素材にして法律文書作成指導を行う。

⑥ 即時取得

動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、具体的事案に即して検討する。

⑦ 不実の登記

不動産取引において、民法 94 条 2 項の適用や類推適用がどのような意味を持つかを、公信の原則との関係に留意しながら、具体的事案に即して理解を深める。

⑧ 不動産の二重譲渡

民法 177 条の対抗要件主義において、すべての物権変動は登記を要するか否か、第三者の範囲が制限されるか（登記の欠缺を主張する正当な利益）などについて、具体的事案に即して検討する。

⑨ 通行地役権と信義則

所有権対通行地役権の対立と二重譲渡事例との相違を判例・学説を踏まえて理解できるように、具体的事案を素材に検討する。

⑩ 占有に関する諸問題

占有の侵害についてどのような態様があり、占有者はそれぞれどのような救済を求めることができるかを、具体的事案に即して検討する。

⑪ 共有

同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、具体的に考察する。共有者が共有物についてどのような権利を(他の共有権者及び第三者に対して)有するかを、具体的事案に即して検討する。

⑫ 抵当権と物上代位

抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合か、また物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例と具体的事案に即して検討する。

⑬ 不動産譲渡担保

譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するか（被担保債権の弁済期，第三者への売却処分，清算金，留置権など）を，法的性質の理解に関する議論を踏まえた上で具体的事案に即して検討する。

⑭ 動産譲渡担保

集合動産譲渡担保の二重設定，後順位担保権者による私的実行，集合物からの離脱事例などについて，具体的事案で検討し，判例・学説の立場についての理解を深める。

⑮ 債権譲渡担保

担保を目的とする将来発生すべき債権の包括的譲渡，動産債権譲渡特例法について具体的事案に即して検討する。

3. テキスト

松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習（第2版）』（有斐閣，2009）
『民法判例百選Ⅰ総則・物権』（第6版）

4. 参考図書

（1）司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会），司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会），司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引』（法曹会），大島眞一『＜完全講義＞民事裁判実務の基礎（第2版）上巻』（民事法研究会，2013）

（2）鎌田薫・加藤新太郎ほか編『民事法Ⅰ 総則・物権（第2版）』（日本評論社，2010），瀬川信久ほか編『事例研究 民事法Ⅰ,Ⅱ（第2版）』（日本評論社，2013），遠藤賢治ほか編『民事法Ⅰ，Ⅱ』（民事法研究会，2008）

5. 成績評価方法

定期試験（60%），質疑応答・課題レポート・小テストによるプロセス評価（40%）の総合評価とする。質疑応答は，授業中の質疑応答及び電子シラバス上での学生同士の議論を中心として評価する。課題レポート，小テストでは，①問題を解くために適切な法律構成を探し出すことができる，②法律の規定に沿って要件を明らかにすることができる，③問題文の【事実】の中から要件に当てはまる具体的事実を「丁寧に」拾い上げることができる，といった能力の涵養へ向けての努力を評価する。なお，成績評価(可否)は，共通的な到達目標モデルを意識して，2年次後期で到達すべき水準にあるか否かを基準として行う。

欠席については，その理由を考慮し，必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，平常点の評価から減点する。

6. 備考

各回の具体的な授業内容と「共通の到達目標モデル」との関係とを電子シラバス・システムに掲載する

1. 授業の目標

本演習は、家族法分野（相続法分野に比重を置く）を主として取り扱うが、財産法と家族法の交錯領域まで演習の対象とする。通常 of 体系的家族法教科書の知識はもとより、1年次後期開講の民法Eを受講し、家事紛争処理手続の知識をも含めて、家事紛争に関する基礎的解決能力を事前に修得していることを前提として、法律実務家として必要な、具体的家事紛争に関する問題解決能力を涵養することを目標とする。平成23年11月制定の「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の2「法律基本科目（問題演習科目）」に則して言えば、「具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること」、「具体的な事実関係の中から法的推論のため必要な事実を抽出すること」、「具体的事実との関係において判例の射程を検討すること」、「具体的な事実に基づいた法的推論を、口頭及び文章で提示すること」、及び「法的推論の妥当性について、的確な議論を展開すること」、以上の修得すべき内容（能力）の涵養に努める。

授業は、受講生相互間のディベート及び教師と学生とのやりとりを中心に展開される。

複数の論点に関わる「複雑な設例」が事前に示される場合と分野や課題判例が指示される場合とがあるが、基本的に即日起案の形をとる。起案を行った後、自己の起案を元に討論を行う。適宜、解答に対する個別の添削指導を行う。

具体的設例の提示及び分野や課題判例等の指示はすべてシラバス・システム上で行う。

以下に述べる主題と概要は暫定的なものであり、確定的なものではない。授業の進行に伴い、適時変更することがある。

2. 授業の内容

◆各回の主題と概要

- (1) 主題：遺産分割の対象財産－可分債権・債務の帰属－をめぐる問題
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (2) 主題：遺留分に関する最高裁判例の検討
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (3) 主題：遺産の範囲
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (4) 主題：具体的相続分をめぐる法的諸問題
内容：対象判例は電子シラバスに掲示する。
- (5) 主題：生命侵害による損害賠償請求権および生命保険金受取請求権と相続
内容：対象判例は電子シラバスに掲示する。
- (6) 主題：無権代理と相続、物権変動の対抗問題
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (7) 主題：相続回復請求権をめぐる法的諸問題
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (8) 主題：相続させる旨の遺言-1
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (9) 主題：相続させる旨の遺言-2
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例

- (10) 主題：遺留分をめぐる法律問題-1
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (11) 主題：遺留分をめぐる法律問題-2
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (12) 主題：遺産分割をめぐる法的諸問題
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (13) 主題：相続の承認と放棄
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (14) 主題：相続と登記
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例
- (15) 主題：遺産分割と登記
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例

3. テキスト

単元毎に編集された「設例」又は即日起案のための対象領域が事前に示される。
松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅲ 親族・相続』（信山社）

4. 参考図書

民法Eで配布した講義資料，使用したテキスト，参考書
家族法判例百選第7版

5. 成績評価方法

- ・事例への立論（レポートや起案）（30点）
- ・討論への参加と論理展開の質（20点）
- ・期末試験（50点）：試験範囲は15回の授業で取り扱われた領域がすべて含まれる。
以上の評価の素材を総合評価した水準が、本授業の到達目標である「法律実務家として必要な、現実の家事紛争に対する応用的な問題解決能力を涵養する」という目標に照らして、これを高い水準で充足している場合A+（100－90点），これを充足している場合A（80－89点），これを概ね充足している場合B（70－79点），これを最低限度充足している場合C（60－69点）と評価され、この目標に到達していないと評価された場合F（不合格，59点以下）とされる。
・欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

- ・各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

1. 授業の目標

本演習では、商法 A・B で修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。

この科目で最低限学習すべき内容（到達目標）は、以下のとおりである。

共通的到達目標・商法に含まれる法的知識を前提に、

- ・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出できる。
- ・具体的な事実関係の中から法的推論のため必要な事実を抽出できる。
- ・具体的事実との関係において判例の射程を検討できる。
- ・各具体的な事実に応じた法的推論を、口頭および文章で提示できる。
- ・法的推論の妥当性について、的確な議論を展開すること。

2. 授業の内容（テーマに即した事例検討）

- ① 事業譲渡 「11（教科書の事例番号）」
- ② 合併 「5」
- ③ 会社分割 「23」
- ④ 募集株式の発行の差止め 「14」
- ⑤ 競業取引・利益相反取引 「10」「12」
- ⑥ 取締役の会社に対する責任 その1：「法令違反」 「8」
- ⑦ 取締役の会社に対する責任 その2：「善管注意義務」 「12」
- ⑧ 即日起案：取締役の会社に対する責任
- ⑨ 取締役の第三者に対する責任 「1」
- ⑩ 取締役の報酬 「3」
- ⑪ 利益供与 「18」「24」
- ⑫ 剰余金配当 「15」
- ⑬ 株式 「6」
- ⑭ 株主総会 「7」
- ⑮ 即日起案：株主代表訴訟 株主の差止請求権

各回の進行は、指定されたテーマについての基本事項を確認（質疑応答）したうえで、指定されたテーマに関する事例問題の検討を行う。受講者は、事例問題について立論の骨子、または立論を文章化したものを用意すること。復習については、授業時に説明する。

3. テキスト

伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』有斐閣

4. 参考図書

神田秀樹『会社法』弘文堂

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7 F 資料室配架）

東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院（7 F 資料室配架）

『会社法判例百選』有斐閣

前田雅弘ほか『会社法事例演習教材』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（50 点）、平常点（50 点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として法的知識を堰堤とした、「法的思考力」「法的分析能力」「法的議論の能力」の涵養をどの程度達成できたかを評価する。

筆記試験は事例問題である。法的知識及び事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、期末における学習達成度を測る。

平常点は、予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の授業への参加度、及び即日起案を評価対象とする。欠席については、その理由を考慮

し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

1. 授業の目標

本演習は、「刑法問題演習 A」での学修を踏まえ、具体的事例の検討を通して、さらに高度な事例分析能力および刑法理論の具体的運用能力の習得、そして、判例の理解の深化を目標とする。具体的には、本演習は 2 年次開講科目であることから、判例の射程や結論の妥当性を意識しつつ、複雑な事例や判例のない事案等を題材とした発展的事例問題・難解な事例問題における具体的な事実関係の中から法的論点やそれを論じるために必要な事実を抽出し、既に学修した犯罪の成立要件を抽出した事実に適用して、結論を導くことができるようになることを目標とする。

2. 授業の内容

各回の一週間前に演習で扱う事例問題を告知し、受講者にはあらかじめ事例を分析し解答を作成した上で参加してもらい、議論を中心に授業を展開する。予習の際には、事例問題について何が問題となるのか綿密に分析し、同種の事案が問題となった裁判例を十分に理解して、その裁判例の射程を念頭に置きつつ、刑法理論的観点から考察を加えることが要求される。それ故、演習においては、受動的態度で臨むことは許されず、十分に予習をした上での能動的態度が必須となる。

演習内で扱う事例問題の範囲は、刑法総論および刑法各論で論じられる全てである。本演習は選択科目であることから、問題演習 A で扱われた重要論点に準ずる論点を中心に展開する。

3. テキスト

特に指定しない。各自、基本書を一冊用意し、それを予習に用いていただきたい。

4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第 7 版〕』（有斐閣・2014 予定）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論〔第 7 版〕』（有斐閣・2014 予定）
- ・前田雅英ほか編『条解刑法〔第 3 版〕』（弘文堂・2013）
- ・井田良＝城下裕二編『刑法総論判例インデックス』（商事法務・2011）
- ・西田典之ほか編『判例刑法総論〔第 6 版〕』（有斐閣・2013）
- ・西田典之ほか編『判例刑法各論〔第 6 版〕』（有斐閣・2013）

5. 成績評価方法

期末試験（60 点）と平常点（40 点）を勘案して評価する。期末試験は短答式問題および論文式問題によって構成される。平常点については、即日起案、小テスト、授業態度、出席状況（欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ減点する）等を総合して評価する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

開講時までには、刑法 A および刑法 B、また、刑法問題演習 A で学修した事柄をきちんと復習しておくこと。

1. 授業の目標

この演習では、「刑事訴訟法A」「刑事訴訟法B」で修得した知識と考え方を前提に、より高度かつ複雑な事案を解決する力を養うことを目標とする。すなわち、具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出する力、具体的な事実関係の中から法的推論のため必要な事実を抽出する力、具体的事実との関係において判例の射程を検討する力、各具体的な事実に応じた法的推論を、口頭および文章で提示する力、法的推論の妥当性について、的確な議論を展開する力を身につける。現に裁判所で適用されている刑事訴訟法の姿を正しく理解し、それを具体的な事案の解決に用いることができるようになるだけでなく、今後あるべき刑事訴訟法の解釈・運用のあり方についても考察を深めたい。

毎回の演習においては、「共通の到達目標モデル」に記載された事項を念頭に置きながら、刑事訴訟における捜査・公訴・公判・証拠・上訴の各過程における事例問題を素材として、重要判例を参照しつつ議論を展開する。判例を検討するにあたっては、いわゆる「判旨」を機械的に理解するだけでは足りない。事実審が認定した具体的な事実関係を視野に入れながら、判決や決定が示した判断のうち「何が判例か」を自ら読み取る力を修得することが重要である。

2. 授業の内容

① 任意処分の限界

任意捜査と強制処分の限界、任意同行の適法性、逮捕との区別、同行に引き続いて行われた取調べや尿の採取によって得られた証拠の証拠能力、写真撮影の適否、おとり捜査の適否などについて、複数の判例を素材として検討する。

② 逮捕・勾留

逮捕・勾留の要件と手続き、逮捕と勾留の関係について基本的な理解を確認したのち、逮捕の適否が取り調べの適否に与える影響、別件逮捕・勾留、再逮捕の適否などについて、複数の判例を素材として検討する。

③ 捜索・押収（１）

捜査における物的証拠の収集について基本的な理解を確認したのち、具体的事案における捜索・差押えの可否について検討する。

④ 捜索・押収（２）

捜査における物的証拠の収集について、具体的事案における捜索・差押えの可否について検討する。

⑤ 即日起案

第４回までの講義内容について、即日起案を行い、講評を加える。

⑥ 訴因（１）

訴因について基本的な理解を確認したのち、訴因変更の要否および可否について、具体的事案を素材に検討する。

⑦ 訴因（２）

訴因と訴訟条件について、具体的事案を素材に検討する。

⑧ 一事不再理効

訴因ないし審判対象についての議論を前提これと密接に関係する裁判の効力論について、具体的事案を素材に検討する。

⑨ 即日起案

第６回から８回講義までの内容について、即日起案を行い、講評を加える。

⑩ 伝聞証拠

供述証拠と非供述証拠の区別、伝聞法則の意義と機能、当事者による同意の機能について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材に、犯行計画メモや実況見分調書の証拠能力について検討し、伝聞と非伝聞の境界をめぐる議論を深める。

⑪ 伝聞例外

伝聞例外の体系、それぞれの例外が許容される要件について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材に、検察官面前調書をめぐる諸問題について議論を深める。

⑫ 即日起案

第5回から7回講義までの内容について、即日起案を行い、講評を加える。

⑬ 違法収集証拠排除法則

違法収集証拠排除法則について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案における適用のあり方について議論を深める。

⑭ 自白

自白の証拠能力および証明力について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案における適用のあり方について議論を深める

⑮ 択一的認定

裁判における事実認定に関して、具体的な事案を素材として、特に択一的認定・概括的認定をめぐる問題を検討する。

3. テキスト

特にテキストは指定しない。判例の原文を教材として指定することがある。予習の手がかりとして、事前に読むべき判例評釈等をシラバス・システムで指定する。なお、全体を通じてすべての学生が常時活用すべき教材として、以下を指定しておく。

- ・井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選[第9版]』（有斐閣，2011年）

4. 参考図書

○各講義の事例問題の作成においては、以下の教材・資料を参考にする。学生の自修においても必要に応じて活用することが望ましい。

- ・井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法 第4版』（有斐閣，2013年）
- ・古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣，2011年）
- ・井田良ほか『事例研究刑事法Ⅱ 刑事訴訟法』（日本評論社，2010年）
- ・笠井治・前田雅英『ケースブック刑事訴訟法 第3版』（弘文堂，2012年）
- ・亀井源太郎『ロースクール演習刑事訴訟法』（法学書院，2010年）
- ・佐々木正輝ほか『捜査法演習』（立花書房，2008年）
- ・廣瀬健二『公判法演習』（立花書房，2013年）
- ・平野龍一・松尾浩也編『新実例刑事訴訟法1～3』（青林書院，1998年）
- ・松尾浩也・岩瀬徹『実例刑事訴訟法1～3』（青林書院，2012年）

○常時参考にすることが望ましいものとして、以下の注釈書がある。

- ・松尾浩也監修『条解刑事訴訟法(第4版)』（弘文堂，2009年）
- ・河上和雄ほか『大コンメンタール刑事訴訟法（第2版）』（青林書院，2011-2013年）
- ・三井誠ほか編『新基本法コンメンタール刑事訴訟法』（日本評論社，2011年）
- ・後藤昭・白取祐司ほか『新コンメンタール刑事訴訟法(第2版)』（日本評論社，2013年）

○以下の基本書の水準を前提とする。

- ・田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣，1996年）
- ・白取祐司『刑事訴訟法〔第7版〕』（日本評論社，2012年）
- ・田口守一『刑事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂，2012年）
- ・池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義〔第4版〕』（東大出版会，2012年）
- ・上口裕『刑事訴訟法〔第3版〕』（成文堂，2012年）

5. 成績評価方法

平常点(50%)。

(a) 即日起案

3回実施して、その採点結果を評価する。いずれも添削して返却し、必要があれば再提出を求めたうえで再評価を行う。平常点の60%に相当。

(b) 授業中の発言内容

平常点のうち40%に相当。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえで、授業中の発言内容に対する評点から減点する。

席についてはここから減点する。全体の10%相当。

期末試験(50%)。

- ・事例問題の筆記試験による学期末試験を実施する。全体の50%相当。

6. 備 考

- ・「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に含まれる「共通的到達目標モデル」に掲げられた事項のうち、授業時間内で扱うものと、学生の自学自修に委ねるものの選択については、シラバス・システムの授業計画において明らかにする。なお、後者の到達度も期末試験等における考查の対象となるので注意すること。
- ・事前に示す課題について、全学生が十分な検討を済ませたうえで授業に出席していることを前提に、全体で議論を展開する。学生はあらかじめ課題についての解答（当該事案についてどのような法的判断を行うか否かを検討したペーパー）を作成して持参することを参加の条件とする。
- ・教員からのレクチャーは必要最小限にとどめ、学生相互のやりとりを軸にした「当事者主義」的な進行を予定する。
- ・予習または復習の機会として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

1. 授業の目標

民事訴訟における法曹の役割は、社会生活における私的紛争を法的な観点から分析・再構成し、法律の適用により適正な解決を図ることにある。かかる能力を養うため、法律効果を発生させるためにはいかなる事実が必要とされるか（要件事実）、法的判断の前提となる事実と争いがあるときに、どのようにしてこれを確定するか（事実認定）、その紛争解決のために用いられる法的手段（保全手続、訴訟手続、執行手続）について、具体的事例を題材に、その基礎的理解を習得させる。それにより、理論から実務への架橋のための基礎固めをする。

2. 授業の内容

①②③ 民事訴訟手続概説

民事訴訟手続の進行について、具体的事例に基づき、訴訟手続の指導原理を理解させた上、基本的な基礎知識と実務的感覚を習得することを目的とする。

④⑤ 要件事実論序説 1・2

簡単な設例に基づき、民事訴訟において要件事実が果たす役割について理解する。また、要件事実に関する諸問題（主張・立証責任の分配、主要事実と間接事実の区別、法律上の推定、規範的要件等）について検討する。

⑥ 要件事実問題演習 1－売買契約に基づく代金支払請求

不特定物売買契約に基づく代金支払請求の事例について、当事者の言い分に基づいて、請求原因、答弁、抗弁等を検討させ、あらかじめ検討した内容を報告させて討論を行う。

⑦ 要件事実問題演習 2－保証債務履行請求

保証債務履行請求の事例について、当事者からの聴取書その他の資料に基づいて、当事者の主張及び争点を整理するために検討すべき事項について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑧ 要件事実問題演習 3－賃貸借契約の終了に基づく明渡し請求

賃貸借契約の終了に基づく明渡し請求の事例について、模擬記録の当事者の訴状、答弁書及び準備書面に基づいて、当事者の主張及び争点を整理するために検討すべき事項について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑨ 要件事実問題演習 4－所有権確認請求

所有権の帰属に争いのある事例について、当事者の言い分に基づいて、請求原因、答弁、抗弁等を検討させ、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑩ 事実認定論序説 1

事実認定の構造について、証拠から事実を認定する判断の構造、間接事実から要件事実を推認する判断の構造、事実認定の合理性について、具体的事例に基づいて検討する。

⑪ 事実認定論序説 2

民事紛争の多くは事実の存否を巡って争われ、いかにして証拠を収集し提出するかによって訴訟の帰趨が決するといってもよい。実務家にとって重要な意義を有する証拠の収集方法、証拠調べの方法について、具体的に検討する。

⑫⑬ 事実認定問題演習 1, 2

簡単な事案について模擬記録に基づき、いずれの当事者がいかなる事項を立証するのか、その立証手段としてどのような証拠が想定され、その証拠をいかにして収集するか、反対当事者の反証としてはどのようなものが考えられるかについて、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。また、事実認定及びその判断形成過程について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑭ 民事訴訟の終了方法

民事訴訟の終了方法として和解は判決と並んで重要である。和解によるメリット・デメリットは何か、和解の際に法曹が果たすべき役割、作成すべき和解条項について、具体的な設例を題材にして討論を行う。

⑮ 民事執行と民事保全

当事者にとって、勝訴判決＝紛争解決ではない。勝訴判決の実現を得てはじめて紛争が解決されたといえる。勝訴判決がどのように実現されるか、⑤～⑨で使用した説例を題材にして具体的に討論する。

3. テキスト

事前に配布する講義レジュメに基づき進める。

- ・司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（紛争類型別）
- ・司法研修所編『問題研究 要件事実』（問題研究）
- ・司法研修所編『民事演習教材』
- ・司法研修所編『民事事実認定教材—貸金請求事件—』
- ・司法研修所編『民事事実認定教材—保証債務履行請求事件—』

4. 参考図書

- ・司法研修所編『四訂 民事弁護における立証活動』（日本弁護士連合会）
- ・司法研修所編『民事弁護教材 民事保全』（日本弁護士連合会）
- ・司法研修所編『民事弁護教材 民事執行』（日本弁護士連合会）

5. 成績評価方法

平常点 20 点満点，定期試験 80 点満点をもって，評価する。

6. 備考

受講生が、あらかじめ配布する資料を事前に熟読して検討を行っていることを前提に、説例を中心に対話形式で進めていく。

1. 授業の目標

公判演習教材・強盗事件（法務省 法務総合研究所）を題材に，公判準備，公判前整理手続，公判手続，判決に至るまで，刑事裁判の手続きの実際を経験し，これまで学んだ刑事訴訟法の理解を深める。

事案分析力，事実認定力を学ぶとともに，実際に模擬証人尋問，被告人質問等での活動を行い，コミュニケーション能力等の実務法曹に必要な基礎的な力を養う。

2. 授業の内容

ア 模擬的に公判及び公判準備の手続を学ぶ。

イ 事案を分析し，事件のポイントがどこにあるのかを発見する。

ウ 検察官・弁護人として，それぞれ証明予定事実記載書面，予定主張書面，冒頭陳述などを起案し，模擬的に公判前整理手続を行う（その際，裁判官役は講師が担当する）。

エ 検察官・弁護人として，事件の被告人・証人に質問し，被告人質問・証人尋問の準備をする。

オ 実際に検察官・弁護人として，公判手続における冒頭陳述，証人尋問，被告人質問，論告・弁論を模擬的にを行い，討論する。

カ その他，刑事公判実務に関する授業をし，レポートを提出させる。

3. テキスト

使用する資料等は，時宜に応じて順次配付していく。

4. 備考

ア 模擬裁判は，人数の関係から行うことはできない見込みであるため，各授業日に刑事公判実務の授業を行うほか，授業終了後を公判前整理手続期日，公判期日（証人尋問，被告人質問などについては，全日をはける場合がある。）に見立てて，公判前整理手続，公判を経験させる。

イ 素材とする事件は，裁判員裁判対象事件とは限らない。しかし，公判前整理手続に付されたとして同手続の演習も行う。

ウ 証人尋問，被告人質問などは，それぞれ1日を充てて，演習として行う予定である。その際，証人，被告人役は，協力者を得て行うか，学生が行うかは，今後の協力者の有無，学生の能力等を検討の上，決定する。

エ 裁判員裁判と同様の公判活動ができるよう，準備をして各手続，演習に臨む。具体的には，公判前整理手続では検察官の証明予定事実記載書面，弁護人の予定主張書面，公判廷での分かりやすい主張・立証をまとめた冒頭陳述メモ，論告・弁論メモを作成するのが望ましいが，機材や時間的に作成するのが難しければ，手書きのものでも可とし，見栄えについては採点の対象とはしない。

エ 数回，レポートの提出(書類の作成)を求める。

オ 異議の申し立てやその対処の仕方も学ぶ。

カ 交通機関の事故，荒天等のやむを得ない事情がある場合を除いて，授業開始後出席をとった後の教室への出入りは認めない。したがって，授業開始時刻に着席していない者は欠席扱いになり，下記「成績評価方法」に従って「－5点」がつくので注意されたい。

5. 成績評価方法

100点のうち

(1) 事前の各種文書の起案 30%

(2) 授業での発言，授業への取り組み 70% 欠席の場合，(2)より減点する。

1. 授業の目標

アメリカ法、中国法、イスラム法といった日本法とは異なる法制度について、法文化的背景を含めた全体像についての基本的な知識や考え方を身につけることを目標とする。異なる法制度を学ぶことにより、実定法の解釈や立法提言に必要な視野を広げ、新しい法律問題や国際的な紛争に対応可能な法曹としての素地を涵養する。授業は、憲法（基本的人権、統治機構）、民法（総則、債権総論・各論、家族法）など基本科目の履修を前提として進める。

2. 授業の内容

- 第1講 比較法入門－法系論、大陸法と英米法
- 第2講 アメリカ法入門－法源と裁判手続
- 第3講 アメリカ私法1－訴訟方式、封建制度と財産法
- 第4講 アメリカ私法2－合意の保護（引受訴訟、約因理論、約束的禁反言）
- 第5講 アメリカ私法3－損害賠償制度、不法行為法
- 第6講 アメリカ私法4－エクイティ
- 第7講 アメリカ公法1－「明白かつ現在の危険」基準に関する判例
- 第8講 アメリカ公法2－「現実の悪意」に関する判例
- 第9講 アメリカ公法3－象徴的言論に関する判例
- 第10講 アメリカ公法4－信教の自由に関する判例1
- 第11講 アメリカ公法5－信教の自由に関する判例2
- 第12講 アメリカ公法6－政教分離の判例
- 第13講 中国法－古代から現代までの中国法の歴史とその特色
- 第14講 イスラム法概論（理論編）－イスラム法の歴史と構造上の特徴・近代西洋とイスラムとの出会い
- 第15講 イスラム法概論（実践編）－家族法、女性に関する法、イスラム金融など

3. テキスト

共通のテキストは指定しない。担当者によっては、下記の参考書（和書）以外の原書（英文に限る）を使用する場合がある（その場合はコピーを配布する）。

4. 参考図書

- 大木雅夫『比較法講義』（東京大学出版会 1992 年）
- 伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門』＜第5版＞（日本評論社、2012 年）
- 田中英夫『英米法総論（上）（下）』（東京大学出版会、1980 年）
- モートン・ホーウィッツ『現代アメリカ法の歴史』（弘文堂、1996 年）
- 松井茂記『アメリカ憲法入門』＜第7版＞（有斐閣、2012 年）
- 『英米法判例百選』＜第3版＞（有斐閣、1996 年）
- 『アメリカ法判例百選』（有斐閣、2013 年）
- 木下毅『アメリカ私法』（有斐閣、1988 年）
- 樋口範雄『アメリカ契約法』＜第2版＞（弘文堂、2008 年）
- 樋口範雄『アメリカ不法行為法』（弘文堂、2009 年）
- 木間正道他『現代中国法入門』（有斐閣、最新版）
- 滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東京大学出版会、1993 年）
- 柳橋博之『現代ムスリム家族法』（日本加除出版、2005 年）
- 堀井聡江『イスラーム法通史』（山川出版社、2004 年）

5. 成績評価方法

平常点（20％）、期末試験（80％）の総合評価。平常点は、授業中の質疑応答、課題レポート等を中心に評価する。単なる出席は一切評価の対象とならない。

6. 備 考

当該授業は、4名の教員によるオムニバス形式で実施する。

「2. 授業の内容」で示されたテーマの順番は変更になる場合がある。

1. 授業の目標

新司法試験の試験範囲は所得税法を中心に法人税法の基礎も含まれている。そこで、この租税法では、所得税法と法人税法の基礎をしっかりと理解してもらうことを目指す。

2. 授業の内容

① 租税法律主義と租税回避

憲法 84 条（租税法律主義）を中心に不確定概念について検討し、租税回避行為と租税法律主義の関係について理解する。

② 日本の税法の体系

A が B に不動産（取得価額 1 千万，時価 5 億円，評価額 4 億円）を贈与した事例を素材に，日本の税法の基本的仕組みを理解する

③ 所得の概念

所得税法では，利子所得や給与所得等の個別の所得類型については規定し，それらのいずれにも該当しない所得を雑所得として定めている。しかし「所得」そのものの定義規定を設けていない。所得とは何か，包括的所得概念と制限的所得概念を通して，所得税法の構造を理解する。

④ 所得の区分（1）

給与所得と事業所得の区別等の所得区分の仕組みを理解する。

⑤ 所得の区分（2）

譲渡所得と他の所得の区分を中心に所得区分の理解を深める。

⑥ 必要経費論

所得税法上の必要経費に係わる問題点を理解する。

⑦ 所得控除論

所得税法の各種所得控除の本質を理解する。

⑧ 所得税法の体系

所得税法の全体構造を再整理する。

⑨ 課税単位論

所得・法人双方に係わる課税単位の問題を理解する

⑩ 法人税の存在理由

法人税の本質を理解する。

⑪ 法人税の納税義務者と課税範囲

法人・社団・組合等の課税関係を理解する。

⑫ 法人税の「所得」計算構造

法人税の計算構造と全体像を理解する。

⑬ 所得・法人税の手続問題

租税確定手続等の問題点を理解する。

⑭ 所得税法と法人税法の交錯

会社と会社の役員の取引をめぐる問題を総合的に理解する。

⑮所得税法と法人税における経費概念

3. テキスト

- ・ 中里実,増井良啓編『租税法判例六法』有斐閣
- ・ 水野忠恒他編『租税判例百選（第5版）』有斐閣
- ・ 金子宏他編『ケースブック租税法（第4版）』弘文堂

4. 参考図書

- ・ 金子 宏『租税法（第18版）』（弘文堂）
- ・ 三木 義一編著『よくわかる税法入門（第7版）』（有斐閣）
- ・ 佐藤 英明『スタンダード所得税法（補正2版）』（弘文堂）

5. 成績評価方法

定期試験(70%), 平常点(30%)。

平常点については、授業中の報告および発言内容によって採点する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

5. 備 考

テキストの十分な予習を要する。

1. 授業の目標

- (1) 個別的労働関係を規律する法領域に関する法知識の正確な理解を目指す。
 - (2) 同領域の主要論点について裁判例および関連学説を正確に把握する。
 - (3) 個別的労働関係の実態に注意しながら法適用を行うための技術獲得を目指す。
 - (4) 裁判例等の教材事件を扱うにあたって、以下技法を習得しつつ学習することを目指す。
 - i 当該事件においていかなる請求がなされたか（訴訟物は何か）、また、その請求の可否を判断するにあたり問題となった争点は何かを把握する。
 - ii その事件の争点につき、裁判所がいかなる法的ルール（法的三段論法における大前提）を用いたか、いかなる要件（要件該当性を判断する際の考慮要素を含む）・効果が設定されているかを把握する（それが明示されていない場合は、前提とされる法的ルールを推測する）。
 - iii 当該事件において、法的ルールがどのように適用されたか、とりわけ、そのルールが示した各要件に該当する事実や考慮すべき要素の認定・判断がどのようになされたかを把握する。（以上の 1 から 3 はいわば内在的検討であり、当該判例が何をいわんとしたかを追跡・把握する作業である）
 - iv 当該事件において示された法的ルールの内容が適切なものか、そのルールを導いた理由づけが適切なものか、そのルールによる具体的判断が適切なものかを批判的に検討する。
 - v 当該事件において示された法的ルールの射程距離はいかなるものか、事実関係が異なった場合にはどのような判断がなされるかを検討する。
- 一菅野監修，土田＝山川ほか著『ケースブック労働法』（弘文堂）からの引用ですが、本学 LS の各科目に通底する法律学習技法でもあります。

2. 授業の内容

全 15 回で個別的労働関係の法を解説します。

- ☐ 労働法の全体構造と労働契約
- ☐ 個別的労働関係と就業規則
- ☐ 個別的労働関係の紛争処理
- ☐ 労基法上の労働者
- ☐ 賃金（1）支払原則
- ☐ 賃金（2）賞与／退職金
- ☐ 労働時間等（1）基本原則
- ☐ 労働時間等（2）補足＋個別紛争等
- ☐ 年次有給休暇（年休）（1）発生要件等
- ☐ 年休（2）時季変更権の行使要件／不利益取扱い
- ☐ 解雇（1）労働者の非違行為を理由とする解雇
- ☐ 解雇（2）整理解雇／雇止め
- ☐ 人事異動：配置転換／出向／転籍
- ☐ 人事評価（1）査定／昇任・昇格
- ☐ 人事評価（2）降格／懲戒等

なお、全ての講義後にレポート課題（＝後掲「事後課題」）を提示します。

この事後課題は授業前に web シラバスに掲載されます。つまり事前入手が可能です。

講義内容は講義題に関連したこの事後課題に取り組むための法情報を提供する構成になります。

3. テキスト

予習と復習に使います。

- 荒木尚志『労働法〔第2版〕』（有斐閣，2013年）
 - 菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂，2012年）
 - 別冊ジュリスト『労働判例百選〔第8版〕』（有斐閣，2009年）
- 改訂情報および最新版のリリース情報にご注意下さい。

4. 参考図書

上記教科書がムズカシイとか、電車のなかで気軽に労働法の教科書を読みたいという方に以下の参考書を。

- 西谷敏『労働法〔第2版〕』（日本評論社，2013年）
 - 土田道夫『労働契約法』（有斐閣，2008年）
 - 山川隆一『雇用関係法〔第4版〕』（新世社，2008年）
 - 菅野監修，土田＝山川＝大内ほか編著『ケースブック労働法〔第8版〕』（弘文堂，2014.3月末刊行予定）
 - 土田＝豊川＝和田編著『ウォッチング労働法〔第3判〕』（有斐閣，2009年）
 - 荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣，2011年）
 - 野田＝豊川編著『判例チャートから学ぶ労働法』（法律文化社，2011年）
 - ⑧水町勇一郎『労働法（第4版）』（有斐閣，2012年）
- いずれも改訂情報および最新版のリリース情報にご注意を。

5. 成績評価方法

①評価方針

「期末試験」（70点）＋「平常点（レポート，授業中の報告および発言内容）」（30点）をそれぞれ採点し評価する。

②期末試験

事例問題（小問2つ），司法試験六法のみ参照可

- 1) 簡素化された事例を基に，小問で提示された問いに対して，論理的に整合し，筋道立てた思考がなされているか，
 - 2) 条文や裁判例などの正確な把握・分析を前提に，考察がされているか，
 - 3) 論述にあたって，整序された形で，スムーズな論理が展開されているか，
- といった1)－3)が大まかな採点評価指針です。

③レポート（＝事後課題）

期末試験と類似する事例問題です。答案作成の練習に役立てましょう。簡単な添削を添えて返却することがあります。

④授業中の報告および発言内容

平素の授業におけるプロセスも評価の対象です。積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価します。たとえば，授業の場での発言頻度，前掲事後課題や授業中の問いかけに対する回答内容，他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討，議論を総括する形での整理です。事後課題の論点に関する積極的な調査研究とその成果提示，といったものを含みます。

1. 授業の目標

本演習は、手続法としての商業登記法等に基づく商業・法人登記分野について講義する。

わが国の経済は、株式会社をはじめとする各種会社等の商人が中心となり発展してきた。商取引を行う場合、取引相手たる商人の組織、使用人の法律上の能力・代理権の有無等を事前に調査し取引をする必要がある。一定の重要な事項を公示させ、公示された事項は周知の事実として商取引の安全を図るのが商業登記制度の役割である。

商業・法人登記は、前述のとおり商取引の安全を図るため一定の企業情報を公開することを目的とした公示制度であり、その目的に照らして公示する範囲も定められている。企業取引における重要な情報源としての商業・法人登記を理解し、企業が機関決定した事項がどのように登記に反映されるか、本講を通じて修得する。

商業登記法を学ぶ前提としては、会社法の理解が不可欠である。講義では、主に会社法に規定される事項が具体的な手続きの中でどのように反映されていくかという点について、登記申請における必要的添付書類や登記事項の記載内容を確認しながら、理解を深められるようにしたい。

各論点ごとの問題演習を通じ、その論点の実体法・手続法上のポイントを押さえ、また、総合的問題演習を行うことにより、講義で得た知識のプットアウトのスピード、正確性を養い、具体的事例に対応する力を修得する。

そうした講義・演習を行う中で、商業登記制度の目的・意義というものが滲み出るように理解していただければ幸いである。

2. 授業の内容

① 商業登記総論

商業登記制度の意義と機能を把握し、登記の効力や種類を知る。また、登記を担当する機関、公開される登記情報の読み方・印鑑制度などの概要について学ぶ。

② 株式会社の登記 1 定款記載事項と登記事項

株式会社の基本規定である定款についてその記載例を分析し、定款に記載されている内容がどのように登記に反映されているかについて修得する。

③ 株式会社の登記 2 設立

株式会社の設立に関して、実体法の要件に則した手続きの流れを習得するとともに、登記実務の上での取扱いを学ぶ。

④ 株式会社の登記 3 株式会社の機関

株式会社を設立するにあたって、機関設計は役員構成等登記手続にも大きな影響を及ぼす。事例をもとに、会社の実情に即した機関設計を検討していくプロセスを学ぶ。

⑤ 株式会社の登記 4 役員等に関する登記・議事録の記載

取締役・監査役等の株式会社の機関について、選任や退任の手続がどのように行われ、その登記は誰がどのように行うかの詳細を知ること、資本と経営の分離の実際を学ぶ。

⑥ 株式会社の登記 5 役員変更登記に関する問題演習

実際の商業登記実務の中で最も依頼の多い役員変更手続について、具体的事例をもとに問題を検討する。特に、役員の任期をめぐる問題や機関変更による退任等、実務上注意を要する点について確認する。

⑦ 株式会社の登記 6 株式・株券に関する登記

株券に関する問題、株式の併合・分割手続、種類株式の内容、発行方法等を検討し、具体的にどのように登記されていくかを学ぶ。特に種類株式について、その有効性と注意点について事例を想定しながら理解を深める。

⑧ 株式会社の登記 7 資本に関する登記

株式会社の資金調達の方法の一例として、募集株式の発行がある。募集株式発行のプロセスを学び、どのように登記に反映されるかを修得する。また、募集株式発行の資本金の額への影響、変更登記の発生の有無等について学ぶ。

⑨ 株式会社の登記 8 組織再編に関する登記 I

⑩ 株式会社の登記 9 組織再編に関する登記 II

組織再編として会社法上「組織変更」「会社合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」が規定されている。各々の組織再編のプロセスを実体法で確認し、手続上の共通項あるいは相違点を比較・検討する。その上でそれが登記の段階でどのように反映されるか及びその必要書類について学ぶ。

⑪ 株式会社の登記 10 解散・清算に関する登記

法人の解散から消滅までの手続を、株主総会等の決議・登記手続・税務処理等を通じて理解する。

⑫ 特例有限会社・持分会社の登記

会社法の施行により新たに設立されることはない有限会社であるが、特例有限会社として存続する従来の有限会社も多数存在するものと思われ、継続か株式会社への組織変更か、経営者としての選択を様々な角度からシミュレーションし、法人形態の違いが経営に与える問題点などを学ぶ。また、合同会社・合資会社・合名会社等の持分会社について、その概要を学び、法人形態による異同を登記実務の面から捉える。

⑬ 法人の登記 社団法人・財団法人（一般・公益）・資格者法人等

会社以外の法人形態の内容を概観する。その種別ごとの異同を理解することにより、広く法人制度の意義や特徴を把握する。

⑭ 総合問題演習 I

これまでの講義で得られた法的知識を前提として、その理解度をさらに深めるため、事例に基づく問題演習形式で解答・解説を行う。具体的な事実関係から争点となるポイントを抽出し、その法的判断を迅速かつ正確に行う力を養う。

⑮ 総合問題演習 II

⑭と同様。特に、株主保護手続、債権者保護手続が要求される場合について、その手続きの流れや意義を具体的事例を検討する中で習得する。

3. テキスト

特に指定しない。講師作成による教材及び資料を適宜配布して行う。

4. 参考図書

江頭憲治郎 『株式会社法』 有斐閣

小川秀樹・相澤哲 『会社法と商業登記』 金融財政事情研究会

その他、商業登記手続についての実務書等を講義の進行に合わせて紹介する。

5. 成績評価方法

期末の筆記試験（60点）、平常点（40点）の総合評価。期末の筆記試験は、事例問題等の形式により、講義内容を正確に理解できているか学習達成度を測る。平常点は、予習・復習が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の授業への貢献度を評価対象とする。

6. 備 考

本演習を受講する前提として、会社法に関する基礎をある程度修得していることを求める。

成績評価の直接の対象とはしないが、前回講義の理解度を測る手段として、毎回確認問題を出題する。

1. 授業の目標

本授業は、現実には自治体が直面している数々の法的紛争のうち実際に行政事件訴訟として提起された事案を参考に、その実体を検討、分析することをおして行政実体法、行政事件訴訟法等の諸法規あるいは行政法学上の諸概念が具体的な訴訟手続きの中でどのように機能しているのか、また、具体的な紛争が実際の訴訟手続きの中でどのような形で審理・展開されていくのかを理解することにより、公法関係を巡る様々な紛争に的確に対応し得る基礎的能力を涵養するものである。なお、授業は、事前に配布するレジメ、想定事案等をもとに、解説、討議、起案等を適宜交えながら進めていく予定である。

2. 授業の内容

①第1回目～第2回目講義内容

地方公共団体を巡る各種紛争、訴訟事件の分析、整理をとおして、公法上の法律関係において行政事件訴訟法、国家賠償法等に定められた各種訴訟形態や行政法学上の種々の概念が具体的にどのような形で機能しているかを把握するとともに、公法関係を巡る具体的な紛争において、いかなる法的手段が可能、有効であるか、その際どのような点がポイントとなり、どのような形で具体的な訴訟手続きが進行していくのかといった実践的な問題について、総論的な解説を行う。併せて、次回以降の事例研究に必要な行政法学、行政事件訴訟等についての基礎的概念や考え方について整理、確認を行う。

②第3回目～第4回目講義内容

事例研究1……都市再開発事業等を巡る紛争について

都市再開発事業等の都市計画事業は、当初の計画から始まって、都市計画決定、事業認可や組合設立認可、さらには用地買収、権利変換といった様々な法定の手続き、過程を経て遂行されるとともに、多数の関係権利者等の利害が複雑に絡まり合う結果、往々にして深刻な法的紛争が生じるケースが見受けられる。このような法的紛争においては単発的な行政処分と異なる様々な実体法、手続法、訴訟法上の問題が複雑に入り組んでおり、行政訴訟を理解する上ではまたとない事案である。いってみれば、行政法に関するあらゆる法概念（処分性、原告適格、公定力、違法性の承継、裁量限界等）や訴訟手段の検討、選択がこれら紛争に集約されているといっても過言ではない。このような観点から、本講義では都市再開発事業を巡る訴訟事件のいくつかを例に挙げ、様々な点から検討を加えることとする。ちなみに、近時これらの紛争はいわゆる環境訴訟に繋がる広がりを見せるとともに、新たに設けられた義務付け・差し止め訴訟、公法上の当事者訴訟や住民訴訟等様々な訴訟手法がフルに活用されるという新たな局面を迎えており、その点からも興味を惹かれるところである。

③第5回目～第6回目講義内容

事例研究2……大規模マンション建設、墓地経営許可等を巡る紛争について

これら事例も第1回目の事例と同様、広く街づくり行政を巡る事例であり、基本的な部分で重なるところが多分にあるが、近時東京都建築安全条例第4条の安全認定や建築基準法第86条の6第2項の総合設計にかかる認可について違法性の承継が問題とされたり、墓地経営許可や競輪場の場外車券場建設の取消を求める近隣住民の原告適格が問題となるなど今日的な議論が高まっているところから、これら事例を題材に具体的な紛争における行政実体法、手続法、訴訟法の関わり、機能を検討する。また、これらの紛争においても執行停止や義務付け・差し止め等の新たな救済制度が活用されることが多く、これら手続きが実際の事件においてどのように機能しているか等についても検討する。

④第7回目～第8回目講義内容

事例研究3……保育園民営化，住基ネットからの離脱，各種公社への補助金交付等の各種政治的，政策的行政活動を巡る紛争について

情報公開制度の浸透，活用を通じて様々な行政活動への住民の監視の目が行き届くようになってきているが，それら情報をもとに従前は議会での政治的論議を通して意見が闘わされてきた政治的，政策的判断，それに基づく行政施策についても，住民訴訟という手段を通してその適否，是非が争われるようになってきている。

すなわち，従前の住民訴訟の対象は会議費や旅費の支出といった会計処理的なものが中心であったが，近時は保育園等の民営化や大規模な再開発事業の阻止といった公共団体の政治的，政策的判断の是非を問うための手段として住民訴訟が活用される事案が増えている。その意味で今後地方公共団体を巡る紛争を全体的に理解する上で住民訴訟について理解を深めることが是非とも必要と思われる。よって，本講義において住民訴訟の基礎的事項を検討するとともに，区の政策判断と住民訴訟とのつながりを検討する。

⑤第9回目～第10回目講義内容

事例研究4……情報公開，租税賦課，生活保護，建築確認などの各種処分を巡る訴訟，職員の身分上の処分を巡る訴訟の中から，行政事件訴訟における訴訟物概念，要件事実（訴訟要件，実体法上の適法要件），適法性判断における裁量問題，手続法上の視点等を検討するとともに，学校事故や道路・公園の管理上の瑕疵を巡る国家賠償請求事件などの事例をとおして国賠法上の過失，瑕疵の概念，その判断基準などについての感覚を養うものとする。

⑥第11回～第12回講義内容

具体的事例を想定し，訴状，答弁書，準備書面さらには判決文（いずれも骨子程度）を実際に作成し，これら作業を通して事例研究等で学んだ種々の法概念，各訴訟類型，要件事実的考察，裁量判断の考え方等を学ぶ。

⑦第13回目～第14回目講義内容

上記と同じ。

⑧第15回目講義内容

まとめ

3. 参考図書

- (1) 吉野夏己著「紛争類型別行政救済法」（成文堂）
- (2) 曾和俊文・金子正史編著「事例研究行政法」（日本評論社）
- (3) 芝池義一・高木光篇「ケースブック行政法」（弘文堂）

4. 成績評価方法

定期試験60％と平常点（授業中の発言，授業態度等）40％で評価する。欠席については，その理由を考慮し，必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，平常点の評価から減点する。

5. 備 考

1. 授業の目標

公共政策法務論は、単一の学問分野として成立しているものではなく、行政学・政策科学（マクロ経済学）・立法技術論（立法学）・公法学といった、公共政策と法の双方に関係する諸学問の成果を実証的かつ多角的に論じる場として、存在している。したがって、講義内容は重点の置き方次第となるところ、本講義は、公法学と公共政策の接点を特に意識して構成される。すなわち、公共政策の立案と実施に関わる行政組織について知見を深めた上で、自治、議会、財政、官僚機構、それぞれの切り口において公共政策の実際を眺め、公法学の問題意識から論点を発掘し議論することを、目論んでいる。

2. 授業の内容

- 第1回 政策法務総論（1）：行政過程論
- 第2回 政策法務総論（2）：自治行政論
- 第3回 政策法務総論（3）：政策法務論の体系
- 第4回 各論（1）：自治体政策法務の現状
- 第5回 立法法務：マニフェスト政治と公共政策（1）
- 第6回 立法法務：マニフェスト政治と公共政策（2）
- 第7回 執行法務：実効性確保論（1）
- 第8回 執行法務：実効性確保論（2）
- 第9回 財政：政策と予算（1）
- 第10回 財政：政策と予算（2）
- 第11回 立法法務：法律案策定過程（1）
- 第12回 立法法務：法律案策定過程（2）
- 第13回 各論（2）：行政リソースの有限性と行政裁量
- 第14回 各論（3）：東日本大震災をめぐる災害復興法制の運用と課題
- 第15回 まとめ・質疑応答

3. テキスト

特に指定しない。

4. 参考図書

本講義は非常に幅広い内容を扱うため、参考文献は原則として各回シラバスないし講義で紹介する。とはいえ、今日の公共政策法務はおよそ自治制度の理解を抜きに論ずることはできない。地方自治法に関する概説書として、人見剛＝須藤陽子（編著）『ホーンブック地方自治法〔改訂版〕』（北樹出版、2013 年）を挙げておく。また、講義内容に関係して最新の議論を幅広く収録したものとしては、北村喜宣ほか『自治体政策法務』（有斐閣、2011 年）、さらに体系的な説明として、磯崎初仁『自治体政策法務講義』（第一法規、2012年）がある。なお、講義で扱わない立法技術論に詳しいものとしては、大森政輔＝鎌田薫（編）『立法学講義〔補遺〕』（商事法務、2011 年）がある。

4. 成績評価方法

成績は、レポート（80％）と平常点（出席・発言等、20％）とで評価する。

※2013年度のもの参考までに掲載しています。

※当該科目のシラバスは、担当者および講義内容が決まり次第、別途掲載する

2 年 集中

リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）

2 年次／集中 2 単位 実習
米田 憲市・前田 稔
白鳥 努・松下 良成
本木 順也・坂本 正幸ほか

1. 授業の目標

弁護士過疎と呼ばれる地域に出向いて合宿形式での開講部分を中核とし、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一次的な対象方法についての助言をおこない、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。単なる法律相談実習としてのみならず、こうした活動を行うための様々な段取りや、実務家として地域の特性への理解を深める力を養うことも重要な目的とされる。

2. 授業の内容

法曹倫理の入門的な事柄と法律相談の諸技法を事前指導で実施するとともに、後期に実施される司法政策研究センターの法律相談に臨席して担当弁護士のもとで報告書を作成することを通じて、離島等司法過疎地における法律相談に備える。これらの成果を踏まえて、現地での法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、地域的な特色と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。

第 1 回 事前指導（1）：法曹倫理入門

法曹倫理全般の観点から、離島等で行う法律家の活動についての諸問題を検討する。

第 2 回 事前指導（2）：法律相談に関わる法曹倫理

法律相談における倫理的な問題や相談技法を検討する。

第 3 回 事前指導（3）：法律相談に関わる諸技法 1

法律相談を成立させるために必要な諸事情について検討する。

第 4 回 事前指導（4）：法律相談に関わる諸技法 2

司法政策研究センターにおける法律相談において、弁護士に臨席しながら、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、住民からの相談を受ける。相談後、報告書の記載内容について担当弁護士の指導を受ける。

第 5 回・第 6 回 法律相談実習 1・2

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける。学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者と、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

第 7 回 法律相談記録作成

第 5 回から第 6 回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。

第 8 回 事案検討会

第 7 回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。

第 9 回～第 13 回 法律相談実習 3・4・5・6・7

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける。学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者と、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

第 14 回 法律相談記録作成

第 9 回から第 13 回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。

第 15 回 事案検討会

第 14 回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。

全体として、単に法律相談を体験することだけではなく、事案の聞き出し方、要件事実を意識した論点の整理能力、法的アドバイスの技法の理解、個別事案の法律的論点の理解、法的対処の手段の多様性の理解、法律問題の背景への洞察などとともに、法律相談の社会的機能を理解するよう促される。

3. テキスト

特に定めない。

4. 参考図書

- ・司法過疎についての一般的概況については、シラバス・システムの資料を参照。
上田國廣ほか「特集：ポスト「ゼロ・ワン」における司法政策に学ぶ」法学セミナー673号（2011）の各論文
米田憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習－鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義 723号 pp. 63-65（2009）
- ・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）
名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士の法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究（2004）
菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務（2004）
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002）
飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネクシス社（2008）

5. 成績評価方法

時系列順に示すと、法曹倫理入門パートにおいて課されるレポート、現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポートの提出があります。その上で、成績の評価は、（１）実習の評価と（２）レポートの評価によって行われる。

（１）実習の評価（６５％）

実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの４項目に注目して、事件ごとの報告書については担当の弁護士の評価、その他は担当教員全員が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。なお宿舎等でのマナーなどについても成績評価の対象とする。

（２）レポートの評価（３５％）

レポート評価は、法曹倫理入門のレポート（10%）と、指定された課題についてのレポート（25%）で評価する。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかにする。

ただし、法曹倫理入門パートにおいて課されるレポートや指定されたレポートについてのレポート個々の評価が、満点を100点として60点に達しない場合、単位認定を行わない。

なお、%配分は、目安である。

6. 備考

財団法人国際教育支援協会による、法科大学院生教育研究賠償保険への加入と実習科目における守秘義務に関する誓約書の提出を義務づける。

1. 授業の目標

市民が抱える法律問題への第一次的な対処方法についてのアドバイスを行なうことによって、法律問題に対する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。そのため、法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、相談者の置かれた状況と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。

2. 授業の内容

① ガイダンスと実施計画の策定

本講義の意図、計画、課題、達成目標について紹介する。相談は、各人が一度ずつは受けることを前提にグループ単位で行なうこととし、そのグループ分けの作業を行なう。

② 法律相談実習 I

前期の間に実施される司法政策研究センターにおける法律相談に記録担当者として臨席する。

③ 相談内容報告書の作成 I

法律相談実習 I で作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成し、担当弁護士と教員の指導を受ける。

④ 相談報告検討会 I

相談内容報告書の作成 I で作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、事実の聞き出し方と論点の整理に重点を置く。

⑤ 法律相談実習 II

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

⑥ 相談内容報告書の作成 II

法律相談実習 II で作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

⑦ 相談報告検討会 II

相談内容報告書の作成 II で作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。特にここでは、適用法令の内容の説明の仕方に重点を置く。

⑧ 法律相談実習 III

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

⑨ 相談内容報告書の作成 III

法律相談実習 III で作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

⑩ 相談報告検討会 III

相談内容報告書の作成 III で作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成

し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、法律による対処とそうでない手段の対処の可能性について重点を置く。

⑪ 法律相談実習Ⅳ

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

⑫ 相談内容報告書の作成Ⅳ

法律相談実習Ⅳで作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

⑬ 相談報告検討会Ⅳ

相談内容報告書の作成Ⅳで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、法律相談の社会的機能に重点を置いた検討を行なう。

⑭ 報告書作成

全体を総括する報告書を作成する。その際、参考文献としてあげられたものを参照しつつ、自らの体験を整理する。

⑮ 報告検討会

班ごとに、今回の総括を行ない発表し、必要と思われる点を検討する。

3. テキスト

特に指定しない。

4. 参考図書

- ・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）
名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究（2004）
菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務（2004）
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002）
飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネクシス社（2008）

5. 成績評価方法

成績評価は下記の方法で行う。

- ・報告書最終版をもとにする評価：事件担当教員による採点 80%から85%
（この評価には相談時および検討会におけるパフォーマンスが前提となる）
- ・レポート：研究者教員により設定された課題・評価による 15%から20%
前者のみで合格点になる配点であるが、両者の提出は必要条件であり、それぞれにおいて50%以上の得点を必要とする。

6. 備考

この科目は、実務家教員と、法社会学を専攻する米田憲市が共同で担当する。個々の学生の経験に対して、実務家教員が実務家としての経験から実践的な側面を担当し、米田が自己の経験をフィールド・ワークの技法によって自らの振る舞いを反省的にとらえ改善する諸技法に関わる部分を担当するが、全体として共同で担当する。財団法人国際教育支援協会による、法科大学院生教育研究賠償保険への加入と実習科目における守秘義務に関する誓約書の提出を義務づける。

1. 授業の目標

この科目は、法律事務所等での体験学習を実施し、実務の一部を現場で体験・観察させてもらうことによって、現場の法曹の役割や社会基盤を理解し、法曹としての自覚と理解を深めることを第一の目的とし、自らの観察を「事実」として構成・分析・報告する作業を行なうことで、自らの実践に対して反省的な視点を涵養することを第二の目的とする。日誌の作成とそれに基づいて作成されたレポート、報告会でのプレゼンテーションに基づいて評価される。

2. 授業の内容

① ガイダンス

体験学習を実施させてもらう法律事務所の割り当てと、日誌の作成、レポートについての作成要領を説明する。体験内容を整理する際のガイドとして、社会調査の技法としてのフィールド・ノート作成についての予習が促される。

② 実 習Ⅰ：法律事務所での聴取り・相談

法律事務所等での体験学習について、各事務所の構成、活動、顧客層などについての聴取りと、実習内容についての相談を行なう。これによって、実習内容を明確化し、実習の成果をより大きなものにすることをめざす。

③ 日誌・計画書作成Ⅰ

実習Ⅰでの聴取りをもとに、法律事務所の構成、活動、顧客層などについて把握し、後に続く実習内容についての計画書を作成する。

④ 実 習Ⅱ

計画書に基づく実習。

⑤ 日誌作成Ⅱ

実習内容の日誌の作成。

⑥ 実 習Ⅲ

計画書に基づく実習。

⑦ 日誌作成Ⅲ

実習内容の日誌の作成。

⑧ 実 習Ⅳ

計画書に基づく実習。

⑨ 日誌作成Ⅳ

実習内容の日誌の作成。

⑩ 実 習Ⅴ

計画書に基づく実習。

⑪ 日誌作成Ⅴ

実習内容の日誌の作成。

⑫ 報告書作成

計画書、日誌等をもとに、実習全体の報告書を作成する。そこでは、法律事務所の活動とその社会関係を把握し、将来の自らの活動についての現実感を持つことが促される。

⑬ 報告会プレゼンテーションの作成

報告会に備えて、報告書に基づくプレゼンテーションの準備を行なう。

⑭ 報告会Ⅰ

参加者ひとりひとりが実習の報告を行なう。

⑮ 報告会Ⅱ

報告会Ⅰで報告しきれなかった参加者がひとりひとり報告を行なう。

3. テキスト

特に指定しない。

4. 参考図書

日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会 21世紀の弁護士像研究プロジェクトチーム『全弁協叢書 弁護士改革論—これからの弁護士と事務所経営』ぎょうせい (2008)

佐藤郁哉『フィールド・ワーク』新曜社 (1992 年)

宮澤節生・武蔵勝宏・上石圭一・大塚浩『ブリッジブック法システム入門 第2版』信山社 (2011)

弁護士白書 各年度

自由と正義 関連号

5. 成績評価方法

日誌の作成とそれに基づいて作成されたレポート(85%程度)、報告会でのプレゼンテーション(15%程度)(※割合は目安である)に基づいて評価される。

6. 備 考

本科目は実務家教員と、研究者教員で法社会学を専攻する米田憲市が共同で担当する。実務家教員は実務経験に基づく実践的な側面を担当し、フィールド・ワークの技法によって、自己の経験を反省的にとらえて改善する諸技法に関わる部分を米田が担当するが、全体を通して共同で担当する。

なお、実習先については、九州弁護士会連合会が作成したリストに基づき、鹿児島県弁護士会、宮崎県弁護士会以外の九州／沖縄における法律事務所での実習をうけることも可能である。希望がある場合、調整が必要なので履修検討時に申し出ること。

1. 授業の目標

前近代西洋社会における法現象（法・裁判制度・法学・法曹など）の歴史を素材として、法の有する歴史的な性格を理解し、そのことを通して、現在の法制度を普遍視・絶対視することなく、相対化する視点を身につけることを目的とする。

2. 授業の内容

- 第01回：12世紀以前の西洋における法および裁判の特質
- 第02回：ゲルマン部族法典
- 第03回：ローマ法大全
- 第04回：中世ローマ法学
- 第05回：教会法学（1）—法源・裁判管轄権・手続法
- 第06回：教会法学（2）—実体法、とくに婚姻法
- 第07回：法書
- 第08回：ドイツにおけるローマ法の継受とフランス法の発展
- 第09回：イングランドにおけるコモン・ローの成立（1）—国王裁判権の拡大
- 第10回：イングランドにおけるコモン・ローの成立（2）—陪審制
- 第11回：イングランドにおけるコモン・ローの成立（3）—法曹の存在構造
- 第12回：マグナ・カルタ
- 第13回：コモン・ローとシヴィル・ロー（1）—相違点
- 第14回：コモン・ローとシヴィル・ロー（2）—史的岐路
- 第15回：ルネサンス期の法

3. テキスト

とくに前半部分については、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（東大出版会、2005年）の第12章「法典・法集成」を用いる（配布する）。関連する史料等についても適宜配布する。

4. 参考図書

勝田有恒・森征一・山内進編『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2005年）、ヴァン・カネヘム著・小山貞夫訳『裁判官・立法者・大学教授』（ミネルヴァ書房、1990年）等。

5. 成績評価方法

試験の成績に平素の成績（発言状況・質問への応答等）を加味する。配点は試験80点、授業中の発言・質問への応答等20点とする。

6. 備 考

受講生が西洋法制史の初学者であることを想定して、基本的事項については講義形式に質疑応答を盛り込む形で授業を行なう。但し、配布史料等を予習してきていることを前提に対話型の授業を行なうこともある。また、スライドを用いることによって理解を深める。

1. 授業の目標

この授業では、債務者が倒産した場合における法的処理に関する諸法律（「倒産法」）の中で、特に「破産法」と「民事再生法」を対比的に概観して、その基本的な知見を身につけ、実務家としての法的な基礎体力、スキル、マインドを修得することを目的とする。破産手続・再生手続では、民法をはじめとする様々な実体法および民事訴訟法等の手続法上の問題が不可避的に関係してくるので、これらの様々な法制度がどのように機能するかを十分に理解して、その理論的かつ実務的な能力を獲得してもらえればと考えている。

なお、適宜、会社更生法、特別清算、倒産ADRなどにも言及する。

2. 授業の内容

- 【1】倒産法の世界：倒産法の意義、倒産法の歴史、わが国の倒産法規範の特色、清算型倒産手続と再生型倒産手続
- 【2】破産手続・再生手続の概観と手続の開始（1）手続選択、破産手続開始要件、特に、破産能力、破産原因（支払不能、債務超過）、再生手続開始要件
- 【3】破産手続・再生手続の開始手続（2）：破産手続・再生手続の基本的な構造（申立手続と狭義の破産手続）、破産手続の申立てとその審理、保全処分、開始決定、同時処分。
- 【4】破産手続・再生手続の機関等 破産手続における破産財団の意義・機能、破産管財人の法的地位、再生手続の各種機関
- 【5】から【7】破産手続・再生手続における実体関係の処遇
破産手続開始と当事者の権利関係の処理、双方未履行の双務契約の処理
各種実体関係の処遇に関する特別な規律
- 【8】取戻権・別除権
- 【9】相殺権：相殺権の意義、相殺権の拡張と制限
- 【10】否認権（1）：否認権の意義、否認権の各種類型
- 【11】否認権（2）：特別の否認権、否認権の行使等
- 【12】破産手続・再生手続の進行 両手続の比較的詳しい概観
- 【13】破産手続・再生手続の終了：破産財団の換価、配当、手続の終結、再生計画関係等
- 【14】消費者破産と個人再生：破産免責、個人再生等
- 【15】以上のまとめのほか、国際倒産、破産犯罪

3. テキスト

特定の教科書は使わずに、レジュメを配布します。

4. 参考図書

倒産判例百選〔第5版〕。ただし、判例のダイジェストを簡潔に説明します。

5. 成績評価方法

評価は、試験が7割、出席（授業参加）が3割とします。授業参加では、解答の正否は問いません。全員が積極的に議論することを前提とします。

6. 備 考

倒産法に関連する実体法についても、予習をすることが望ましい。

3 年

Ⅲ. 3年次目次

Ⅲ－1. 前期

行政法問題演習 B	土居 正典		136
公法総合問題演習 A	小栗 實		138
	土居 正典		
商法問題演習 B	伊藤 周平		
民事法総合問題演習 A	志田 惣一		140
	志田 惣一		142
	采女 博文		
	村山 洋介		
刑事法総合問題演習 A	坂本 正幸		
	前田 稔		144
	中島 宏		
	南 由介		
法曹倫理	前田 稔		148
民事模擬裁判	松下 良成		150
	本木 順也		
司法文書実務	本木 順也		152
租税法問題演習	鳥飼 貴司		154
労働法問題演習	紺屋 博昭		156
国際法	井上 知子		158
国際私法	眞砂 康司		160
経済法	飯田 泰雄		162
社会保障法	伊藤 周平		164
インターネットと法	酒匂 一郎		166
法医学	小片 守		168
	吾郷 一利		
	林 敬人		
法律学総合特別演習 (実務に架橋する雇用法理)	紺屋 博昭		172
法律学総合特別演習 (外国語文献講読)	川口 俊一		
法律学総合特別演習 (論文作成指導)	米田 憲市		174
	采女 博文		175

Ⅲ－２．後期

公法総合問題演習 B

小栗 實 178

民法総合問題演習 B

土居 正典
伊藤 周平 180

刑事法総合問題演習 B

白鳥 努
采女 博文
村山 洋介
志田 惣一
坂本 正幸 182

民事訴訟実務の基礎 B

前田 稔
中島 宏
南 由介 184

倒産法問題演習

甲元 雅之 186

知的財産法問題演習

齋藤 善人 190

契約実務

久保 次三 191
中島 多津雄
西田 隆二

Ⅲ－３．集中講義

環境法

土居 正典 194

刑事処遇論

采女 博文
小栗 實

民事救済法特論

土井 政和 196
川嶋 四郎 200

3 年 前期

1. 授業の目標

本講義では、行政法 A・B で修学した知識を応用することを目標とした内容の授業を行う。従って、行政救済法の分野を中心とした対象を扱いながら、行政法総論にも言及しながら、行政法の全体像を理解してもらう講義を目指している。講義の進め方は、レクチャーを前提にして、各事案の報告及びそれに対する質疑・応答を行っていく。従って、本講義では、その作業の過程で、各受講生が法的思考能力を涵養してもらうことを企図している。

2. 授業の内容

- 第 1 回 大貫裕之＝土田伸也・行政法事案解析の作用〔第 1 回〕登録と行政行為の分類論（ストロングライフ事件）
- 第 2 回 同〔第 2 回〕緊急避難と行政上の実力行使（浦安町鉄杭強制撤去事件）
- 第 3 回 同〔第 3 回〕政策変更と信義則違反（宜野座村製紙工場建設断念事件）
- 第 4 回 同〔第 6 回〕いわゆる風営法上の営業と地方公共団体の規制手段（宝塚市パチンコ店建設反対事件）
- 第 5 回 同〔第 7 回〕産廃処理施設設置許可と行政指導
- 第 6 回 同〔第 8 回〕公共施設の使用と義務付け訴訟
- 第 7 回 同〔1 2 回〕保育園の入園拒否と義務付け訴訟
- 第 8 回 同〔1 3 回〕警察官の不作为と国賠法 1 条 1 項（大阪府淡路署警察官ナイフ不領置受傷事件）
- 第 9 回 同〔1 4 回〕児童福祉法上の児童の傷害事件と国賠法上の責任
- 第 1 0 回 同〔第 1 5 回〕行政財産の使用許可の取消し（撤回）と損失補償の要否
- 第 1 1 回 同〔第 1 6 回〕国家試験の受験資格と訴訟類型
- 第 1 2 回 同〔第 1 9 回〕公の営造物の設置・管理瑕疵と国賠法 2 条 1 項（点字ブロック不設置事故事件）
- 第 1 3 回 同〔第 2 0 回〕情報公開条例に基づく不開示決定
- 第 1 4 回 同〔第 2 1 回〕ギャンブル施設設置許可とその阻止方法
- 第 1 5 回 総括

3. テキスト

大貫裕之＝土田伸也『行政法事案解析の作用』（日本評論社）

4. 参考図書

曾和俊文＝金子正史・事例研究行政法〔第 2 版〕（日本評論社）、宇賀克也・行政法概説Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（有斐閣）、宇賀克也・地方自治法概説〔第 5 版〕（有斐閣）、宇賀克也ほか編・行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第 6 版〕（有斐閣）、磯部力ほか編・地方自治判例百選〔第 4 版〕等

5. 成績評価方法

期末試験（60％）と平常点（出席状況、報告・発言内容、レポート。40％）を総合して評価する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

本ゼミナールでは、行政法の基本的な知識の理解は所与のものとし、我々の身の回りで生起している行政法現象をやわらか頭で、攻めの法学から政策法学（法務）・自治体法学（法務）の視点を加味しながら、各事案の解析を受講生全員で行い、報告者の報告と他の受講生の感想・質問を行い、その作業過程の中から受講生の法的思考能力等の涵養を図りたい。各回の事案にしたがって、報告者には簡単な報告書を作成・報告してもらう。

1. 授業の目標

これまで憲法および行政法を学んできたので、その 2 つの法領域にまたがる融合的な事例問題について検討する。設問を準備し、その討議を授業でおこなう形式でおこなう。3 人の教員が小栗は主に憲法分野について、土居は主に行政法分野について、伊藤は主に 2 つを総合した分野について担当する。

2. 授業の内容

毎回、事前あるいは即日起案のさいにはその場で設問を提示するので、それに対する「回答」を作成してくること。授業では設問について教員が解説し、受講生と議論する。即日起案の場合には、受講者がその時間内に「回答」を完成させて、次回に添削した回答を元に、解説するという形式をとる。また確定してはいないが、以下のような問題を扱う予定にしている。方針としては、最近の最高裁判決を素材に、原告・被告の主張、裁判所の判断をどのような展開にするかを検討する。

憲法分野

- (1) 事例研究 1・憲法訴訟（憲法 13 条）外国人の人権～国籍を理由とした入学拒否～
- (2) 事例研究 2・憲法訴訟（憲法 14 条）性別や民族を理由とする優先処遇は違憲か、合憲か？
- (3) 事例研究 3・憲法訴訟（憲法 21 条）取材の自由と地方議会の傍聴規則
- (4) 事例研究 4・憲法訴訟（憲法 22 条）公衆浴場の料金上限規制と憲法 22 条
- (5) 事例研究 5・憲法訴訟（憲法 31 条）裁判員裁判の憲法適合性

行政法分野

- (6) 事例研究 1・毒物及び劇物の輸入業者の法的地位
- (7) 事例研究 2・不法係留施設の強制撤去
- (8) 事例研究 3・地方公共団体による政策変更と事業者の保護
- (9) 事例研究 4・地方公共団体による行政上の義務の司法的執行
- (10) 事例研究 5・産廃処分業および産廃 4 より施設設置の許可申請者の受領拒否

憲法・行政法を総合した分野

- (11) 公法（憲法・行政法）の論点の整理
- (12) 事例研究 1－行政手続きと国家賠償
- (13) 事例研究 2－立法の不作为と国家賠償

(14) 事例研究 3－国家賠償と損失補償

(15) 事例研究 4－公務員の懲戒処分をめぐる問題

3. テキスト

(憲法) 芦部信喜『憲法』(岩波書店)

(行政法) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ』(有斐閣)

4. 参考図書

(憲法)『憲法判例百選Ⅰ,Ⅱ』(有斐閣)(第6版がでたが、第5版でも間に合う)

『重要判例百選』(有斐閣)

『ケースメソッド公法』(日本評論社)

『憲法事例演習教材』(有斐閣)

『基礎から学ぶ憲法訴訟』(法律文化社)

長谷部恭男ほか『ケースブック憲法』(弘文堂)、高橋和之ほか『ケースブック憲法』(有斐閣)には、判決文が多く掲載されているので、参考にとするとよい。ただし、高価なので、必携ということはない。

(行政法) 曾和俊文＝金子正史編著『事例研究行政法〔第2版〕』(日本評論社)

大貫裕之＝土田伸也『行政法事案解析の作法』(日本評論社)

宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』(有斐閣)

5. 成績評価方法

期末試験(憲法分野・行政法分野ごとに設問を出し合計55点で採点する)、及び平常点(3人の教員がそれぞれ15点ずつで評価)の総合評価をおこなう。

期末試験は、論述式問題を出題する。①法的な概念、判例の理解がどこまでできているか、②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点については、①起案されたレポートの内容、②授業中の報告および発言内容(発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、など)によって採点する。

欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

(1) 毎回、設問を出すので、受講生は必ず報告を書いてくること、授業のさいに各自報告する。

(2) 憲法の争点に関する判決はできるだけ判決原文の全体を読んだほうが望ましい。判決全文については適宜提供する予定にしている。

1. 授業の目標

本演習では、商法 A・B で修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。この科目で最低限学習すべき内容（到達目標）は、以下のとおりである。

共通の到達目標・商法に含まれる法的知識を前提に、

- ・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出できる。
- ・具体的な事実関係の中から法的推論のため必要な事実を抽出できる。
- ・具体的事実との関係において判例の射程を検討できる。
- ・各具体的な事実に応じた法的推論を、口頭および文章で提示できる。
- ・法的推論の妥当性について、的確な議論を展開すること。

2. 授業の内容（裁判例に即した事例検討）

- ①事例問題研究：会社法「帳簿・名簿閲覧請求」
- ②事例問題研究：会社法「個別株主通知」
- ③事例問題研究：会社法「公正な価格（株式買取請求権）」
- ④事例問題研究：会社法「新株予約権」
- ⑤事例問題研究：会社法「競業取引規制」
- ⑥事例問題研究：会社法「銀行の取締役の善管注意義務」
- ⑦事例問題研究：会社法「会社分割無効の訴えの原告適格」
- ⑧即日起案（会社法）
- ⑨事例問題研究：会社法「企業買収」
- ⑩事例問題研究：会社法「企業買収」
- ⑪事例問題研究：会社法
- ⑫事例問題研究：会社法
- ⑬事例問題研究：会社法
- ⑭事例問題研究：会社法
- ⑮即日起案（総合問題）

各回の進行は、1) 当該テーマについての基本事項を確認するための Q & A, 2) 新しい判例を素材とした事例問題の検討を内容とする。いずれも課題を事前に提示したうえでその処理の仕方について、教室において議論を展開する。予習においては、当該事例を検討するにあたって必要なリーディングケースとなる裁判例を同時に読み込み、その射程や事実の評価方法などを学び取る。受講生は、事前に各回のレジュメに記載の内容を検討のうえ、事例問題について立論の骨子または立論を文章化したものを用意する。2 回程度、即日起案を行い、問題発見能力・文書作成能力の涵養にも留意したい。

3. テキスト

テキストではなく事例の検討を中心に授業を進める。

＊各回の講義範囲に関連する文献は、電子版シラバス・レジュメ等で示す。

4. 参考図書

神田秀樹『会社法』弘文堂

江頭憲治郎『株式会社法（4 版）』有斐閣（7 F 資料室配架）

東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院（7 F 資料室配架）

『会社法判例百選（2 版）』有斐閣

伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』有斐閣

前田雅弘ほか『会社法事例演習教材』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（50点）、平常点（50点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として法的知識を堰堤とした、「法的思考力」「法的分析能力」「法的議論の能力」の涵養をどの程度達成できたかを評価する。

筆記試験は事例問題である。法的知識及び事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、期末における学習達成度を測る。

平常点は、予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の授業への参加度、及び即日起案を評価対象とする。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

1. 授業の目標

民事法総合問題演習 A は、民法、商法、民訴法といった民事法の各領域を横断的に取り扱い、① 2 年次までの民事法領域の学習の成果の確実な定着を図るとともに、② 社会的事実としての紛争を、法的に分析し、解決していく力を身につけ、③ そのプロセスを説得力のある議論、的確な文章で表現していく能力を養うことを目標としている。

この科目で最低限学修すべき内容は以下のとおりである。

共通の到達目標・民法・民事訴訟法・商法に含まれる法的知識を身につけていること。

上記の知識を前提に、過去に判例や学説において十分に論じられたことがない新しい問題や、多様な法分野に跨がって論じられる複雑な争点について、以下のことができる。

- ・ 具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること。
- ・ 具体的な事実関係から必要な間接事実を抽出したうえで、これらの間接事実から主要事実を適切に推認し、法的推論のため必要な事実を認定すること。
- ・ 判例の射程について十分な検討を行うこと。
- ・ 具体的な事例についての法的推論を、口頭および文章で説得的に提示すること。
- ・ 具体的な事例について現行法では妥当な結論を導けない場合に、法改正の方向性にも踏み込んだ検討を行うこと。
- ・ 具体的な事例をめぐる法的推論の妥当性について、的確かつ発展的な議論を展開すること。

2. 授業の内容

各回のテーマは以下の通りである。

- ① 事例問題研究：民法
- ② 事例問題研究：民法
- ③ 事例問題研究：民法
- ④ 事例問題研究：民法
- ⑤ 即日起案（民法）
- ⑥ 事例問題研究：民事訴訟法
- ⑦ 事例問題研究：民事訴訟法
- ⑧ 事例問題研究：民事訴訟法
- ⑨ 即日起案（民事訴訟法）
- ⑩ 事例問題研究：事実認定論
- ⑪ 事例問題研究：事実認定論
- ⑫ 事例問題研究：会社法
- ⑬ 事例問題研究：会社法
- ⑭ 事例問題研究：商法
- ⑮ 即日起案（会社法・商法）

3. テキスト

テキストではなく事例の検討を中心に授業を進める。

* 各回の講義範囲に関連する文献は、電子版シラバス・レジュメ等で示す。

4. 参考図書

- ・ 司法研修所編『新 問題研究 要件事実』（法曹会）
- ・ 司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）
- ・ 司法研修所編『10 訂 民事判決起案の手引』（法曹会）
- ・ 伊藤眞・加藤新太郎編『〔判例から学ぶ〕民事事実認定』

5. 成績評価方法

筆記試験（50点）、平常点（50点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、法的知識を前提とした、「法的思考力」「法的分析能力」「法的議論の能力」に加え「批判的検討能力」「創造的思考力」の涵養をどの程度達成できたかを評価する。

筆記試験は事例問題である。法的知識及び事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、最終学年における各分野の学習達成度を測る。

平常点は、予習・復習が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の授業への参加度及び即日起案を評価対象とする。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 履修条件

なし。

7. 備考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。

1. 授業の目標

これまでの一年次、二年次の刑事系科目の講義において形成・蓄積された刑法及び刑事訴訟法の基礎的知識への理解及び考察力を前提として、その知識の深化を深め、刑法及び刑事訴訟法の重要論点に関する諸問題について、具体的に発生した事件を念頭においての演習を行うことにより、社会に生起する刑事事件及び刑事裁判の実態を理解し、実務家としての必要不可欠な水準の知識と応用力の涵養を講義の目標とする。

即ち、演習に際しては判例法理の射程を含めた判例に対する深い理解と判例法理が生み出された具体的事案の分析・検討を通じての法的な分析・推論を行う能力をより高度に涵養し、判例の具体的事案と事実関係を異にする場合における創造的思考による問題解決能力、問題を発見して法的に解決する為に必要な事実認定を的確に行える能力、更には一部の講義においては刑法・刑事訴訟法の融合問題を課題として提示することにより、刑法と刑事訴訟法という科目横断的な法知識の運用力を涵養すること、具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出し、主要事実・間接事実の確定と間接事実による主要事実の的確な推認、口頭及び文書による説得的な法的論理を示す能力、事例の処理に際し、現行法で解決が困難な場面において、法改正による解決等の立法論にまで踏み込んだ検討をする能力等の涵養を図ることが目標となる。

演習は、課題について学生各自が予習したところを発表させ、学生相互の質疑応答を中心に進め、これに対し、教員が適宜その問題点を指摘するなどして、学生個人の基本的知識の定着を図ることとするが、学生の理解を深めるため、教員と学生間、更には教員相互の議論をも随時実施する。

2. 授業の内容

研究者教員・実務家教員のコラボレートによる刑法・刑訴法にわたる演習として開講する。

以下に掲げるような、理論的にも実務的にも重要性が高い問題を取り上げる。

また、上述のとおり、刑法・刑事訴訟法の論点及び、必要に応じて実体法上の問題点についても検討を行うこととし、研究者教員からは主に理論的側面から、実務家教員からは主に実務的側面から具体的な問題点を総合的に分析・検討する機会を与えることにより、学生の理解を深めることとする。

なお、詳細については、学生の予習時間に配慮し、電子シラバスシステムを通じてあらかじめ告知する。

I 刑法総論関係

- 1 構成要件
 - ・ 構成要件要素
 - ・ 構成要件の諸形態
 - ・ 実行行為
 - ・ その他
- 2 違法性
- 3 責任
- 4 共犯
- 5 犯罪の個数
- 6 刑罰
- 7 刑法の適用範囲

II 刑法各論関係

- 1 主要な個人的法益に対する罪
- 2 主要な社会的法益を害する罪
- 3 主要な国家的法益を害する罪

Ⅲ 刑事訴訟法捜査関係

1 捜査主体と捜査構造

2 捜査手法

(1) 任意捜査

(2) 強制捜査

Ⅳ 刑事訴訟法公判手続関係

1 予断排除の原則

(1) 起訴状一本主義

(2) 脅迫文言の全文引用と起訴状一本主義

2 訴因と公訴事実との関係

(1) 訴因変更の要否

(2) 訴因変更の限界

(3) 訴因変更の可否

(4) 覚せい剤自己使用罪と訴因変更の可否

3 訴因変更の要否，可否，訴因変更命令の義務性，訴因変更命令の形成力

(1) 訴因変更命令

(2) 訴因変更と当事者主義・職権主義

4 訴訟条件と訴因

(1) 訴訟条件と訴因，移送の可否

(2) 訴訟条件と訴因，縮小認定

5 証拠開示命令

6 自由心証主義の合理性を担保するための諸制度

(1) 挙証責任，犯罪阻却事由についての挙証責任，反証を許す法律上の推定

7 共同被告人の証人適格，手続き分離の要否

(1) 同種前科による犯罪事実認定の可否

(2) 余罪をめぐる諸問題

8 自己負罪拒否特権の意義

(1) 違法収集証拠排除法則

9 自白の証拠能力

(1) 自白と補強証拠

1 0 伝聞証拠

1 1 検察官面前証拠

1 2 公判供述と矛盾するその者の公判外供述の証拠能力

1 3 実況見分調書・検証調書

(1) 現場写真の証拠能力，録音テープの証拠能力

1 4 択一的事実認定

(1) 公訴棄却の裁判の確定力

1 5 一事不再理効

(1) 上訴の利益

(2) 控訴審の構造

(3) 第一審判決後の事実の変化

3. テキスト

あらかじめ電子シラバスシステムを通じて課題を配付する。

4. 参考図書

- ・井田良ほか編『刑法総論判例インデックス』（商事法務）
 - ・前田雅英ほか編『条解刑法（第3版）』（弘文堂）
 - ・松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第4版）』（弘文堂）
 - ・大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 全13巻・別巻1（第2版）』（青林書院）（なお、第3版が順次刊行中）
 - ・藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 全8巻』（青林書院）（なお、第2版が順次刊行中）
 - ・伊藤栄樹ほか編『注釈刑事訴訟法〔新版〕』（立花書房）（なお、第3版が順次刊行中）
 - ・大塚仁ほか編『新・判例コンメンタール刑法 全6巻・別巻』（三省堂）
 - ・高田卓爾ほか編『新・判例コンメンタール刑事訴訟法 全6巻・別巻』（三省堂）
 - ・小林充ほか編『刑事事実認定重要判決50選（上）（下）第2版』（立花書房）
 - ・小林充ほか編『刑事事実認定（上）（下）』（判例タイムズ社）
 - ・大塚仁ほか編『新実例刑法（総論）』（青林書院）
 - ・池田修ほか編『新実例刑法（各論）』（青林書院）
 - ・平野龍一ほか編『新実例刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（青林書院）
 - ・松尾浩也ほか編『実例刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（青林書院）
- その他、適宜指示する。

5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(期末)60%、平常点を40%とする。

平常点については①即日起案、②報告要旨、③授業中の報告及び発言内容によって採点する。学生の不席についてはその理由を考慮し、必要があれば補習課題を与える等の措置を講じた上、③の授業中の報告及び発言内容の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバスシステムに掲載する。

事前に電子シラバスシステムで課題を配付することとし、学生があらかじめ文書での報告要旨を提出することを受講の要件とする。

授業当日は、学生の中から随時指名して、口頭での報告を求める。

したがって、すべての学生は、配付された問題文を事前に検討したうえで、口頭報告を求められた場合にはこれに対応できるように、また、討論に積極的に参加できるように、争点整理と対応策の検討をしておくこと。

刑事手続き及び実体法上の具体的問題を、理論面、実務面から検討する。

両者の説明を併せて意味を持つ講義であり、担当部分を明確に分離することはできない。

即日起案は、起案時間60分、講評と検討30分とする。

1. 授業の目標

法曹三者が直面する法曹倫理上の具体的事例につき、その背景、問題点を指摘した上で、業務処理上どのような点に留意し事案を処理することが最善であったか等を分析、理解することにより、法曹として実務に携わるに際して必要とされる高い法曹倫理を保持することを自覚すると共に、業務処理上の陥穽に陥ることのないように、又、同種不祥事に関わることがないように自戒・自制する能力の涵養を講義の目標とする。

具体的には法曹として遵守すべき真実義務、誠実義務、守秘義務等の倫理原則を理解すると共に裁判官・検察官・弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観を涵養すること、その倫理に関連する法令、倫理諸規定等を理解すること、更に、弁護士倫理として依頼人の最大の利益追求・忠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持の内容等の十分な理解と弁護士の綱紀・懲戒手続きの流れ等の制度の理解を図ること、法曹倫理を自らを律する行動規範として単に受け身で向き合うのみならず、法曹という職業集団としての在り方を自ら洞察し、より積極的に法曹倫理の在り方と取り組む使命感・責任感を持つこと、その上で司法制度の在り方を検討・提案することにも能動的に取り組むことができる法曹としてのマインドを涵養することを講義の目標とする。

尚、懲戒手続きの流れについては日弁連ホームページの懲戒制度に関する説明部分を利用する。

2. 授業の内容

法科大学院においては、法律専門職である実務法曹の養成を目的としているが、その取り扱う対象は、民事事件・刑事事件・労働事件・行政事件等多様且つ複雑な法的紛争という形態を取っている。

即ち、民事的紛争においては、その背景に、経済取引を巡る駆け引き、利害の対立、更には家事事件における親族間の愛憎等が存在していることが多く、又、刑事事件においても、その背景として、犯行動機としての怨恨、憎悪、金銭的欲望等が伏在している。

このような法的紛争を処理するに際し、当事者の利害関係、感情等に巻き込まれ法曹倫理上問題となる行為に及んでしまう虞があり、又、弁護士自らが自己の経済的利得を目的として紛争相手方からの利益供与を受け、或いは過払関係事件、破産管財業務、後見業務等における預り金等を横領する不祥事も多発してきている。このような不祥事事案については、近時の法曹人口、特に弁護士人口の著しい増加に伴う弁護士の経済的基盤の弱体化により、業務上横領罪等の刑事事件として摘発されるなどしている。

又、弁護士人口の増加は、従前の個人事務所での活動を前提とする業務から弁護士法人における業務への業務形態の変化を促進しているのみならず、企業或いは官公庁における所謂インハウス弁護士をも増加させる傾向にあり、本来的な弁護士倫理のみならず、組織内弁護士としての法曹倫理をも身につける必要がある。

加えて、法曹倫理は弁護士のみならず裁判官・検察官にも求められるところであり、それぞれの立場に応じた法曹倫理のあり方についての理解も求められる。

こうした事情を踏まえて、事件処理上の業務遂行における弁護士法、弁護士職務基本規程等の諸規定の理解、顧客や相手方、裁判所・検察庁等諸機関との関係のあり方など専門職としての行動規範の理解のみならず、法律事務の主要部分を独占的に取り扱うことが認められ、社会的に相当な地位を与えられている理由は、法曹に対する法曹倫理を背景とした公益活動等における社会に対する働きかけを求められているということについての理解とその責務を充分に自覚させる必要がある。

そこで、弁護士倫理を中心として、裁判官、検察官を含めた法曹倫理を取り扱い、実務家がそれぞれの業務遂行に際し、どのようなトラブルに直面するかについて、現実が発生した事案を素材とした具体的事例を取り上げながら、実務法曹の現実像とあるべき姿を検討していくこととしたい。

尚、具体的な課題内容については学生の予習時間に配慮し、電子シラバスシステムを通じて予め告知する。

3. テキスト

- ・日本弁護士連合会弁護士倫理委員会 編著『解説弁護士職務基本規程 第2版』

4. 参考図書

- ・塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任〔上〕〔下〕』（現代人文社）
- ・森際康友編『法曹の倫理』（名古屋大学出版会）
- ・高中正彦著『法曹倫理講義』（民事法研究会）
- ・小島武司・田中成明・伊藤眞・加藤新太郎編『法曹倫理』（有斐閣）
- ・加藤新太郎著『コモンベシック弁護士倫理』（有斐閣）
- ・飯島澄雄＝飯島純子著『弁護士倫理 - 642の懲戒事例から学ぶ10ヶ条』（レクシスネクシス・ジャパン）
- ・司法研究所『民事弁護の手引き』『刑事弁護実務』

5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(期末)60%、平常点 40%とする。

平常点の評価基準は、①報告要旨、②授業中の報告及び発言内容であり、学生の欠席についてはその理由を考慮し、必要があれば補習課題を与える等の措置を講じた上で、②授業中の報告及び発言内容に対する評価から減点する。

6. 備 考

報告・討論方式を重視して実施する。

1. 授業の目標

民事紛争の公権的解決手続である民事裁判について、訴訟提起の依頼を受けた時点から判決に至るまでの一連の流れを、実際に模擬裁判などで体験しながら実習する。

扱う事件は、実際の裁判例などをモデルにしたものであり、実体法と訴訟法の双方の学修を振り返りながら立体的に裁判の流れを体験する。

2. 授業の内容

① 講義の進行と扱う事件などについての説明

講義全体の目標と流れを説明し、検討の対象となる事件を説明し、何が問題となるのかを議論させながら、実体法の学修の再確認をする。

② 依頼人との面談および事件の法的構成

依頼人から訴訟提起の依頼を受けたものとして、聞き取りの結果などから、紛争を法的に構成する。複数の可能性を検討しながら、事件の解決にとって最適な構成を考えさせ、さらに探すべき事実は何かを検討させる。

③ 訴状の作成の準備

要件事実を確認し、判例・学説などを調査・検討する作業を続け、訴状作成に至る準備を行わせる。

④ 訴状の作成

以上の準備の元に、訴状（＝請求の趣旨及び原因）を要件事実を念頭に置いて記載させる。即日に起案させ、次週までに添削を行って返却する。全員にノートパソコンを貸与するので、提出は電子メールで行い、添削及び返却も電子メールで行う予定である。

⑤ 訴状の添削と要件事実の再確認

提出された訴状についての講評および問題点の指摘を行い、あらためて要件事実などを再学修する。

⑥ 答弁書の作成と添削

被告側の代理人となったものとして、訴状に対する答弁書を作成する。即日、起案させ、添削のうえ返却する。

⑦ 立証計画

争点を確認し、どのように立証していくか、立証計画を検討する。民事訴訟法の証拠についての細則も確認し、実務上の問題点を確認しておく。

⑧ 証人尋問の実習（1）

模擬法廷を利用し、原告側の証人尋問の実習を行う。

⑨ 証人尋問の実習（2）

前回（⑧）の証人尋問をビデオに録画しておき、適時、コメントしながら問題点を指摘し、証人尋問の方法についての理解を深める。

⑩ 証人尋問の実習（3）

被告側の証人尋問の実習を行う。

⑪ 口頭弁論（ディベート）の準備

受講生を二つのグループ（原告側と被告側）に分け、原告グループには、自分の法的主張を口頭で主張し、相手方や裁判官を説得するための弁論の準備を行わせる。法的構成と要件事実、必要な証拠方法を再確認させ、最終弁論を構成することになる。

被告グループにも同様に、自分たちの最終弁論の準備を行わせる。

⑫ 口頭弁論（１）

原告側・被告側に弁論を行わせる。教官が裁判官役となるが，受講生の中からも陪席裁判官を担当し，裁判の進行を体験する。

⑬ 口頭弁論（２）

弁論の方法についての理解を深める。

⑭ 判決の作成（１）

双方の弁論と証拠に基づいて判決の起案を行う。判決文の構造を説明し，即日，起案させ，添削のうえ，返却する。

⑮ 判決の作成（２）

提出された判決文についての講評および問題点の指摘を行い，必要な点の補充を行う。

３．テキスト

必要な教材は，あらかじめ配布する。

４．参考図書

必要に応じて，その都度，指示する。

５．成績評価方法

訴状，答弁書，準備書面，判決起案等の平常点によって評価する。
定期試験は行わない。

６．備 考

法科大学院での学修を実際に試す実習であり，他の講義にも増して自主的な学習が必要となる。試験は実施せず，提出された訴状・答弁書，実際の弁論の他，平常点を中心にして成績をつける。

1. 授業の目標

本演習は、司法・行政の諸手続において必要とされる「申請書・契約書・会議議事録・図面等」の法的手続に係る文書を横断的に修得することにより、各手続の関連を理解し、実務における要点把握能力・交渉能力・文書作成能力・助言能力の向上を図るものである。

演習は、「事実」に基づき存在することが想定される文書の種類や効果を予測し、当事者間の対立が予想される場面においては、攻撃及び防御の手段についても検討を加える。また、学生が与えられた事実を基本にして最善と考えられる契約書を作成し、その契約書を素材として契約書上の問題点について学生相互が議論の上落とし穴を発見することで、契約文書の要点を理解し、予防司法の観点からの契約書の重要性を学ぶ。

2. 授業の内容

①司法文書概論 1

本演習が目的とする司法文書の役割と全体像を理解し、手続の関連について修得する。また、電子取引における司法文書の意義についても概要を学ぶ。

②司法文書概論 2

公正証書の役割と活用例・内容証明郵便の活用例と文例を中心に、具体的な適用場面について学ぶ。

③契約文書 1（売買を中心として）

売買契約に基づく契約書を、動産・不動産・債権等対象物による違いを理解しながら、契約上の問題点、法的効果の発生時期等民法・商法・その他特別法との関連において総合的な理解を深める講義とする。

④契約文書 2（賃貸借・委任を中心として）

賃貸借契約・委任契約・請負契約等に基づく契約書を、動産・不動産等の賃貸借、委任契約全般、工事・運送等の請負等詳細に分類した上で、契約上の問題点、法的効果の発生時期等民法・商法・借地借家法・その他特別法との関連において総合的な理解を深める講義とする。

⑤契約文書 3（商取引を中心として）

企業取引は、売買・賃貸・請負等の第3講、第4講等でも講義する内容に関連する契約が多く存在するが、又一方で支払方法なども含めて特殊な契約も多い。商取引における特殊契約に着目し、企業法務部の関与する契約をイメージにおいた文書事務について講義を行う。

⑥契約文書 4（その他の文書）

第3講から第5講でカバーされなかった契約の中で、雇用契約・労働契約・派遣等の特殊分野の理解を深め、更に、社会で多用される、示談書・合意書・念書等という表題の文書の法的性質を理解し、訴訟又は訴訟外における評価、活用方法などを学ぶ。

⑦家事事件等における司法文書

家庭裁判所における人事訴訟手続、調停・審判手続での訴状・申立書等について検討する。

⑧議事録 1（法人の管理に関する決定について）

法人における意思決定を外部に証明することも議事録の重要な役割であり、法人の設立から消滅までの過程において多く作成される分野の議事録を基本として学ぶ。そして、議事録の役割と、会議に立ち会うこともあり得る法律家の姿勢についても修得する。

⑨議事録 2（商取引に関する決定について）

重要な財産の取得や処分における意思決定過程をどのように記録するか、実例を挙げて意思決定に必要な開示すべき情報についても的確に説明できる能力をつける。

⑩議事録 3（利益相反に関する決定について）

商法或いは有限会社法における「利益相反取引」の実例・裁判例を取り上げて、商法等の理解を深める。

⑪申請書 1（裁判手続）

訴状を除いた裁判手続で利用される司法文書を総合的に理解する。

⑫申請書 2（登記手続）

登記申請書を除いた登記手続で利用される文書を総合的に理解する。

⑬書証

訴訟における証拠方法としての書証の作成過程に着目し、権利変動や意思表示に関する書証をどのような視点で評価することが攻撃として、或いは防御において適切かを学ぶ。

⑭電子文書 1

紙に表されていない司法に関する電子文書の作成を契約書・議事録等総合的に理解し、その作成方法などについて学ぶ。

⑮電子文書 2

前講に続き、電子文書の作成について学び、法律上の問題点と手続上（訴訟上）の問題点について学ぶ。

3. テキスト

演習の範囲が多岐に渡り、他の演習のテキスト等も多く参考となるため、基本テキストは選定せず、複数の参考図書を推薦する。また、適宜講師作成による教材を事前に配布して行う。

4. 参考図書

契約書・議事録については、多くの文例集が刊行されており、これらを利用すると共に、インターネット等を利用したモデル契約書の入手や市販契約書の利用も考慮する。

5. 成績評価方法

定期試験：40％，レポート：40％，質疑討論点：20％

6. 備考

特になし。

1. 授業の目標

所得税法と法人税法の判例を検討する。これらを通じて、租税法についての基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導くことができる基礎能力を涵養する。

2. 授業の内容

この授業では、テキストに取り上げられている判例をできるだけ多く検討したい。

主な項目は

- ①租税法律主義
- ②租税公平主義
- ③租税法の解釈から各判例
- ④所得税法の項目に取り上げられている判例を中心に検討する
- ⑤法人税に掲載されている判例のうち重要なものを中心に上げる

租税判例をできるだけ多く検討し、税法的発想になれ、租税法の具体的設問などに幅広く対応できる能力を養いたい。

3. テキスト

- ・中里実, 増井良啓編『租税法判例六法』有斐閣
- ・水野忠恒他編『租税判例百選 (第5版)』有斐閣
- ・金子宏他編『ケースブック租税法 (第4版)』弘文堂

4. 参考図書

- ・金子 宏『租税法 (第18版)』(弘文堂)
- ・三木義一編著『よくわかる税法入門 (第7版)』(有斐閣)
- ・佐藤 英明『スタンダード所得税法 (補正2版)』(弘文堂)

5. 成績評価方法

定期試験 (60%), 平常点 (40%)。

平常点については、①小テスト、②授業中の報告および発言内容によって採点する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

テキストの十分な予習を要する。

1. 授業の目標

- (1) 労使関係法領域に関する法知識を正確に理解する。
- (2) 同領域の主要論点における裁判例および学説状況を把握する。
- (3) 団体交渉プロセスにおける団交態様や労働委員会手続過程における審問をイメージしながら、法律専門職に欠かせない顧客・事件当事者への交渉・説得術の獲得を目指す。

指定テキストの ix 頁の記載を以下引用します。これらもちろん授業の目標になります。

- 1 当該事件においていかなる請求がなされたか（訴訟物は何か）、また、その請求の当否を判断するにあたり問題となった争点は何かを把握する。
- 2 当該争点につき、裁判所がいかなる法的ルール（法的三段論法における大前提）を用いたか、いかなる要件（要件該当性を判断する際の考慮要素を含む）・効果が設定されているかを把握する（それが明示されていない場合は、前提とされる法的ルールを推測する）。
- 3 当該事件において、法的ルールがどのように適用されたか、とりわけ、そのルールが示した各要件に該当する事実や考慮すべき要素の認定・判断がどのようになされたかを把握する。（以上の 1 から 3 はいわば内在的検討であり、当該判例が何をいわんとしたかを追跡・把握する作業である）
- 4 当該事件において示された法的ルールの内容が適切なものか、そのルールを導いた理由づけが適切なものか、そのルールによる具体的判断が適切なものかを批判的に検討する。
- 5 当該事件において示された法的ルールの射程距離はいかなるものか、事実関係が異なった場合にはどのような判断がなされるかを検討する。

2. 授業の内容

以下各テーマについて、指定テキスト『ケースブック労働法〔第 8 版〕』の課題を手掛かりに、対話形式を取り入れた講義を展開します。毎回指定範囲の設定課題を事前に予習して下さい。
指定範囲は、web シラバスに詳細に提示します。

- ① 労使関係法の基本構造
- ② 団体交渉 (1) 交渉議題・交渉態様
- ③ 団体交渉 (2) 労組法の労働者性、そして使用者性
- ④ 労働協約 (1) 成立要件
- ⑤ 労働協約 (2) 法的効力
- ⑥ 争議行為 (1) 労働組合側の行為
- ⑦ 争議行為 (2) 使用者側の対抗行為
- ⑧ 不当労働行為 (1) 不利益取扱い
- ⑨ 不当労働行為 (2) 救済命令と労働委員会の裁量
- ⑩ 不当労働行為 (3) 支配介入
- ⑪ 組合活動 (1) 平時
- ⑫ 組合活動 (2) 争議行為とのはざま
- ⑬ 労働組合の内部問題、外部対立問題
- ⑭ 総合問題 (1)
- ⑮ 総合問題 (2)

なお、すべての講義後にレポート課題（＝後掲「事後課題」）を提示します。
講義内容はこれら「事後課題」に取り組むための法情報を提供する構成になります。

3. テキスト

- ① 菅野監修、土田＝山川＝大内ほか編著『ケースブック労働法 [第 8 版]』(弘文堂、2014 年 3 月末刊行予定)
- ② 別冊ジュリスト『労働判例百選 [第 8 版]』(有斐閣、2009 年)
最新版のリリース情報にご注意を

4. 参考図書

- ① 西谷敏『労働組合法 [第 3 版]』(有斐閣、2012 年)
- ② 菅野和夫『労働法[第 10 版]』(弘文堂、2012 年)
- ③ 荒木尚志『労働法』(有斐閣、2009 年)
- ④ 大内伸哉『最新重要判例 200 労働法 [第 2 版]』(弘文堂、2012 年)

5. 成績評価方法

①評価方針

「期末試験」(60 点) + 「平常点 (レポート、授業中の報告および発言内容)」(40 点) をそれぞれ採点し評価する。

②期末試験

事例問題 (小問 2 つ)、司法試験六法のみ参照可

- 1) 簡素化された事例を基に、小問で提示された問いに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか、
 - 2) 条文や裁判例などの正確な把握・分析を前提に、考察がされているか、
 - 3) 論述にあたって、整序された形で、スムーズな論理が展開されているか、
- といった 1) - 3) が大まかな採点評価指針です。

③レポート (=事後課題)

期末試験と類似する事例問題です。答案作成の練習に役立てましょう。簡単な添削を添えて返却しています。

④授業中の報告および発言内容

平素の授業におけるプロセスも評価の対象です。積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価します。たとえば、授業の場での発言頻度、前掲事後課題や授業中の問いかけに対する回答内容、他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討、議論を総括する形での整理です。事後課題の論点に関する積極的な調査研究とその成果提示、といったものを含みます。判例評釈等の作成にチャレンジする先輩方をお手本にしてみてください。

1. 授業の目標

国際法とは、国際社会における主として国家間の関係を規律する法規範の総体である。伝統的国際法と現代国際法とを比較しながら国際法の基本問題について講義する。

本講義では、国際社会における国際法の構造と機能を理解し、実務上必要とされる問題解決のために必要な専門的法知識を修得するとともに、それらの知識を具体的な紛争に適用して妥当な法的結論を導き出すための法的思考能力及び法的分析能力を涵養することを目標とする。

2. 授業の内容

- 第1回 国際法の基本原理
- 第2回 法源
- 第3回 条約法
- 第4回 国家・国家機関
- 第5回 国家管轄権
- 第6回 国際組織法
- 第7回 国家責任法
- 第8回 国家領域
- 第9回 海洋法
- 第10回 国際化地域・空域・宇宙
- 第11回 個人の管轄・人権
- 第12回 国際経済法
- 第13回 紛争の平和的解決
- 第14回 国際安全保障
- 第15回 武力紛争法

3. テキスト

- * 小寺彰・岩沢雄司・森田章夫『講義国際法（第2版）』有斐閣，2010年
- * 田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集（最新版）』東信堂
- * 小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選（第2版）』有斐閣，2011年

4. 参考図書

- * 田畑茂二郎『国際法新講 上』東信堂，1990年
- * 同『国際法新講 下』東信堂，1991年
- * 山本草二『国際法（新版）』有斐閣，1994年
- * 杉原高嶺『国際法学講義（第2版）』有斐閣，2013年
- * 浅田正彦編著『国際法（第2版）』東信堂，2013年
- * 松井芳郎編集代表『判例国際法（第2版）』東信堂，2006年

5. 成績評価方法

期末試験（60点）、平常点（40点）の総合評価とする。平常点については、レポート、授業中の報告及び発言内容によって採点する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

予習した上で授業に臨むとともに、授業後に復習することが必要である。

1. 授業の目標

国際私法は、国際契約や国際結婚などの渉外的私法関係の法的規律において、準拠法の選択という非常に重要な役割をになう法である。本講義は、市民生活で生じる渉外的私法関係に関する法律問題に的確に対応できるよう、かかる国際私法の基本理論の習得を目指すものである。

2. 授業の内容

(1) 渉外的私法関係の法的規律

地球的規模でみると、基本的に、民法、商法などの私法は相互に内容を異にする国家法として地域的に並存している状況にある。ここではかかる基本状況を知り、そのような状況下、複数の国と関連する渉外的私法関係について法的規律を行うには、どのような問題があるのかを整理、理解する。統一法による規律と国際私法による規律の相違も学ぶ。

(2) 国際私法の性質、構造

国際私法とは、渉外的私法関係に適用すべき法律(いわゆる準拠法)を選択、指定する法であり、民法や商法などの権利義務関係を直接規律する、いわゆる実質法とは異なった性質をもち、また、準拠法を選択、指定する独自の構造を有している。ここでは、こうした国際私法に特有の性質と独自の構造を概括的に理解する。

(3) 国際私法の沿革、国際私法の法源

世界的規模で国際私法理論の歴史を概観し、これまでの国際私法学の進展を理解する。引き続き、わが国の国際私法の法源(その主要成文法源は法の適用に関する通則法〔以下、通則法と略〕である)も概観する。

(4) 総論 1

法律関係の性質決定：国際私法規定はそれぞれ、規定の適用対象となる単位法律関係を示す概念を含んでいる。そして、現実の事案で、問題の生活関係に国際私法規定を適用すべき場合、まず、その生活関係がどの国際私法規定の法律概念に該当するかが決められなければならない。これは国際私法規定に含まれている単位法律関係を示す概念はどのような内容をもつかを決定する問題である。ここでは、かかる法律関係の性質決定の問題を学ぶ。

(5) 総論 2

連結点の確定：準拠法決定のための媒介として選ばれた単位法律関係の構成要素を連結点というが、これの確定に関する諸問題を学ぶ。連結点とは何か、から学び、連結点の定め方、すなわち連結政策、連結点の主張と立証、連結点不明の場合の処理他を学ぶ。

(6) 総論 3

反致：関係国国際私法の法選択に消極的牴触が生じている場合、法廷地国際私法が他国の国際私法をも考慮して準拠法の決定を行うことがある。今回は、この反致主義に関して、その理論的根拠及び実際の根拠を学び、またその意義を検討する。

(7) 総論 4

不統一法国家法の指定、未承認国家法の指定：まず、一国内に複数の私法が並び行われている国、すなわち不統一法国家の法が準拠法として指定される場合の諸問題を学ぶ。続いて、国際私法により準拠法として指定される法は法廷地国によって承認された国家ないし政府の法でなければならないかの問題、すなわち未承認国家法の指定に関する諸問題を学ぶ。

(8) 総論 5

外国法の適用排除：外国法が準拠法として指定されたが、それを適用するとどうしても日本の私法的社会秩序が破壊される場合がある。このような場合になされる当該外国法の適用排除，すなわち国際私法上の公序に関する諸問題を学ぶ。

(9) 総論 6

まとめと残された問題：これまで国際私法の総論に関する基本問題を学んできたが，ここでは，これまで学んできた総論問題の体系的整理を行い，その理解を深めると共に，残された国際私法総論の諸問題を整理する。

(10) 各論（財産法分野 1）

自然人と法人：ここではまず，取引主体のうち，自然人について，権利能力の準拠法に関する問題，行為能力の準拠法に関する問題等を学ぶ。続いて，法人に関する諸問題を学ぶ。とくに法人に関する諸問題のうち，法人に関する抵触法上の問題，すなわち法人属人法の決定基準，法人属人法の適用範囲に関する問題を学ぶ。

(11) 各論（財産法分野 2）

契約：通則法は契約準拠法の決定に関して，まず当事者自治の原則を認める。ここでは，かかる原則を中心に学ぶ。

(12) 各論（財産法分野 3）

法定債権：ここでは，法定債権のうち特に不法行為について，その準拠法の決定に関する諸問題を学ぶ。

(13) 各論（家族法分野 1）

婚姻：婚姻の実質的成立要件，形式的成立要件の準拠法に関する諸問題を学ぶ。特に，通則法における配分的適用の問題，選択的連結と日本人条項の問題等を検討し，ついで，婚姻の効力の準拠法に関する諸問題を段階的連結を中心に学ぶ。

(14) 各論（家族法分野 2）

離婚：離婚の準拠法の決定と適用に関する諸問題を学ぶ。

(15) 各論（財産法・家族法分野）

残された問題：これまで国際私法の各論に関するいくつかの基本問題を学んできたが，ここでは，残された国際私法各論の諸問題を概観する。

3. テキスト

テキスト等に関しては授業開始までに指示する

4. 参考図書

適宜，紹介する。

5. 成績評価方法

定期試験（60％），小テスト（20 点），質疑応答点（20 点）の総合評価とする。
質疑応答点は，授業中の質疑応答等を中心として評価する。体系的理解の上に立った整理，応答をしているか，問題点の理論的，政策的な分析，主張ができているか等を判断，評価する。
欠席については，その理由を考慮し，必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ，平常点の評価から減点する。

6. 備 考

国際私法は，民法や商法などのいわゆる実質法とは全く異なった構造をもつ法であるがゆえに，積極的予習姿勢で講義に臨むことが肝要である。さらに，講義中に尋ねられた質問に対しても相応の対応ができるだけの準備も必要である。

1. 授業の目標

経済法の一部である独占禁止法について、その実務上の問題となる点を中心として講義し、学生が独禁法の体系的理解を得ることを目的とする。

①独禁法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をする。②独禁法全体の見通しを獲得することと、経済法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

2. 授業の内容

01 経済法の概念と独占禁止法

02 「事業者・事業者団体」「一定の取引分野」

03 「競争の実質的制限と公正競争阻害性」「純粹構造規制（第8条の4、第2条7項）」

04 私的独占（第3条、第2条5項） 市場支配力を形成、維持、強化する人為的行為としての「排除行為」と「支配行為」の行為形態の差異

05 一般集中規制

事業支配力の集中規制（第9条）および金融機関の株式保有規制（第11条）

06 市場集中規制（第10、13、14、15、15の2、16条）

「競争を実質的に制限することになる場合」

07 不当な取引制限（第3条、第2条6項）

「相互に事業活動を拘束する」

08 事業者団体の規制

事業者団体の行為には、「公共の利益に反して」という要件はなく、団体の行為であるから「相互性」の必要もなく、また競争の実質的制限に至らない行為も対象とされる。

09 課徴金（第7条の2①、②、第8条の3、第20条の2、第20条の3、4、5、6）

課徴金の意味と機能、減免制度

10 不公正な取引方法 その1 課徴金の対象となる不公正な取引方法

「共同の取引拒絶」、「差別的対価」、「不当廉売」、「再販売価格の拘束」、「優越的地位の濫用」（第2条9項1～5号）

11 不公正な取引方法 その2 課徴金の対象とならない不公正な取引方法

「差別的取扱」、「不当対価」、「取引の不当誘因・強制」、「不当拘束付取引」、「取引上の地位の不当利用」、「競争会社への不当妨害」（第2条9項⑥）

12 適用除外

「知的財産権（21条）」「協同組合（22条）」「再販売価格維持行為（23条）」

13 独禁法の国際取引への適用（第6条）

14 公正取引委員会の組織と権限（第27条以下）、「独禁法と行政指導」

15 独禁法の執行

「排除措置（第7条、8条の2、20条）」「刑事罰（89条～100条）」「差し止め請求」（第24条）、「損害賠償（25条）」

3. テキスト

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説（第4版）』（有斐閣、2010年）

4. 参考図書

別冊ジュリスト『経済法判例・審決百選』（有斐閣、2010年）

5. 成績評価方法

筆記試験（70点）、平常点（30点）の総合評価。平常点は、予習・復習が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の、授業への参加度を、評価対象とする。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

1. 授業の目標

高齢化社会の進展と出生率の低下の中で、社会保障制度改革と称して、介護保険法の施行や健康保険法、児童福祉法、生活保護法等の改正など社会保障諸法の頻繁な改正がなされ、社会保障法は急速な再編変容の過程にある。特に、生活保護や社会福祉の分野では、現場ではさまざまな紛争が生じ、訴訟にもちこまれる事例も増えている。

本授業では、社会保障法の体系の基礎的な概説からはじめて、社会保障各法の基礎構造を明らかにし、社会保障の現場で生じている紛争事例や裁判例の分析を行い、社会保障の法的問題や課題を浮かび上がらせるとともに、社会保障法への関心を高め、この領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目的とする。

2. 授業の内容

① 社会保障法とは何かーその目的と歴史的背景

社会保障とは何かという観点から、社会保障法の意義と目的を説明し、社会保障に関する立法が形成されてきた歴史的背景を救貧法から公的扶助への転換、社会保険と公的扶助との交錯現象による社会保障制度の確立といった流れの中で理解させる。

② 社会保障の法体系と特質

日本の社会保障の法体系を概説し、中心となる社会保険法の特徴と意義、さらに保険原理と扶助原則、応能負担と応益負担といった社会保障の原則をめぐる論議を鳥瞰し、社会保障法の特質と現状への基本的視点を醸成する。

③ 社会保障の権利と法理念

社会保障法の基本理念が憲法 25 条に基づくものであることを踏まえ、25 条の生存権の法的性格、社会保障の権利の特質と内容（受給権、手続的権利等）について考察する。

④ 年金制度（その 1）

年金制度の体系と種類（基礎年金と 2 階建て部分としての厚生年金・共済年金等）、被保険者、給付の種類（老齢給付、障害給付、遺族給付）、財源等について概説し、年金制度の基礎構造を理解させる。

⑤ 年金制度（その 2）

年金制度をめぐる裁判例を取り上げ、年金給付と年金受給権の特質を考察するとともに、年金制度の現状を特に国民（基礎）年金の空洞化問題を中心に概説し、国民年金の税方式への転換の可能性も含めた年金制度の法政策的課題を明らかにする。

⑥ 医療保障（その 1）

医療制度の体系と種類（健康保険、国民健康保険等の医療保険と老人保健制度）、保険者・被保険者、給付の種類（療養の給付、療養費等）、財源と保険診療の仕組みについて概説し、医療制度の基本構造を理解させる。

⑦ 医療保障（その 2）

保険医療機関の指定、国民健康保険料（税）負担など医療保険に関する裁判例を取り上げ、医療給付と受給権の特質を健康権の観点から考察する。同時に、現在の医療制度改革の動向を概観し、医療制度の法政策的課題を明らかにする。

⑧ 介護保険（その 1）

介護保険の保険者・被保険者、保険料負担、要介護認定とケアマネジメント、給付の種類、財源等について概説し、介護保険法の基本構造を理解させる。

⑨介護保険（その２）

介護保険料をめぐる行政訴訟、介護事故に関する裁判例を取り上げ、介護保険料負担の問題、要介護認定とケアマネジメントの問題、サービス事業者と市町村（保険者）の責任など介護保険の法政策的課題を明らかにする。

⑩社会福祉サービス

児童福祉法に基づく保育制度、障害者福祉分野での支援費制度について概説し、契約による福祉サービスの提供にともなう法的問題と法政策的課題について考察する。

⑪社会手当

社会手当の特徴、種類（児童手当、児童扶養手当等）について説明し、児童扶養手当をめぐる裁判例を取り上げ、近年の児童扶養手当削減の動向とあわせて、社会手当の法政策的課題を探る。

⑫公的扶助（その１）

公的扶助（生活保護）の意義と基本原則、生活保護基準、保護の種類（生活扶助、医療扶助等）、受給手続について概説し、生活保護法の基本構造を理解させる。

⑬公的扶助（その２）

生活保護をめぐる裁判例と判例の動向を生活保護受給権と手続的保障の観点から考察し、生活保護法の現状と今後の課題を探る。

⑭労働保険

労働保険は労災保険と雇用保険からなるが、それぞれの概要を適用対象、給付の種類にわたって説明し、過労死や失業の増大といった状況下での労災保険、雇用保険の法的課題を明らかにする。

⑮社会保障法の課題と展望

社会保障法の理論的、制度的課題を「財源問題と社会保障」「女性と社会保障」「国際化と社会保障」という観点から探り、受講生との議論を踏まえつつ、社会保障制度改革のあるべき方向を展望する。

3. テキスト

特になし。講義・資料レジュメにより授業を進めて行き、適宜レポート等の提出を求める。

4. 参考図書

加藤 智章ほか『社会保障法(第5版)』（有斐閣）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣）

西村健一郎ほか編『社会保障判例百選（第6版）』（有斐閣）

5. 成績評価方法

平常点50点、期末試験50点で評価する。

6. 備 考

1. 授業の目標

インターネットの法律問題の現状と課題について下記の区分に即して体系的に学習する。

2. 授業の内容

① インターネットの現状と問題：インターネットの歴史と現状を概観し、そこで生じる社会問題・法律問題の基本的な特徴を検討する。

②－④ インターネットと個人：インターネット上の名誉棄損やプライバシー侵害などの表現行為に関する法律問題，プロバイダの責任，個人情報保護に関する法律問題を取り上げる。

⑤－⑦ インターネットと社会：違法情報や有害情報，不正アクセスやいわゆるハイテク犯罪，さらにこれらに関連する犯罪捜査をめぐる問題を取り上げる。

⑧－⑩ インターネットと財産：インターネットにおける電子コンテンツをめぐる著作権や特許権など知的財産権に関する問題を扱う。

⑪－⑬ インターネットと市場：電子商取引をめぐる基本的な法律問題，消費者保護やセキュリティに関する問題，国際商取引に関わる問題を扱う。

⑭－⑮ 電子政府や電子民主主義をめぐる問題を取り上げる。

なお、以上は一応の予定であり、多少の変更はありうる。

3. テキスト

とくに指定しない。

4. 参考図書

高橋和之・松井茂記『インターネットと法』第4版
その他、適宜授業の中で指示する。

5. 成績評価方法

平常点 50%，レポート 50%で評価する。欠席については、平常点から減点する。

6. 備 考

1. 授業の目標

法医学は、「医学および自然科学を基礎として法律上の医学的問題を研究し、これに解決を与え、法律の公正な適用や社会福祉の増進を図ることを目的とする学問である」と定義されている。すなわち、法律の適用に際して医学的な判断が必要な場合に法曹界に開かれた医学の窓が法医学であるとも言い換えられる。したがって、将来法曹界に進もうとする学生諸君にとって必要最小限の法医学的知識を習得することは重要かつ不可欠である。本講義は、司法関係者が直面する医学的諸問題を正確に把握できるようになるために、法医学の基礎的知識を理解し、さらに実際の事例に応用できる能力を身につけることを目標とする。

2. 授業の内容

以下の①～⑥は小片 守、⑦～⑪は林 敬人、⑫～⑮は吾郷一利の各教員が担当する。
なお、授業の順序は都合により変更することがある。

①法医学総論，タナトロジー（死生学）

法医学の定義について理解する。さらに「タナトロジー（死生学）」，すなわち生から死に至る過程を学び，脳死の概念，臓器移植との関係，安楽死・尊厳死など死にまつわる諸問題について検討し，現状と課題を理解する。

②医療と法

医療行為の法的根拠となる医師法，歯科医師法，医療法について理解する。併せて，わが国における死体の取り扱いについて理解し，系統・病理・法医学解剖の別，各々の解剖を行う法的根拠についても学習する。

③医療行為，医療事故

医師のする行為が医療行為として認められる条件を理解する。さらに，個々の事例を提示し，議論することによって，医療事故が医療過誤であるか否かの法的判断について理解を深める。

④中毒 1（中毒概論）

近年，薬毒物中毒による殺人など中毒に関する社会問題が多発している。この時間は，中毒の一般的知識を理解し，数千以上あるといわれる薬毒物のうち，頻度の高い中毒について分析方法や得られた結果の判定法について学習する。

⑤中毒 2（乱用薬物，アルコール）

中毒に関する社会問題には，覚せい剤などの乱用薬物の流行，アルコール依存症の増加も挙げられる。この時間は，乱用薬物とその現状，法的規制とその問題点，アルコールに関する法的問題点について学習する。

⑥虐待（児童・配偶者・高齢者に対する虐待）

この時間は，児童虐待防止法，いわゆる DV 防止法，高齢者虐待防止法，障害者虐待防止法の概要と問題点を理解する。併せて，虐待の早期発見のために，事例を通して虐待を示唆する所見について学ぶ。

⑦損傷 1（生体反応，損傷と死因）

損傷が生前形成されたか死後形成されたかの鑑別，さらに生前形成されたものであってもその損傷が人体に重度の障害を与えたのか否かについての判定が公判の場においてしばしば問題となる。この時間は，損傷の生前・死後の別，損傷と死因との関係についての基礎的知識を学ぶ。

⑧損傷 2（機械的損傷）

損傷を形成した凶器の形状も実際の裁判においてしばしば問題となる。この時間は、鋭器による損傷（切創，刺創，割創），鈍器による損傷（表皮剥脱，皮下出血，挫創，裂創），銃器による損傷について各々の特徴とその鑑別点について学習する。

⑨損傷 3（交通事故に基づく損傷）

近年，交通事故の刑事責任，賠償問題が社会的にも問題になっている。交通事故に基づく損傷は，他の損傷と異なる特徴をいくつか有している。この時間は，交通事故損傷の特徴を理解し，さらに実際の轢き逃げ事例における車両特定，複数車両轢過における死因特定について学ぶ。

⑩高温障害，低温障害

火災に伴う焼死と殺人の隠蔽行為としての死後焼却を鑑別することは法医学において極めて重要な問題である。一方，近年，凍傷や凍死が放置された児童あるいは高齢者の死因となる例が増加しているといわれている。この時間は，高温障害，低温障害のうち，特に高度焼損死体における生前・死後の鑑別点と，凍死における死体所見を中心として理解を深める。

⑪窒息

窒息死か否かについて実際の裁判においてしばしば論点となっている。この時間は，窒息のメカニズム，各種窒息（縊死，絞死，扼死）の定義，溺死体と水中死体の違いについてその概要を理解する。

⑫DNA 多型

DNA 多型検査は今日では犯罪捜査のためには不可欠ものとなった。血液型検査から DNA 多型検査への変遷の歴史について学習し，現在運用されている犯罪捜査のための DNA データベースシステムについての理解を深める。DNA 多型の基礎理論，検査法の詳細を学び，DNA 多型検査の限界を知る。

⑬血液型

法医学的検査においてはその役割が DNA 多型にとってかわられたが，臨床医学とりわけ輸血医療においては重要である。輸血事故もときに発生することから，血液型の基礎理論，検査法の詳細を学び，輸血事故の背景について理解を深める。

⑭親子鑑定

親子鑑定もまた今日では血液型検査に代わり DNA 多型検査が主流になっている。DNA 多型検査による親子鑑定の優れているところや利用する上で注意しなければならない点，また，血液型検査が必要となる場合についても学ぶ。親子鑑定の基礎理論を理解することにより，鑑定結果の正しい解釈が行えるようになる。

⑮個人識別，物体検査

犯罪捜査において身元の特定は重要な事項である。個人識別（身元確認）の基礎理論について学ぶ。白骨死体の性別判定，年齢推定，身長推定などについての手法を理解する。物体検査は犯罪現場など残された人体由来の物体についての検査で，証拠材料の検査ともいわれる。血液，精液，唾液などの付着した斑痕がその対象になることが多いことから，これらについての検査法についての理解を深める。

3. テキスト

必要に応じて資料を配付する。

興味がある方には，法医学分野を概観するための一般書を以下に推薦する。

＊ 寺沢浩一著「日常生活の法医学」（岩波新書）

＊ 高木徹也著「なぜ人は砂漠で溺死するのか？」（メディアファクトリー新書）

4. 参考図書

- * 田中宣幸ら著「学生のための法医学 改訂6版」(南山堂)
- * 佐藤喜宣編著「臨床法医学テキスト」(中外医学社)
- * 飯田英男・山口一誠著「刑事医療過誤」(判例タイムズ社)
- * 飯田英男著「刑事医療過誤2」(判例タイムズ社)

5. 成績評価方法

全講義終了後に定期試験(教科書・資料等持ち込み可, 手書き)を行う。成績評価は授業における発言(授業への参加度)30%, 小テストの成績15%, 定期試験の成績55%の割合で評価した総合評価によって行う。

6. 備 考

事前に資料を配付するので, 前もって熟読すること。また, 適宜スライド等を用いた小テストを行うので, 講義内容の理解とともに講義中に呈示したスライドの内容をその時間内に理解するように努めること。

1. 授業の目標

テキストの裁判例を手掛かりに個別的労働法と集団的労働法のそれぞれの発展的問題、双方にまたがる横断的問題を取り上げ、実務に長じた教員を交えて検討する。これら問題について、裁判例の法的判断を事実関係に則して分析することで、具体的判断の中から法的ルールを抽出したり、当該結論やルールを導くうえで重要な事実を発見する能力技術を獲得する。このことは労働法の体系的理解そのものであり、労働法律領域に関する実務的かつ理論的な法律技法そのものであるともいえる。

2. 授業の内容

後掲『ケースブック労働法』を使用して、掲載各トピックと各裁判例を検討する演習授業である。

- ① 労働関係の成否
- ② 就業規則の効力
- ③ 就業規則と労働協約の不利益変更
- ④ 解雇権濫用と解雇の救済方法
- ⑤ 有期契約の更新拒絶と更新期待権
- ⑥ 賃金請求権
- ⑦ 配転・出向・転籍
- ⑧ 変形労働時間制、事業場外労働の労働時間
- ⑨ 解雇の猶予となる休職
- ⑩ 企業秩序違反と懲戒権
- ⑪ チェックオフとユニオンショップ
- ⑫ 労働契約の個別変更申し出と労働条件変更に関する団体交渉ルール
- ⑬ 労働者への契約上の不利益取扱いと労働組合への支配介入
- ⑭ 現代的課題（1）派遣労働者の法律関係
- ⑮ 現代的課題（2）会社解散と労働関係

web シラバスにて、予習復習範囲が指示されます。また、テキストには参照すべき文献資料等の記載があります。予習復習に活用して下さい。

なお、すべてのトピックに関して web シラバスを通じてレポート課題（＝後掲「事後課題」）を提示します。全 15 回の演習内容はこれら「事後課題」に取り組むための法情報を提供する構成にもなっております。

3. テキスト

菅野監修，土田＝山川＝大内ほか編著『ケースブック労働法 [第 8 版]』（弘文堂，2014 年 3 月末刊行予定）

4. 参考図書

- ① 別冊ジュリスト『労働判例百選 [第 8 版]』（有斐閣，2009 年）
- ② 大内伸哉『最新重要判例 200 労働法 [第 2 版]』（弘文堂、2012 年）
- ③ 山口＝三代川＝難波『労働事件審理ノート（第 3 版）』（判例タイムズ社，2011 年）

5. 成績評価方法

① 評価方針

「期末試験」(60 点) + 「平常点 (レポート, 授業中の報告および発言内容)」(40 点) をそれぞれ採点し評価します。

② 期末試験

事例問題 (小問 2 つ), 司法試験六法のみ参照可

- 1) 簡素化された事例を基に, 小問で提示された問いに対して, 論理的に整合し, 筋道立てた思考がなされているか,
 - 2) 条文や裁判例などの正確な把握・分析を前提に, 考察がされているか,
 - 3) 論述にあたって, 整序された形で, スムースな論理が展開されているか,
- といった 1) - 3) が大まかな採点評価指針です。

③ レポート (=事後課題)

期末試験と類似する事例問題です。答案作成の練習に役立てましょう。簡単な添削を添えて返却しています。

④ 授業中の報告および発言内容

平素の授業におけるプロセスも評価の対象です。積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価します。たとえば, 授業の場での発言頻度, 前掲事後課題や授業中の問いかけに対する回答内容, 他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討, 議論を総括する形での整理です。事後課題の論点に関する積極的な調査研究とその成果提示, といったものを含みます。過去の履修者には, 裁判例を素材にした判例評釈等を作成し、外部に公表する成果を作った者が多数います。

6. 参考情報

当科目は, 研究科長が指定する平成 26 年度科目等履修生向けの科目になります。学外の法律専門家とともに演習に取り組み, その知見を実務に架橋する法律理論として展開し、具体的実務までもイメージする訓練の場にしましょう。

法律学総合特別演習（外国語文献講読） 3年次／前期 2単位 専・演
米田憲市ほか

1. 授業の目標

この科目では、法科大学院を修了したのち博士後期課程に進学して法学的研究者となることを目指す者が、法学分野の学術研究に必要な外国語文献の読解力を修得するために開講するものである。法曹実務専攻における他の科目とは性質を異にするため、この目標に合致しない学生の履修は認められない。履修を希望する学生は、あらかじめ、担任の教員に申し出たうえで、その指示に従うこと。

2. 授業の内容

指導担当教員および授業内容については、受講者の具体的な専攻希望分野、進学を希望する大学院、現時点における外国語文献読解力に応じて決定する。

3. テキスト

同上。

4. 参考図書

同上。

5. 成績評価方法

課題の提出状況、達成状況による。

6. 備 考

科目の性質に鑑みて、3年次の学生のみを対象とする。

1. 授業の目標

この科目では、法科大学院を修了したのち博士後期課程に進学して法学的研究者となることを目指す者が、法学分野の学術研究に必要な学術論文の作成能力を修得するために、開講するものである。法曹実務専攻における他の科目とは性質を異にするため、この目標に合致しない学生の履修は認められない。履修を希望する学生は、あらかじめ、担任または教務委員に申し出たうえで、その指示に従うこと。

2. 授業の内容

指導担当教員および授業内容については、受講者の具体的な専攻希望分野、進学を希望する大学院、専攻を希望する分野の学修到達度に応じて決定する。

3. テキスト

同上。

4. 参考図書

同上。

5. 成績評価方法

毎回の課題の提出状況、執筆した論文の内容などによる。

6. 備 考

科目の性質に鑑みて、3年次の学生のみを対象とする。

3 年 後期

1. 授業の目標

これまで憲法および行政法を学んできたので、その2つの法領域にまたがる融合的な事例問題について検討する。設問を準備し、その討議を授業でおこなう形式でおこなう。3人の教員が小栗は主に憲法分野について、土居は主に行政法分野について、伊藤は主に2つを総合した分野について担当する。

2. 授業の内容

毎回、事前あるいは即日起案のさいにはその場で設問を提示するので、それに対する「回答」を作成してくること。授業では設問について教員が解説し、受講生と議論する。即日起案の場合には、受講者がその時間内に「回答」を完成させて、次回に添削した回答を元に、解説するという形式をとる。また確定してはいないが、以下のような問題を扱う予定にしている。方針としては、最近の最高裁判決を素材に、原告・被告の主張、裁判所の判断をどのような展開にするかを検討する。

憲法分野

- (1) 事例研究1・憲法訴訟（憲法21条）表現の自由と住居侵入罪の構成要件
- (2) 事例研究2・憲法訴訟（憲法13条）公共的施設における受動喫煙防止条例
- (3) 事例研究3・憲法訴訟（憲法25条）生活保護加算廃止と憲法25条
- (4) 事例研究4・憲法訴訟（憲法41条）地方議会議員解職請求代表者の資格制限を定めた委任立法の合憲性
- (5) 事例研究5・憲法訴訟（憲法21条）障害をもつ議員の発言の自由

行政法分野

- (6) 事例研究1・警察官ナイフ不領置事件
- (7) 事例研究2・行政財産の使用許可の取消しと損失補償
- (8) 事例研究3・点字ブロック不設置転落事故
- (9) 事例研究4・保育園入園拒否事件
- (10) 事例研究5・情報公開条例に基づく行政情報不開示事件

憲法・行政法を総合した分野

- (11) 公法（憲法・行政法）の争点の整理
- (12) 事例研究1（憲法1）－司法権と部分社会に関する問題
- (13) 事例研究2（憲法2）－路上生活者の選挙権をめぐる問題

(14) 事例研究3 (行政法1) - 通達の処分性をめぐる問題

(15) 事例研究4 (行政法2) - 保育所民営化と指定管理者をめぐる問題

3. テキスト

(憲法) 芦部信喜『憲法』 (岩波書店)

(行政法) 大貫裕之・土田伸也『行政法 事案解析の作法』 (日本評論社 2011年)

4. 参考図書

(憲法) 『憲法判例百選Ⅰ,Ⅱ [第5版]』 (有斐閣)

『重要判例百選』 (有斐閣)

『ケースメソッド公法』 (日本評論社)

『憲法事例演習教材』 (有斐閣)

『基礎から学ぶ憲法訴訟』 (法律文化社)

長谷部恭男ほか『ケースブック憲法』 (弘文堂), 高橋和之ほか『ケースブック憲法』 (有斐閣) には, 判決文が多く掲載されているので, 参考にするとよい。ただし, 高価なので, 必携ということはない。

(行政法) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ』 (有斐閣)

曾和俊文＝金子正史『事例研究行政法 [第2版]』 (日本評論社)

宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第6版]』 (有斐閣)

5. 成績評価方法

期末試験 (憲法分野・行政法分野ごとに設問を出し合計55点で採点する), 及び平常点 (3人の教員がそれぞれ15点ずつで評価) の総合評価をおこなう。

期末試験は, 論述式問題を出題する。①法的な概念, 判例の理解がどこまでできているか, ②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか, ③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点については, ①起案されたレポートの内容, ②授業中の報告および発言内容 (発言の頻度, 教師の質問に対して的確に答えることができたか, など) によって採点する。

学生の欠席については, その理由を考慮し, 必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえで, 平常点の評価から減点する。

6. 備 考

(1) 毎回, 設問を出すので, 受講生は必ず報告を書いてくること, 授業のさいに各自報告する。

(2) 憲法の争点に関する判決はできるだけ判決原文の全体を読んだほうが望ましい。判決全文については適宜提供する予定にしている。

1. 授業の目標

民事法総合問題演習Bでは、民事裁判における3つの大きな柱である、①訴訟物、②要件事実（主張）及び③事実認定（立証）という視点に立脚して、民事法（民法・民事訴訟法・商法）の重要領域を訴訟の場という観点から総合的に取り扱う。

このことによって、2年次までの民事法領域の学習の成果のさらなる定着を図るとともに、社会的事実としての紛争を法的に分析・解決していく能力を身につけるとともに、そのプロセスを説得力のある議論・文章で表現していく能力をも養うことを目標としている。

本演習は、実務家教員・研究者教員（主に実体法的側面からのフォロー）によって担当されるが、このことによって、2年次までの主に理論的な考察を、より具体的・実例的な事例についての判断の中に活かす力の涵養を目指す。

この科目で最低限学修すべき内容は以下のとおりである。

共通到達目標：民法・民事訴訟法・商法に含まれる法的知識を身につけていること。

上記の知識を前提に、基本的な論点、新しい論、複雑な争点について、以下のことができる。

- ・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること。
- ・具体的な事実関係から必要な間接事実を抽出したうえで、これらの間接事実から主要事実を適切に推認し、法的推論のため必要な事実を認定すること。
- ・判例の射程について十分な検討を行うこと。
- ・具体的な事例についての法的推論を、口頭・文章で説得的に提示すること。

2. 授業の内容

各回のテーマは以下の通りである。

- ① 民事訴訟の基本構造
- ② 訴訟物
- ③ 売買に関する請求1（第3講の前半）
- ④ 売買に関する請求2（第3講の後半）
- ⑤ 売買に関する請求3（第4講の前半）
- ⑥ 売買に関する請求4（第4講の後半）
- ⑦ 売買に関する請求5（第5講の前半）
- ⑧ 売買に関する請求6（第5講の後半）
- ⑨ 貸金・保証に関する請求（第6講）
- ⑩ 不動産明渡しに関する請求1（第7講の前半）
- ⑪ 不動産明渡しに関する請求2（第7講の後半）
- ⑫ 不動産登記に関する請求1（第8講の前半）
- ⑬ 不動産登記に関する請求2（第8講の後半）
- ⑭ 賃貸借に関する請求（第9講）
- ⑮ 手形金に関する請求

*（ ）内の「第〇講」はテキスト「完全講義 民事裁判実務の基礎〔第2版〕上巻」の項目。

3. テキスト

- ① 大島眞一・「完全講義 民事裁判実務の基礎〔第2版〕上巻」（民事法研究会・平成25年4月24日第1刷発行）
- ② 司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ③ 坂井芳雄『約束手形請求訴訟における要件事実とその立証』（法曹界）⑮回講義

4. 参考図書

- ・ 1, 2 年次の民事系科目で指定されたテキスト, 参考図書
- ・ 司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』(法曹会)
- ・ 司法研修所編『10 訂 民事判決起案の手引』(法曹会)
- ・ 村田渉・山野目章夫編『要件事実論 30 講 (第 3 版)』(弘文堂, 2012) [推薦]
- ・ 加藤新太郎・細野敦『要件事実の考え方と実務 (第 2 版)』(民事法研究会, 2006) [推薦]
- ・ 岡口基一『要件事実マニュアル (第 4 版) 第 1 巻 総論・民法 1』(ぎょうせい, 2013), 『要件事実マニュアル (第 4 版) 第 2 巻 民法 2』(ぎょうせい, 2014), 『要件事実マニュアル (第 4 版) 第 3 巻 商事・保険・手形・執行・破産・知的財産』(ぎょうせい, 2014.3 予定), 『要件事実マニュアル (第 4 版) 第 4 巻 過払金・消費者保護・行政・労働』(ぎょうせい, 2013), 『要件事実マニュアル (第 4 版) 第 5 巻 家事事件・人事訴訟・DV』(ぎょうせい, 2013) [手元にあると便利]
- ・ 伊藤滋夫・山崎俊彦『ケースブック 要件事実・事実認定 (第 2 版)』(有斐閣, 2005)

5. 成績評価方法

期末試験 60%, プロセス評価 40%

* プロセス評価, 予習・復習が十全になされているか, 積極的に発言がなされているか等の授業への参加度(課題レポートを含む)及び小テストを評価対象とする。欠席については, その理由を考慮し, 必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ, プロセス評価から減点する。

* 筆記試験は, 最終学年における各分野の学習達成度を測る。

本講義では, 「修学の手引き 8 成績評価について」に記載された法科大学院の学習目標のうち, 主として①法的思考力, ②法的分析能力(事実を法的に把握・分析する力), ③法的議論の能力をどの程度身につけることができたかを主たる評価対象とする。

6. 履修条件

なし。

7. 備考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバス・システムに掲載する。

本授業は, 民事訴訟における要件事実・事実認定論に重点を置くが, 各自, 法解釈・法適用能力を意識的に涵養するように努めること。

毎回, 各種紛争類型別の事例を前提とした, 法的対話・討論型授業となる。

1. 授業の目標

刑事法総合問題演習Bにおいては、同Aと同様に、これまでの一年次、二年次及び三年次前期における刑事系科目の講義・演習により形成・蓄積された基本的知識及び考察力を前提として、実務家としての基礎的能力を涵養する為、刑事法における理論的・実務的重要問題を、刑法・刑事訴訟法の両面から総合的に分析、検討する能力の養成を目標とする。理論と実務、実体法と訴訟法をそれぞれ架橋し、相互の交錯点に垣間見える今日的な問題を検討し、これまで学界や実務において十分な検討がなされていない領域についても、積極的に考察を加えていく。

演習に際しては判例法理の射程を含めた判例に対する深い理解と判例法理が生み出された具体的事案の分析・検討を通じての法的な分析・推論を行う能力をより高度に涵養し、判例の具体的事案と事実関係を異にする場合における創造的思考による問題解決能力、問題を発見して法的に解決する為に必要な事実認定を的確に行える能力、更には一部の講義においては刑法・刑事訴訟法の融合問題を課題として提示することにより、刑法と刑事訴訟法という科目横断的な法知識の運用力を涵養すること、具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出し、主要事実・間接事実の確定と間接事実による主要事実の的確な推認、口頭及び文書による説得的な法的論理を示す能力、事例の処理に際し、現行法で解決が困難な場面において、法改正による解決等の立法論にまで踏み込んだ検討をする能力等の涵養を図ることが目標となるが、その求められる能力は同Aにおいて涵養された能力を更に発展・深化させることとなる。

講義の全般にわたり、実務家教員と研究者教員（実体法・訴訟法）が参加し、総合的・複合的要素が加わった演習となる。

2. 授業の内容

下記の事項に関連する問題を取り扱う。ただし、下記の項目にかかる論点を独立に扱うのではなく、実体法、訴訟法を交錯的に織り込み、複合的な問題設定を行うこととなる。

即日起案等を実施する一部の講義においては、学生の学修の浸透度を図り、予習・即日起案・復習の三段階による学修効果の実現を目的としてコアカリキュラムとの関係を示すことなどにより、学生のコアカリキュラムに対する理解と課題に対する理解を深めることとする。

なお、詳細については、学生の予習時間に配慮し、電子シラバスを通じてあらかじめ告知する。

I 刑法総論関係

- 1 構成要件
 - ・構成要件要素
 - ・構成要件の諸形態
 - ・実行行為
 - ・その他
- 2 違法性
- 3 責任
- 4 共犯
- 5 犯罪の個数
- 6 刑罰
- 7 刑法の適用範囲

II 刑法各論関係

- 1 主要な個人的法益に対する罪
- 2 主要な社会的法益を害する罪
- 3 主要な国家的法益を害する罪

III 刑事訴訟法関係

- 1 強制捜査と任意捜査
- 2 操作の端緒

- 3 被疑者の身柄拘束
- 4 証拠の収集・保全
- 5 被疑者の権利

IV 公訴の提起

- 1 公訴提起手続等
- 2 訴因と公訴事実

V 公判

- 1 手続の進行
- 2 公判における個別問題

VI 証拠

- 1 伝聞証拠
- 2 違法収集証拠

3. テキスト

あらかじめ電子シラバスシステムを通じて課題を配付する。

4. 参考図書

- ・井田良ほか編『刑法総論判例インデックス』（商事法務）
 - ・前田雅英ほか編『条解刑法（第3版）』（弘文堂）
 - ・松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第4版）』（弘文堂）
 - ・大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 全13巻・別巻1（第2版）』（青林書院）（なお、第3版が順次刊行中）
 - ・藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 全8巻』（青林書院）（なお、第2版が順次刊行中）
 - ・伊藤栄樹ほか編『注釈刑事訴訟法〔新版〕』（立花書房）（なお、第3版が順次刊行中）
 - ・大塚仁ほか編『新・判例コンメンタール刑法 全6巻・別巻』（三省堂）
 - ・高田卓爾ほか編『新・判例コンメンタール刑事訴訟法 全6巻・別巻』（三省堂）
 - ・小林充ほか編『刑事事実認定重要判決50選（上）（下）第2版』（立花書房）
 - ・小林充ほか編『刑事事実認定（上）（下）』（判例タイムズ社）
 - ・大塚仁ほか編『新実例刑法（総論）』（青林書院）
 - ・池田修ほか編『新実例刑法（各論）』（青林書院）
 - ・平野龍一ほか編『新実例刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（青林書院）
 - ・松尾浩也ほか編『実例刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（青林書院）
- その他、適宜指示する。

5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(期末)60％，平常点を40％とする。

平常点については①即日起案，②報告要旨，③授業中の報告及び発言内容によって採点する。学生の欠席についてはその理由を考慮し，必要があれば補習課題を与える等の措置を講じた上，③の授業中の報告及び発言内容の評価から減点する。

6. 備 考

各回の具体的な授業内容と「共通的到達目標モデル」との関係を電子シラバスシステムに掲載する。

事前に電子シラバスシステムで課題を配付することとし，学生があらかじめ文書での報告要旨を提出することを受講の要件とする。

授業当日は，学生の中から随時指名して，口頭での報告を求める。

したがって，すべての学生は，配付された問題文を事前に検討したうえで，口頭報告を求められた場合にはこれに対応できるように，また，討論に積極的に参加できるように，争点整理と対応策の検討をしておくこと。

刑事手続き及び実体法上の具体的問題を，理論面，実務面から検討する。

両者の説明を併せて意味を持つ講義であり，担当部分を明確に分離することはできない。

即日起案は，起案時間60分，講評と検討30分とする。

1. 授業の目標

訴訟の目的は、権利義務又は法律関係を確定して紛争を解決することであり、この目的を達成するためには、事案に即して重要な争点は何かを見極め、主張立証責任などの基本的なルールをふまえて、証拠により事実を確定していくという作業が必要になる。この講義では、主として記録教材を題材とし、実際の訴訟手続の進行に即した訴訟運営の在り方や民事訴訟法について理解を深めるとともに、争点整理や事実認定に欠かせない基本的な考え方（要件事実、事実認定の基礎等）を学修することを目的とする。

2. 授業の内容

①② 民事訴訟の基本構造、要件事実論序説

民事訴訟の基本構造について、特に、審判の対象である訴訟物（訴訟上の請求）が実際の民事裁判で持つ意味、要件事実が争点整理などで果たす機能を概観するとともに、要件事実に関する基礎的な知識（主張責任・証明責任とその分配、請求原因・抗弁等の意味など）を再確認する。

③～⑥ 訴え提起から第1回口頭弁論期日まで

訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの手続について、手続に関する基本的事項を確認するとともに、記録教材を用いて裁判官及び訴訟代理人の役割、訴状・答弁書の機能やその記載の在り方について理解を深める。

⑦～⑩ 争点整理手続

弁論準備手続その他の争点整理のための手続について基本的事項を確認するとともに、争点及び証拠の整理における求釈明の機能（釈明権、釈明義務）、主張や書証（陳述書を含む。）をふまえた争点整理の在り方について理解を深める。記録教材を用いて準備書面等から求釈明事項の検討や争点の分析等を行いながら、要件事実の分析に関する理解を更に深める。

⑪～⑬ 証拠調べ手続及び事実認定

証拠にはどのようなものがあり、その収集方法としてどのような手段があるのか、民事訴訟法が規定している証拠調べの方法はどのようなものか、事実認定の方法論などについて概観した上で、記録教材を用いて事実認定に関する理解を深める。

⑭ 訴訟の終了方法（判決・和解）等

前回までの事実認定の検討を前提に、判決の結論、紛争解決方法としての和解の意義、判決の結論の見通しを踏まえた和解のあり方、民事執行を見据えた和解条項のあり方などについて検討する。

⑮ 予備日（まとめ及び質疑応答）

なお、講義に先立ち、事前に検討すべき課題を示し、レポートの提出を求めることや、要件事実等に関する問題演習（即日起案又はレポート提出の方法による。）を行うこともある。

3. テキスト

事前に配付する記録教材及びレジュメ等を使用する。

4. 参考図書

- 司法研修所編『新問題研究要件事実』（法曹会）
- 司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（法曹会）
- 司法研修所編『民事訴訟第一審手続の解説』（法曹会）

5. 成績評価方法

平常点（40％）、定期試験（60％）の総合評価とする。

平常点は、授業への出席状況、レポート及び即日起案の内容、発言及び質問その他の授業への貢献度を考慮する。

6. 備 考

民事実体法・民事手続法のほか要件事実の学修も一通り修了したことを前提に、より生の事件に近い題材を用いて、民事訴訟法実務の基礎を身につけることがこの講義の目標である。レジュメ、課題はあらかじめ配付し、受講生が事前に検討していることを前提に、対話的に講義を進める予定であるが、一般論や基礎的知識の説明部分については、講義形式となることがある。

1. 授業の目標

「倒産法」で学修した破産法／民事再生法の基本構造、主要条文に係わる個別具体的な論点や判例の理解を踏まえ、より一層進捗した倒産法の学修を念頭に、問題演習によって主要論点の理解を再度検証し、その精度を高めるとともに、問題解法に向けた適切かつ合理的な思考回路の設計に習熟すべく、即日起案の方法を採ることでアウトプットの即戦力のトレーニングをも視野に入れた“一挙両得”的な役割を志向したい。すなわち、これを「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に照らせば、①制度趣旨や定義といった基本的知識の正確な理解や、主要な論点に係る判例法理の把握を踏まえつつ、論点や判例相互の関係性も視野に入れた検討考察ができること、②それを前提に、具体的な事案の解法に向けた合理的な思考過程が設計でき、その法的推論を説得的に説明できること等の学修が、到達目標となろう。

2. 授業の内容

【1】事例問題（過去問）演習

【2】事例問題（過去問）演習（含、判例〔最判平 23.11.22／百選 48〕研究）

【3】事例問題（シラバス提示課題）演習と判例〔最判平 24.5.28／百選 69〕研究

【4】即日解題

【5】判例〔最判平 23.12.15／百選 53〕研究

【6】判例研究（続）

【7】事例問題（シラバス提示課題）演習（含、判例〔最判平 22.6.4／百選 58〕研究）

【8】即日解題

【9】即日起案と検討解題

【10】即日起案

【11】前回起案の検討解題

【12】即日起案

【13】前回起案の検討解題

【14】事例問題（シラバス提示課題）演習

【15】即日解題

※ ただし、上記「授業の内容」は、平成 25 年度の実績であり、本年度も同一であることを保証するものではない。

3. テキスト

- 1.中島弘雅=佐藤鉄男・現代倒産手続法（有斐閣・平成 25）
- 2.伊藤眞=松下淳一編・倒産判例百選〔第 5 版〕（有斐閣・平成 25）

※ なお、1 については、必携ではない。既に他の概説書等を基本書としている場合は、それでよい。

4. 参考図書

※ 以下の参考図書は、入手可能な参考文献を網羅的に示したものであり、必携ではない。概説書のいずれか 1 冊（場合によっては、演習書のいずれか 1 冊）と百選が必須であり、その修得に学修を傾注すること。使用している基本書の記述や百選判例の理解に不明な点が生じたときに、これらの文献にあたってみるといった利用で十分だろう。

【1】倒産法制全体を概観するもの

- 1.山本和彦・倒産処理法入門〔第 4 版〕（有斐閣・平成 24）

【2】概説書

- 2.伊藤眞・破産法・民事再生法〔第 2 版〕（有斐閣・平成 21）
- 3.藤田広美・破産・再生（弘文堂・平成 24）
- 4.藤本利一=野村剛司編・基礎トレーニング倒産法（日本評論社・平成 25）
- 5.山本克己編・破産法・民事再生法概論（商事法務・平成 24）
- 6.谷口安平監修／山本克己=中西正編・レクチャー倒産法（法律文化社・平成 25）
- 7.山本和彦=中西正=笠井正俊=沖野眞己=水元宏典・倒産法概説〔第 2 版〕（弘文堂・平成 22）
- 8.中島弘雅・体系倒産法 I／破産・特別清算（中央経済社・平成 19）

【3】演習書

- 9.山本和彦編・倒産法演習ノート〔第 2 版〕（弘文堂・平成 24）
- 10.加藤哲夫=中島弘雅編・ロースクール演習倒産法（法学書院・平成 24）
- 11.岡正晶ほか監修／植村京子ほか・倒産法の最新論点ソリューション（弘文堂・平成 25）
- 12.三木浩一=山本和彦編・ロースクール倒産法〔第 2 版〕（有斐閣・平成 20）
- 13.小林秀之=齋藤善人・新論点講義 破産法（弘文堂・平成 19）

【4】論点ごとの解説／論文をまとめたもの

- 14.櫻井孝一=加藤哲夫=西口元編・倒産処理法制度の理論と実務（経済法令研究会・平成 18）
- 15.山本克己=山本和彦=瀬戸英雄編・新破産法の理論と実務（判例タイムズ社・平成 20）

【5】逐条的解説書／コンメンタール

- 16.竹下守夫編集代表・大コンメンタール破産法（青林書院・平成 19）
- 17.伊藤眞=岡正晶=田原睦夫ほか・条解破産法（弘文堂・平成 22）
- 18.園尾隆司=小林秀之編・条解民事再生法〔第 3 版〕（弘文堂・平成 25）

【6】判例補助教材

19.瀬戸英雄=山本和彦編・倒産判例インデックス〔第2版〕（商事法務・平成22）

20.竹内康二=加藤哲夫・倒産判例ガイド〔第2版〕（有斐閣・平成11）

5. 成績評価方法

1.期末試験（50点）、即日起案（20点）、レポート課題（20点）および平素の授業におけるプロセス評価（10点）の総合評価による。

2.期末試験 1)出題形式 ①事例問題 大問1（3つ程度の設問を問う）

②六法参照可（司法試験用六法を貸与）

2)試験時間 90分を予定

3)採点基準 ①倒産法の主要な論点を議論するため、共通言語としての理解が必須の法的知識や判例法理が、正確に修得されているか。

②具体的な事例に対応する思考回路が設計され、問題の解法に向かう考察の過程が、合理的に説明されているか。

3.即日起案 1)授業において、即日起案を複数回（2回以上）実施する。

2)起案を実施した場合、授業終了時に回答を回収し、10点満点にて採点。

3)各受講生につき、その得点上位2通の起案の合計点でもって、即日起案20点分の評価とする。

4)なお、採点基準は、期末試験のそれに準じる。

4.レポート課題 1)提示された課題設問等につき、複数回（2回以上）、レポートの提出を求める。

2)提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位2通の合計点でもって、レポート課題20点分の評価とする。

3)なお、採点基準は、期末試験のそれに準じる。

5.プロセス評価 1)積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。

2)評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度

②設問の検討考察、質疑に際しての回答内容

③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討

④設問の検討考察、質疑に際しての回答を契機とする発展的課題の示唆

⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

1.来たる5月の司法試験／倒産法に直接援用可能な授業でありたい。参加者各位も、その意識をもって、学修姿勢を堅持されたい。

2.なお、欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、プロセス評価に包含することがある。

1. 授業の目標

「知的財産法」等の講義で学んだ内容をベースに、知的財産に係る具体的な紛争事案・事例を提示し、その争点を抽出して法的解決策をどのように論述・立案すべきか、受講者各自が事前に起案を試み、それらを受講者全体で検討・討議・評価することにより、主に特許法・著作権法を中心に、それらの法的論点を指摘・整理・深耕することを学び、それらの論点・法的解決策を口頭で分かりやすく正確に説明する説明能力（プレゼンテーション能力）、および簡潔明確に文章表現する起案力（文章力）を涵養・養成することを目標とする。

2. 授業の内容

主に特許法・著作権法の基本領域に属する法律問題に係る最高裁判決等のリーディングケースを題材として、特許法・著作権法講義で扱う法理論の実際の展開を学ぶ。進め方は、演習の1週間前に各回のテーマに関する論述問題を課し、事前に提出された各自の解答について、演習当日に全員の解答コピーを配付し、それらに基づき全員で討議・評価する形態を基本とする。最後に、担当教員が講評を行い、次回問題を提示する。特許法、著作権法の問題を交互に扱う。

- 第1回 特許法(1)：発明者、職務発明、共有、冒認出願、出願人名義変更、移転請求権
- 第2回 著作権法(1)：著作物性、応用美術、編集著作物、データベース
- 第3回 特許法(2)：産業上の利用可能性、新規性、進歩性、拡大先願、新規性喪失の例外等
- 第4回 著作権法(2)：著作者、職務著作、映画の著作物
- 第5回 特許法(3)：出願公開、補償金請求権、審査・審判・審決取消訴訟
- 第6回 著作権法(3)：原著作物、翻案・二次的著作物、同一性保持権、著作権譲渡と特掲
- 第7回 特許法(4)：クレーム解釈、均等論、間接侵害・一部実施
- 第8回 著作権法(4)：複製権、譲渡権、貸与権、頒布権等
- 第9回 特許法(5)：先使用权、特許無効の抗弁、無効審判請求
- 第10回 著作権法(5)：カラオケ法理等
- 第11回 特許法(6)：消尽、並行輸入、特許権の効力が及ばない範囲
- 第12回 著作権法(6)：私的使用複製、引用、営利を目的としない上演等に関する権利制限
- 第13回 特許法(7)：専用実施権、通常実施権（許諾、法定、裁定）、譲渡、担保、信託
- 第14回 著作権法(7)：人格的利益の保護
- 第15回 特許法(8)・著作権法(8)：損害賠償請求、差止請求、侵害訴訟

3. テキストおよび参考図書

中山信弘『特許法2版』（弘文堂、2012年）、中山信弘『著作権法』（弘文堂、2007年）、
田村善之編著『論点解析知的財産法2版』（商事法務、2011年）、
大淵哲也編『知的財産法判例六法』（有斐閣、2013年）。

4. 成績評価方法

成績評価は、①平常点（出席や質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度の評価、各回講義終了時に作成・提出する受講ノート記載内容の評価等）、②各回の起案・論述内容・討議への参画態度、および③期末試験で行う。その比率は、①平常点と②各回の起案・論述内容・討議への参画態度を合わせて30%、③期末試験70%を目処とする。

5. 備 考

常日頃から知的財産に関する新聞・雑誌・メディア等の報道記事に親しみ、その内容理解（特に関係条文の特定およびその問題点・課題）の把握に努めること。質問等があれば、まず e-mail にて担当教員にコンタクトすること（azkubo@interlink.or.jp）。

1. 授業の目標

- 1 民法全体における「契約」論の位置づけ、体系的理解を進める。
- 2 紛争予防（通常の契約書）、紛争の解決（示談によりトラブルを終結させる場合の示談書、和解書）において、文書作成の持つ重要性を理解し、目的に応じた適切な契約書等の文書を作成することができるようにする。
- 3 「契約」論が実際の実務でどのように生かされているか、どう生かすべきかを具体的事例を通して感じ取ってもらう。具体的には、
(1) 実際の実務での、契約に関する相談事例、実際の契約書等を素材に、実務家として、どのような視点で相談に乗るか、注意すべき点は何かを、具体的に考えさせる。
(2) 上記相談事例をもとに、考えられる相手方からの反論、これに対する再反論を具体的に考えさせる。

2. 授業の内容

回によって異なるが、基本的には、事例、契約書等を実際に提示して、まずは自分でクライアントから、何を聞きだし、何をどのように説明するか考えてもらい、互いに意見を出し合って、ディスカッションしながら進めていきたい。

2 予定しているテーマは以下のとおりである。

- 第1講 「示談書（和解書）の作成」（中島）
- 第2講 「事業譲渡等における契約書の作成」（中島）
- 第3講 「契約論総論」（西田）
- 第4講 「ある不動産売買契約をめぐる諸問題」（西田）
- 第5講 「特殊契約（非典型契約）の作成（中島）」
- 第6講 「特殊契約（非典型契約）の作成（中島）」
- 第7講 「ある医薬分業契約をめぐる諸問題」（西田）
- 第8講 「ある継続的供給契約をめぐる諸問題」（西田）
- 第9講 「ある販売代理店契約をめぐる諸問題」（西田）
- 第10講 「ある不動産融資特例条項をめぐる諸問題」（西田）
- 第11講 消費者保護と契約（中島）
- 第12講 消費者保護と契約（中島）
- 第13講 「ある賃貸借契約をめぐる諸問題」（西田）
- 第14講 「ある請負契約をめぐる諸問題」＋全体のまとめ（西田）
- 第15講 復習及びレポート（中島）

3. テキスト

無し。各回プリント配布

4. 参考図書

各自の「契約論」に関する基本書、テキストを持参。

5. 成績評価方法

学期末試験（レポート）：30 %
授業への参加度：70 %

6. 備 考

基本的に授業前の準備は不要であるが、予め、事例を配布して、事例把握の上で授業に臨んでもらう場合もある。課題レポート等については、初回授業時に説明する。

3 年 集中

1. 授業の目標

本講義では、環境法の基本的な法制度や法理論、主要判例などについて学んでもらう。

環境問題に対しては、かねてより、それに対応するための政策の整備が進められており、ここでは、さまざまな法的手法を用いることによって、政策上の目標の実現が試みられている。このような環境政策の実現過程においては、国における各種の立法措置が果たす役割の重要性もあるが、自治体による先導的取組みと、裁判を通じた権利救済とが、大きく貢献していることも看過することはできない。このようにして形成されてきたのが「環境法」である。

ところで、今日の環境問題においては、その領域が広がりを増すとともに複雑化しており、それに伴って環境問題に対する法的対応の在り方も著しい展開を遂げている。従って、本講義では、環境法の概要を公法・私法の分野から概略的に説明していく。

2. 授業の内容

授業の内容は以下の項目について取り扱う予定であるが、受講者の人数次第では、講義内容・講義形式を若干修正し、演習的な要素を適宜採り入れた双方向的な授業を試みたいと考えている。

【授業の項目】

- (1) 環境法と「環境法学」教科書第1編2（土居）
- (2) 環境政策と環境法の展開 教科書第2編8等（土居）
- (3) 環境法の基本的しくみ（土居）
- (4) 我が国の環境法・環境権の歴史（土居）
- (5) 環境権の考え方～大阪空港騒音公害訴訟～ 教科書第1編1（小栗）
- (6) 大気汚染 四日市ぜんそく公害訴訟 教科書第2編3（小栗）
- (7) 土壌汚染 イタイイタイ病公害訴訟 教科書第2編6（小栗）
- (8) 自然保護～原告適格と住民訴訟～ 教科書第1編10, 11（小栗）
- (9) 原子力と環境問題 教科書第2編14（小栗）
- (10) 水俣病第一次訴訟 教科書第2編1, 2, 4, 7, 9, 13（采女）
- (11) 水俣病第三次訴訟 以下同じ（采女）
- (12) 水俣病関西訴訟 （采女）
- (13) 騒音公害訴訟と国賠・差止訴訟 （采女）
- (14) 薬品・食品公害環境訴訟と行政権の不行使の不作为責任 （采女）
- (15) 嫌忌施設の建設と公害・環境訴訟 教科書第2編5（土居）

3. テキスト

日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法【第3版】』（日本評論社 2011年）

4. 参考図書

淡路剛久ほか編・環境法（有斐閣）
大塚直・環境法（有斐閣）
淡路剛久ほか編・環境法判例百選〔第2版〕（有斐閣）

5. 成績評価方法

筆記試験（60点）と課題レポート・授業での積極性等（平常点）（40点）の合計で総合判断する。欠席については、その理由を考慮し、必要があれば 補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、平常点の評価から減点する。

6. 備 考

各自、予習は当然であるが、特に、復習をしっかりと行うこと。

1. 授業の目標

刑事処遇論では、刑事司法手続の各段階において、被疑者、被告人、有罪確定者さらには被害者等がいかなる法的地位にあるか、また、彼らの人権保障と刑事政策がいかなる緊張関係にあるかを検討し、あるべき解決あるいは調和の方向を主体的に修得できるよう、刑事政策に関する基礎的、応用的能力を養うことを目的とする。

2. 授業の内容

刑事処遇について、最広義で用いられる司法的処遇の射程をダイバージョン概念を中心に検討し、警察での捜査段階における微罪処分から更生保護までの刑事司法の全過程を加害者側、被害者側、社会の側の三者の視点から学習する。中心になるのは、猶予処分、量刑、行刑、更生保護、被害者援護の領域であるが、いずれにおいても適正手続の在り方をめぐる法的諸問題と刑事政策への市民参加の意義が問われることになる。

第1回 最近の犯罪状況と刑事政策の動向

犯罪と犯罪処理の実態を犯罪統計、国の犯罪対策、犯罪統制機関の活動等を中心に検証する。以下の文献を参考に犯罪統計、犯罪統制機関の活動、国民の犯罪不安感、犯罪報道、国の犯罪対策等について予習しておくこと。

- ① 浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』（特に第1章）光文社新書（2006）
- ② 浜井幸一『実証的刑事政策論』（特に第1部）岩波書店（2011）

第2回 犯罪原因と犯罪者像

ビデオ「隠された過去への叫び」を視聴し、自分の抱いている犯罪者像及び犯罪原因論について相互に議論し、検証する。次の文献を参照のこと。①坂上 香・アミティを学ぶ会（編集）『アミティ・「脱暴力」への挑戦―傷ついた自己とエモーショナル・リテラシー』日本評論社（2002）、②坂上 香（著）『ライフアーズ 罪に向きあう』みすず書房（2012）、③山本護司『累犯障害者』新潮文庫（2009）、④岡本茂樹『反省させると犯罪者になります』新潮新書（2013）

第3回 司法的処遇をめぐる法的諸問題

司法的処遇の意義を確認し、ダイバージョンの基礎理論としてラベリング論や刑事拘禁の弊害除去という観点を学んだ後、微罪処分、起訴猶予、執行猶予、判決前調査、量刑などをめぐる法的諸問題を検討する。その際、最近の動向である、福祉との連携をはかる「福祉的ダイバージョン」の現状と課題について検討する。

以下の文献を参考に、刑事手続とダイバージョンについて予習しておくこと。

- ①長崎新聞社「累犯障害者問題取材班」『居場所を探して―累犯障害者たち』（長崎新聞社（2013）、
- ②浜井 浩一（著）『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦―隔離から地域での自立支援へ』現代人文社（2013）、
- ③土井政和「日本における非拘禁的措置と社会内処遇の課題―『福祉連携型』刑事司法の在り方」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社（2012）、
- ④同「刑事司法と福祉」学士会会報 889 号（2011）⑤同「一貫した社会的援助」刑政 108 巻 4 号（1997）、
- ⑥同「犯罪論・刑罰論と量刑」季刊刑事弁護 30 号（2002）、⑦同「未決被勾留者への社会的援助」季刊刑事弁護 9 号（1997）、
- ⑧浜井浩一『2 円で刑務所、5 億で執行猶予』（光文社新書）、
- ⑨浜井浩一「誰を何のために罰するのか」村井敏邦先生古稀記念論文集『人権の刑事法学』日本評論社（2011）、
- ⑩「特集 判決前調査の国際比較」龍谷大学矯正保護研究年報 2013 第 3 号、
- ⑪吉岡一男『ラベリング論の諸相と犯罪学の課題』（成文堂）

第4回 刑罰論、刑罰の種類、死刑

刑罰の基礎理論及び死刑についての運用状況と理論的、政策的課題について検討する。死刑代替刑としての終身刑と無期刑についても論じる。教科書等で刑罰論について予習をしておくこと。

- ①土井政和「刑（9 条、11 条、12 条、13 条）」法学教室 140 号（1992）、
- ②同「社会的援助としての行刑（序説）」法政研究 51 巻 1 号（1984）、
- ③日本犯罪社会学会・浜井 浩一（編集）『グローバル化

する厳罰化とポピュリズム』現代人文社（2009）、④[福井厚](#)『死刑と向きあう裁判員のために』現代人文社（2011）、⑤デイビッド・ジョンソン・田鎖麻衣子訳『孤立する日本の死刑』（現代人文社（2012）、⑥[永田憲史](#)『わかりやすい刑罰のはなしー死刑・懲役・罰金』関西大学出版部（2012）

第5回 自由刑

自由刑の意義、種別について論じた後、自由刑の単一化、短期自由刑の評価、不定期刑について検討する。

①土井政和「自由刑」西原春夫ほか編『刑法マテリアルズ』柏書房（1995）、②同「社会的援助としての行刑（序説）」法政研究 51 巻 1 号（1984）、③吉岡一男『自由刑論の新展開』成文堂（1997）、④小野坂弘「自由刑の発生と展開」新潟法政理論 1 巻 2 号（1969）、④犯罪社会学会「刑罰としての拘禁の意味を問い直す」犯罪社会学研究 37 号（2012）

第6回 財産刑

財産刑の意義、財産刑の単一化、罰金徴収手続、延納・分納制度、日数罰金制、労役場留置とその代替刑などについて検討する。

①「特集 罰金刑の諸問題」刑法雑誌 49 巻 1 号（2009）、②入江猛「刑事関係 平成 19.12.3, 1 小決数罪が科刑上一罪の関係にある場合において、その最も重い罪の刑は懲役刑のみであるがその他の罪に罰金刑の任意的併科の定めがあるときに、最も重い罪の懲役刑にその他の罪の罰金刑を併科することの可否（最高裁判所判例解説）」法曹時報 62 巻 9 号（2010）、③[永田憲史](#)『財産的刑事制裁の研究ー主に罰金刑と被害弁償命令に焦点を当てて』関西大学出版部（2013）

第7回 日本型行刑の構造と特徴

広い裁量権限をもつ刑務所長と担当制を中心とする日本型行刑が受刑者の人権保障といかなる関係をもっているのか、さらには保安および処遇といかなる関係を持っているのかを検討する。また、刑務所の過剰収容状況は行刑制度にいかなる影響を与えるのか、行刑制度の改革はいかにあるべきかを検討する。さらに、DVD を視聴し、PFI 刑務所についても検討する。

①土井政和「矯正の現状と課題」刑法雑誌 45 巻 3 号（2006）、②[西田博](#)「新しい刑務所のかたちー未来を切り拓く PFI 刑務所の挑戦ー」小学館集英社プロダクション（2012）、③浜井浩一「過剰収容の本当の意味」矯正講座 23 号（2002）、④大芝靖郎「塙の中の日本ー行刑の体制と風土」犯罪と非行 18 号（1973）、⑤土井政和「国際化の中の『日本型行刑』」刑法雑誌 37 巻 1 号（1997）、⑥同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義 56 巻 9 号（2005）、⑦同「『21 世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社（2005）、⑧浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社（2006）、⑨浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』（特に第 4 章）光文社新書（2006）

第8回 犯罪行為者の処遇と法的地位

自由刑の純化論を学んだのち、拘禁関係を特別権力関係論と把握するかつての見解、これを憲法の基本的人権の観点から修正した「修正された特別権力関係論」、さらにはそれをも批判して、刑事司法全体を「デュー・プロセス関係論」として把握する見解を検討しながら、受刑者の法的地位の考察方法を学ぶ。

次の判決を読んでおくこと。①大阪地裁昭和 33 年 8 月 20 日判決（判例時報 159・6）②最高裁大法廷昭和 58・6・22 判決（判例時報 1082・3）。

次の文献を読んでおくこと。①福田雅章「受刑者の法的地位」澤登俊雄ほか編著『新刑事政策』日本評論社（1993）、②土井政和「受刑者の権利保障」菊田幸一編『社会の中の犯罪と刑事司法』日本評論社（2006）所収、③同「『21 世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社（2005）、④同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義 56 巻 9 号（2005）

第9回 受刑者の外部交通

受刑者の外部交通について、判例、立法案及び新刑事被収容者処遇法を検討する。とりわけ、外部交通の理論的基礎、権利制限の根拠及び程度、外部交通の現状と今後の課題について検討する。

次の判決を読んでおくこと。①14 歳未満の者との面会に関する判決（最高裁三小平成 3 年 7 月 9 日

判決、民集 45 卷 6 号 1049 頁)、②弁護人との接見に関して国際人権規約を直接適用した判決：徳島地裁平 8.3.15 (判例時報 1597/115)、高松高判平 9.11.25 (判例時報 1653/117)、最一小判平 12.9.7 (判例時報 1728.17)、③親族以外の者との文通に関する判決 (最高裁一小法廷平成 18 年 3 月 23 日判決)

第 10 回 受刑者の社会復帰のための処遇

処遇の基礎理論として処遇概念、自由刑純化論と社会的援助の理論について学習した後、受刑者処遇の基本原則 (主体性の尊重と個別的処遇等)、刑事被收容者処遇法の矯正処遇に関する規定、とりわけ作業及び指導の現状と今後の課題について検討する。

土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』(日本評論社、2007) 所収を読んでおくこと。

第 11 回 懲罰・不服申立及び刑務所の透明性の確保について

懲罰制度と受刑者の不服申立制度について検討したのち、監獄法改正後の運用状況の問題点を明らかにし、今後の課題について検討する。また、刑務所の透明性の確保について、イギリスの制度を検討したのち、刑事被收容者処遇法で導入された刑事施設視察委員会の活動状況を概観し、その制度の刑務所改革にとっての意義について検討する。

次の文献を読んでおくこと。①土井政和「刑事被收容者処遇法運用上の諸問題」(前野育三先生古稀記念論文集『刑事政策の体系』法律文化社 (2008) 所収、②菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』日本評論社 (2006)、③村井敏邦「監獄事情改良と『市民性』—NGO の役割—」海渡雄一編『監獄と人権』(1995) 所収、④土井政和「イギリスにおける刑務所の透明性の確保について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No. 1 (2004)

第 12 回 受刑者の仮釈放と適正手続

仮釈放の意義と手続、受刑者の仮釈放申請権の理論的根拠を検討したのち、仮釈放不相当判断に対する不服申立を題材にして仮釈放における適正手続の在り方について議論する。また、仮釈放制度に対する残刑期間主義と考試期間主義の対立とその背景及びその妥当性について検討する。合わせて、刑の執行の一部猶予についても検討する。DVD を視聴し、更生保護の実情について議論する。

以下の文献を読んでおくこと。①土井政和「仮釈放と適正手続—受刑者の仮釈放申請権と不服申立てを中心に—」犯罪と非行 108 号 (1996)、②武内謙治「仮釈放制度の『法律化』と『社会化』」刑事立法研究会『21 世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社 (2003)、③斉藤司「仮釈放の現状と課題」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社 (2004)、④松本勝「被害者感情調査と仮釈放審理について」矯正講座 25 号 (2004)、⑤太田達也「仮釈放と保護観察期間—残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討」研修 705 号 (2007)、⑥同「必要的仮釈放制度に対する批判的検討」法学研究 80 卷 10 号 (2007 慶応大学)、⑦「特集 刑の執行の一部猶予制度導入の動き」刑事法ジャーナル 23 号 (2010)、⑧土井政和「日本における非拘禁的措置と社会内処遇の課題—『福祉連携型』刑事司法の在り方」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社 (2012)

第 13 回 更生保護と社会内刑罰

更生保護法の立法経緯をたどった後、更生保護法の基本的性格、内容、問題点などを検討し、あるべき更生保護法とは何かを探る。執行猶予及び仮釈放取消手続とその問題点について検討する。

次の文献を読んでおくこと。①更生保護のあり方を考える有識者会議報告書「更生保護制度改革の提言」(2006 年 6 月 27 日)、②刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆくえ』現代人文社 (2007)、③松本勝編著『更生保護入門』成文堂 (2009)。

次に、社会奉仕命令及び電子監視を保護観察の遵守事項あるいは新しい刑罰として科する国際的動向を見た後、それらを日本に導入することの是非について検討する。

以下の文献を読んでおくこと。①甘利航司「電子監視と社会奉仕命令」刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆくえ』(現代人文社、2007)、②藤本哲也「社会内処遇から社会内制裁へ」『刑事法学の現代的展開 (下)・八木国之先生古稀祝賀論文集』(1992)、③瀬川晃「犯罪者の電子監視の現状と展望」犯罪と非行 81 号 (1989)、④同「社会内処遇の過去と未来」犯罪と非行 100 号 (1994)、⑤「特集 刑の執行の一部猶予制度導入の動き」刑事法ジャーナル 23 号 (2010)、⑥刑事立法研究会『非拘禁的措置と社会内処遇の課題』現代人文社 (2012)、⑦[シャッド・マルナ](#)・[津富宏](#)訳『犯罪からの離脱

と「人生のやり直し」一元犯罪者のナラティブから学ぶ-』明石書店（2013）

第14回 触法精神障害者の処遇

刑法における責任能力判断の構造と問題点、措置入院制度と医療刑務所の在り方などについて検討した後、心神喪失者医療観察法を分析し、触法精神障害者の処遇の在り方について考える。DVD「北九州医療刑務所」を視聴する。

以下の文献等を参考に心神喪失者の諸問題について考えておくこと。①町野朔『精神医療と心神喪失者等医療観察法』ジュリスト増刊(2004)、②日弁連『Q&A 心神喪失者等医療観察法解説』三省堂(2005)、③山本輝之・柑本美和「心神喪失者等医療観察法における法的課題の検討（特集 医療観察制度の現状と課題）」犯罪と非行 174号（2012）、④加藤久雄『人格障害犯罪者と社会治療』成文堂（2002）、⑤同『人格障害犯罪者に対する刑事制裁論』慶應義塾大学法学会（2010）

第15回 刑事政策の将来

ノルウェーの刑事政策に関するDVD「犯罪学者ニルス・クリスティ」を視聴して、刑事政策の将来像について議論する。

①シンポジウム「人間を大切にする刑事政策を求めて－ノルウェー犯罪学の実験」龍谷大学矯正保護総合センター研究年報 2011-1号、②ニルス・クリスティ『人が人を裁くとき－裁判員のための修復的司法入門』有信堂高文社（2006）、③ニルス・クリスティ『刑罰の限界』新有堂（1987）

3. 教科書

教科書は特に指定しないが、次の文献を読んでおくことが望ましい。

- ① 澤登俊雄ほか『新・刑事政策』日本評論社(1993)
- ② 浜井浩一『実証的刑事政策論』岩波書店（2011）
- ③ 川出敏裕・金光旭『刑事政策』成文堂（2012）

4. 参考文献

参考文献として以下のものをあげておくので随時参照すること。

- ① 刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社（2003）
- ② 刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社（2005）
- ③ 刑事立法研究会『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』現代人文社（2005）
- ④ 刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆくえ』現代人文社(2007)
- ⑤ 刑事立法研究会『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社（2012）
- ⑥ 浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社（2006）
- ⑦ 浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』光文社新書（2006）

5. 成績評価方法

レポート（80%）、質疑応答点（20%）の総合評価とする。
質疑応答点は、授業中の質疑応答を中心として評価する。

6. 備考

授業の進め方

- ①予習を前提とし質疑を取り入れながら講義を行う。
- ②視聴覚教材（ビデオ等）もできる限り利用する。

1. 授業の目標

展開・先端科目としての「民事救済法特論」では、民事裁判過程を民事救済過程と位置づけ、一般法としての民事訴訟法・第1審民事訴訟手続を中核として、複雑訴訟、上訴・再審、裁判外紛争処理（ADR）、民事執行・民事保全法上の問題をも含めて、民事救済法上の現代的な諸問題を、数多く理解することを目的とします。

この授業で目指すべき法曹像は、法的救済を創案できる基礎的な能力を有し、民事訴訟にも、執行・保全手続にも、そして、裁判外紛争処理手続にも強く、「他者配慮」に秀でた法曹像です。また、具体的設例の検討を通じ、「実践」に強い学生の養成も考えており、密度の濃い集中講義になればと思っています。

2. 授業の内容

*夏休み中に実施します。

この授業では、まず、参加学生が、民事裁判を通じた救済過程の全体像を理解し、かつ、その周辺領域の民事紛争処理手続を理解することから始め、その後、個別の論題についての議論を通じ、その理解を深めていく予定です。そして、この授業の総括として、現代の民事救済過程における課題を展望します。

授業計画の概要は、以下の通りです。

①民事裁判を通じた救済過程

民事裁判を通じた救済過程について、その流れと基本原則を確認します。

②民事紛争処理の全体像

調停、仲裁、その他のADRについて、各手続の特徴と課題について、情報を共有します。

③～④民事裁判と救済

民事裁判を通じた救済の意義とその限界について検討します。

⑤～⑥紛争予防と救済

将来生じる権利・法律関係について、予め救済を与えることの意義を検討します

⑦～⑧金銭賠償と救済

損害額の立証の困難性の問題や、定期金賠償に関する問題を中心に検討します。

⑨～⑩専門的知見を要する紛争と救済

医療関係訴訟、建築関係訴訟、境界確定訴訟といった専門的知見を要する訴訟における諸問題、およびそれに代わる裁判外紛争処理手続を検討します。

⑪～⑫集団的権利保護と救済

消費者団体訴訟を中心とした集団的権利保護のあり方について検討します。

⑬～⑭強制執行と救済

債務名義に表示された請求権を実現することが、制度上困難となっている事例を取り上げ、その実現のあり方を検討します。

⑮民事保全と救済

保全的な救済、すなわち仮差押えと仮処分の諸問題を民事救済手続のなかで検討します。

3. テキスト

川嶋四郎『民事訴訟法概説』（2013年・弘文堂）

＊最新の判例・学説をもとに、正確な定義と趣旨説明、論点の概要、議論の分岐点と背景、制度相互間の関係に注意して、執筆しています。初回から用いますので、初回までに、「序章」と「10章」を予習してください。

4. 成績評価方法

定期試験（70％）、質疑討論点（30点）の総合評価とします。質疑応答点は、授業中における貢献度を中心として評価します。

5. 備 考

（授業の進め方）

各回に指定された参考資料の予習を前提として、対話型の授業を行います。
ただし、基本的な事項については、私が予め説明を行います。

鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容

平成 24 年 11 月 14 日

教 授 会 決 定

鹿児島大学法科大学院（以下、本学法科大学院という）は、「法曹に必要とされるマインドとスキル」において示された内容のうち、司法修習および実務における継続的な研鑽を行うことを前提として、本学法科大学院の教育課程を修了する時点までに最低限修得すべき内容を、以下のとおり定める。本学における成績評価および修了判定は、これを念頭に行うものとする。

なお、法律基本科目および実務基礎科目については、文部科学省・専門職大学院等における高度職業人養成プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの研究」による「共通の到達目標」（以下、「共通の到達目標」と呼ぶ）の内容を吟味のうえ、これらを本学法科大学院において最低限修得すべき内容のひとつとして位置づける。また、法改正や判例の展開に対応すべく「共通の到達目標」の内容の妥当性を不断に見直し、これを修正すべき場合には、教授会での承認を経て、シラバス等で学生に告知する。

1. 法律基本科目（講義科目）

- ・ 事実に法規範を適用して結論を導く思考過程（法的三段論法）を実践することができる。
- ・ 成文法の様々な解釈技術（文理解釈・反対解釈・拡張解釈・類推解釈など）を理解し、基礎的な条文において実践することができる。
- ・ 各法律基本科目の「共通の到達目標」に掲げられている法的知識を正確に理解し、説明することができる（ただし、応用的な事項については、シラバス等で学生に明示のうえ、問題演習科目で修得すべきものとすることがある）。
- ・ 各法律基本科目の「共通の到達目標」に含まれる法的知識を前提として、基本的な事例に対する法的推論の過程を口頭および文章で説明することができる。

2. 法律基本科目（問題演習科目）

各法律基本科目の「共通の到達目標」に含まれる法的知識を前提に、以下のことができる。

- ・ 具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること。
- ・ 具体的な事実関係の中から法的推論のため必要な事実を抽出すること。
- ・ 具体的事実との関係において判例の射程を検討すること。
- ・ 各具体的な事実に応じた法的推論を、口頭および文章で提示すること。
- ・ 法的推論の妥当性について、的確な議論を展開すること。

3. 法律基本科目（総合問題演習科目）

各法律基本科目の「共通到達目標」に含まれる法的知識を前提に、過去に判例や学説において十分に論じられたことがない新しい問題や、多様な法分野に跨がって論じられる複雑な争点について、以下のことができる。

- ・ 具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること。
- ・ 具体的な事実関係から必要な間接事実を抽出したうえで、これらの間接事実から主要事実を適切に推認し、法的推論のため必要な事実を認定すること。
- ・ 判例の射程について十分な検討を行うこと。
- ・ 具体的な事例についての法的推論を、口頭および文章で説得的に提示すること。
- ・ 具体的な事例について現行法では妥当な結論を導けない場合に、法改正の方向性にも踏み込んだ検討を行うこと。
- ・ 具体的な事例をめぐる法的推論の妥当性について、的確かつ発展的な議論を展開すること。

4. 実務基礎科目

- ・ 制定法の種類とそれぞれの性質上の違いについて理解している。
- ・ 制定法について、法令集およびデータベースを用いてその所在を検索することができる。
- ・ 判例について、判例集およびデータベースを用いてその所在を検索することができる。
- ・ 二次資料について、書誌およびデータベースを用いてその所在を検索することができる。
- ・ 調査の結果として得られた法情報を、法的問題の処理に資するため効率的に整理・分析することができる。
- ・ 「共通到達目標」のうち、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に含まれる知識や考え方（ただし、法律基本科目に該当する実定法の知識にかかる事項については、シラバス等で明示のうえ、法律基本科目において修得すべきものとすることがある）を正確に理解している。
- ・ 「共通到達目標」のうち、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に含まれる実務上の基本的な技術を修得している。
- ・ 法律相談等において法曹が市民と接する際のコミュニケーションのあり方について、実例を踏まえつつ考察できる。
- ・ 司法過疎地をはじめとする様々な地域の実情に応じた司法サービスのあり方について、現地の状況を踏まえつつ考察できる。
- ・ 地域に生起する様々な問題を解決するために、法的アプローチの有効性とその限界について、地域の具体的な事情や隣接する諸分野の知見に照らして考察することができる。

5. 基礎法学・隣接科目

- ・基礎法学または隣接する社会科学の諸分野の基本的な知識や考え方を理解している。
- ・基礎法学または隣接する社会科学の諸分野の知見を、実定法の解釈や司法制度をめぐる立法提言の中にどのように活かすべきかについて、問題意識をもつ。

6. 展開先端科目

応用的な法分野や先端的な法律問題について、以下のことができる。

- ・基本的な知識を正確に理解し、説明することができる。
- ・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出することができる。
- ・具体的な事実との関係において判例の射程を検討することができる。
- ・具体的な事実に即した法的推論を、口頭および文章で提示することができる。
- ・法的推論の妥当性について、的確な議論を展開することができる。

2014 SYLLABUS 授業内容一覧

平成26年 3 月27日

編集・発行 鹿児島大学法科大学院

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

TEL 099-285-7504 (専門職大学院係)
